

## 241号の概要

昨年6月に公布された「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）」の施行に向け、農林水産省が公表した「食料システム法 努力義務・判断基準ガイドブック」を本号に掲載しました。2月には各地で説明会の開催が予定されており、その資料も併せて掲載しております。「メーカー・卸間次世代標準EDI推進協議会」は幹事会の下に4つの分科会を設置、この1月より順次活動を開始しました。一部の会議資料をご案内いたします。

## CONTENTS

### ●業界動向

- ・農林水産省「[食料システム法 努力義務・判断基準ガイドブック](#)」を公表（1月30日）
- ・農林水産省「[食料システム法に関する地方説明会](#)」

### ●本部活動

- ・1月8日（木） 令和8年缶詰業界新年賀詞交換会開催
- ・「メーカー・卸間次世代標準EDI推進協議会」分科会活動開始
  - ①ASN業務運用検討分科会・・・1月14日第1回会議（[会議資料](#)）
  - ②業務運用検討分科会・・・1月26日第1回会議
  - ③標準利用コード検討分科会
  - ④VAN機能分科会・・・1月14日第1回会議

### ●支部活動

- ・1月6日（火） 11:30 ～ [北海道支部新年交礼会](#)  
会場：京王プラザホテル札幌 2Fエミネンスホール
- ・1月6日（火） 13:00 ～ [大阪食品業界新春名刺交換会](#)  
会場：シティプラザ大阪
- ・1月27日（火） 15:30 ～ [日食協 関東支部流通業務委員会](#)  
会場：日食協本部会議室

### ●N-Torusニュース

[運送会社・ドライバー向けマニュアル（URL変更他）更新](#)

N-Torusサービス利用申込書とトライアルご利用条件を改訂しました。お申込み時に必要な項目が増え、トライアルについては、条件が変更になっております。新規申込みの際は、最新の利用申込書をダウンロードにてご使用願います。

●2025年度 委員会・研究会・専門部会・WG活動 (2025年12月26日～1月31日)

- ・12月26日 (金) サステナビリティMT 会場：日食協
- ・1月 9日 (金) 第2回労務管理研究会 会場：日食協  
日食協報告、新卒社員の採用・配属状況について、中途社員の採用・研修等について、長時間労働（時間外労働）及びその管理状況について 他
- ・1月13日 (火) 次世代標準EDI協議会EDI実証実験MT 会場：日食協及びWEB開催
- ・1月14日 (水) 第1回次世代標準EDI協議会V A N機能分科会  
会場：日食協及びWEB開催
- ・1月14日 (水) 第1回第次世代標準EDI協議会A S N業務運用検討分科会  
会場：日食協
- ・1月15日 (木) 第5回 法務研究会 会場：日食協及びWEB開催  
日食協報告、各社の債権管理状況について、「①制裁について ②社内教育について」 他
- ・1月16日 (金) 第2回 BCP対応WG 会場：日食協及びWEB開催
- ・1月20日 (火) サステナビリティMT 会場：日食協
- ・1月21日 (水) 第4回 物流問題研究会 会場：日食協及びWEB開催  
荷待ち・荷役作業削減に向けた加工食品業界の取組みガイドライン」の見直しについて 他
- ・1月21日 (水) 第4回 N-Torus運営委員会 会場：日食協及びWEB開催  
今後の事業運営について、Azureリソース拡張について、技術専門部会よりの報告 他
- ・1月22日 (木) 第9回 N-Torus技術専門部会 会場：日食協及びWEB開催  
エンハンス計画、利用状況報告 他
- ・1月23日 (金) 第7回 EDI-WG 会場：日食協及びWEB開催  
メーカー・卸間 検討体制の共有、2025年度幹事会システム検討テーマについての説明、2025年度実証実験検討について、ガイドライン策定について、今後のスケジュールについて 他
- ・1月23日 (金) 第7回 情報システム研究会 会場：日食協及びWEB開催  
日食協報告、J I I 報告、卸研報告、日食協BCP検討について、その他報告事項
- ・1月26日 (月) 第1回 次世代標準EDI協議会業務運用分科会  
会場：日食協及びWEB開催
- ・1月29日 (木) 第6回 次世代標準EDI協議会 幹事会  
会場：ビジョンセンター八重洲

# 食料システム法

## 努力義務・判断基準ガイドブック

**MAFF**

Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries

農林水産省

# はじめに

---

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。しかしながら、食料を取り巻く環境は、肥料、飼料等の生産資材費、物流費、人件費等が上昇していることにより、食料の供給に要する費用が増加傾向にある一方で、長期にわたるデフレ経済や実質賃金の低下によって、低価格の商品が消費者に選好され、生産から販売に至る各段階において当該費用を取引価格に十分に反映することが難しい状況が続いてきました。これは、飲食料品等は、一般的に短期間で品質が低下しやすいことなどから、売り手の取引上の地位が弱くなる場合があること、生活必需品にあっては恒常的に売買されるため、消費者の「いつもこのぐらいの値段で購入できている」といった値頃感が意識された取引が行われやすいことに起因していると考えられます。

加えて、売り手の取引上の地位が弱いこと等に起因した食品小売事業者への納品期限を商品特性を考慮せず一律に製造日から賞味期限までの期間の三分の一に設定するといった商慣習や、発注から納品までの期間を必要以上に短く設定するといった商慣習、サプライチェーン全体の関係者の連携なしには改善が進まない物流の課題等により、持続的な食料供給を阻害する過大な費用負担や労働等が生じています。

こうした状況の中で、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、生産から販売に至る各段階において生産性の向上や流通の改善に向けた取組が行われることが重要であるとともに、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者により、食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成が行われる環境整備を進める必要があります。加えて、食品廃棄の抑制、環境負荷低減、サプライチェーン全体での省人化・省力化等につながる商慣習の見直し等を積極的に行うことができる環境整備を進める必要があります。

このため、飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者は、その取引において、「その取り扱う飲食料品等の持続的な供給に要する費用等を示して取引条件に関する協議の申出があった場合に誠実に協議に応じること」、「商慣習の見直し等に関する提案がなされた場合に必要な検討及び協力を行うこと」という2つの努力義務の履行に努めることにより、飲食料品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化を促進する必要があります。

本ガイドブックでは、当該努力義務や、その努力義務が果たされているかを判断する基準である事業者の具体的な行動規範(判断基準)、事案処理手続等について、想定される事例とともに説明します。

# 目次

## 法律の概要

- ・食料システム法の概要
- ・食品等の取引の適正化のための措置の要点
- ・その他の改正概要

P2

法律の概要

## 努力義務

- ・努力義務の適用対象
- ・事業者の取引における努力義務

P4

努力義務

## 判断基準

- ・努力義務に対する判断基準
- ・努力義務違反となりうる事例

P7

判断基準

## 事案処理手続

- ・事案処理手続
- ・指導・助言、勧告・公表等の実施
- ・事案処理フローチャート

P15

事案処理手続

## 法律等の条文

- ・食料システム法
- ・施行規則
- ・基本方針
- ・行政指導指針

P18

法律等の条文

# 食料システム法の概要

## 食料システム法の要点

令和7年6月に成立した「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成30年法律第59号。以下「食料システム法」といいます。)」では、以下の2点に関する措置を定めています。

- ① 食品等の持続的な供給を実現するための事業活動の促進のための措置(R7.10.1施行)
- ② 食品等の取引の適正化のための措置(R8.4.1施行)

本ガイドブックでは②の食品等の取引の適正化のための措置について説明します。

## 食品等の取引の適正化のための措置の要点 令和8年4月1日から施行

### ポイント① 事業者の努力義務

食料全般を対象に以下の2つの努力義務が課されます。

- ① 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の検討・協力

また、①②の努力義務の実施状況を判断するため、事業者の行動規範(判断基準)を定めています。(詳細は7ページ以降)

取引当事者間で①②の努力義務を通じ  
実質的かつ誠実な協議等を促進

### ポイント② 取り組みが不十分な場合の措置

努力義務の実施状況について、

- ① 情報受付窓口の設置
  - ② 食品等取引実態調査
- により、情報収集・状況把握を行います。

その結果、努力義務に違反しているなど、取引の適正化に関する取組が不十分である場合、必要に応じて指導・助言または勧告・公表の措置をとります。

### ポイント③ 指定飲食料品等の指定

農林水産大臣は、事業者間の売買その他の取引において、その持続的な供給に要するコストについて認識しにくいものを、農林水産省令で指定することができます。

令和8年4月1日施行の農林水産省令では、以下の品目が指定飲食料品等として指定されます。

- ・ 米穀
- ・ 野菜
- ・ 豆腐
- ・ 納豆
- ・ 飲用牛乳(成分調整牛乳を除く。)



### ポイント④ コスト指標の作成・活用

農林水産大臣が指定した品目について、認定を受けた団体がコスト指標(※)の作成・公表を行い、コスト指標は事業者間の取引条件の協議において活用していただくことが可能です。

#### 農林水産大臣

- ① 農林水産省令で指定飲食料品等を指定
- ② コスト指標作成団体を認定

#### コスト指標作成団体

- ① 関係者によるコスト指標の作成・公表
- ② 消費者への情報提供

※ コスト指標は、持続的な供給に要する費用(生産、製造、加工、流通又は販売といった各段階において食料の供給に要する費用)を示す指標であり、通常取引において費用が認識しにくい飲食料品等(指定品目)を対象に作成されるものです。

## その他の改正概要

食料システム法全体の改正の概要及び条文等については、下記の農林水産省ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html>



# 努力義務の適用対象

努力義務の  
適用対象



飲食料品等事業者等  
同士



売買  
その他の取引

食料システム法における努力義務は、取引を行う人とその取引の内容によって適用対象となるか判断されます。適用対象は、①飲食料品等事業者等同行、②飲食料品等の売買その他の取引です。

## ①飲食料品等事業者等とは

飲食料品等事業者等とは、

- ① 飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者
  - ② 飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者
- を合わせた総称です。

※ 製造、加工、流通又は販売の事業を行う者とは、営利目的かどうかは問わず、外形的に製造、加工、流通又は販売を行っているとは判断される場合は対象となります。

## 飲食料品等の定義

食品等のうち、①飲食料品及び②その原料又は材料として使用されるもの（農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限り。）をいいます。（食料システム法第2条第10項）

### ①飲食料品



### イメージ

そのまま又は調理して食べるもの

### ②飲食料品の原料又は材料として使用されるもの



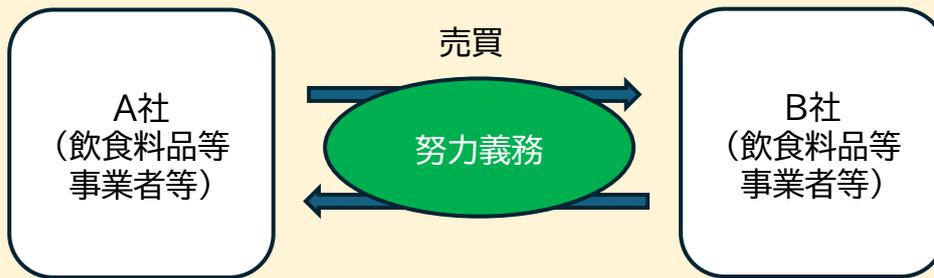
こんにゃく芋(こんにゃく粉)や  
茶葉、生乳など

## ②売買その他の取引とは

食料システム法の努力義務の適用対象となる取引は、飲食料品等事業者等同士で行う飲食料品等の「売買その他の取引」です。

### 飲食料品等の売買

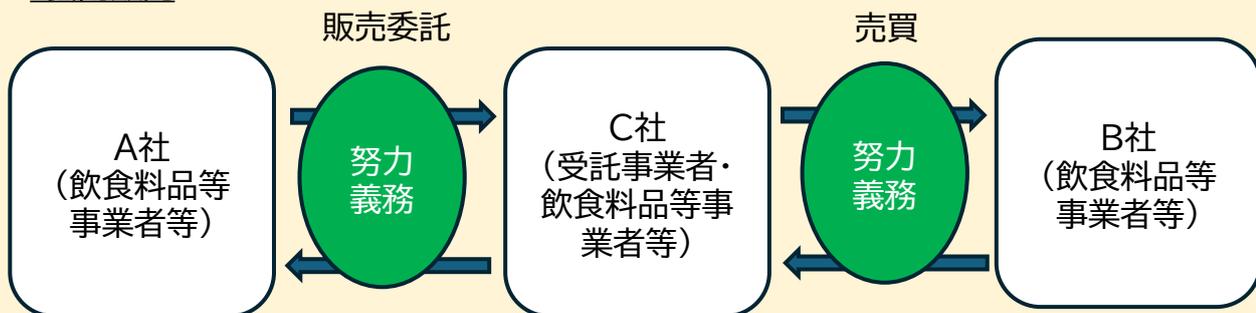
飲食料品等事業者等同士で直接売買を行う取引形態を指します。



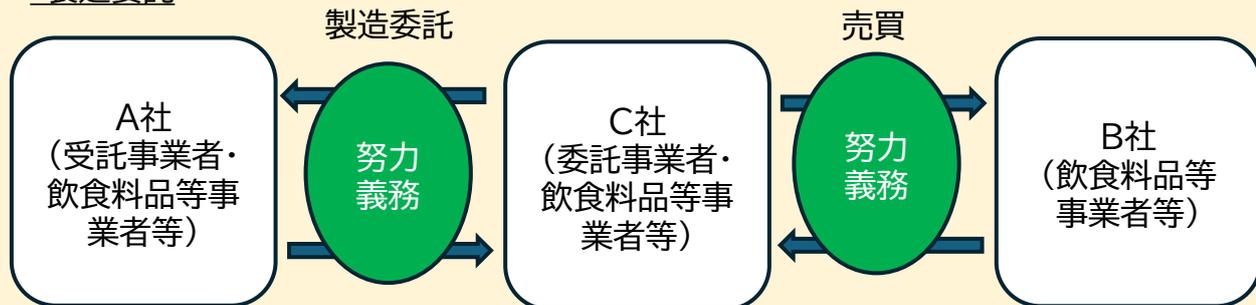
### その他の取引

その他の取引には、飲食料品等の委託販売や製造委託等を含みます。

#### ・委託販売



#### ・製造委託



※ 当事者間で取引条件の協議の余地がない取引(競りや入札等)については、実質的に、取引条件に係る誠実協議に関する努力義務に対する指導等の適用対象外となります。

# 事業者の取引における努力義務

## ①取引条件に係る誠実協議

- 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議すること。

農家のAさん



資材価格が上がってるんです…  
取引価格を上げてもらえないでしょうか？

取引先のBさん



そんな事情知りませんよ。  
取引価格はこれまで通りにさせていただきますね。

このBさんの行為は**努力義務違反**となるおそれがあります！

必ずAさんの提示する取引条件を受け入れなければならないというわけではありません。しかし、このように誠実に協議に応じない行為は、努力義務違反となるおそれがあります。

この例はわかりやすいですが、意図せず努力義務違反となることがあります。詳細は、7ページ以降をご確認ください。

## ②商慣習等に係る検討・協力

- 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力をすること。

持続的な供給に資する取組とは、飲食料品等の発注から納品までの期間を十分に確保することや商品特性を考慮せず設定された3分の1ルールの見直し等のことを指します。

①の努力義務と同様に、提案を必ず受け入れなければならないというわけではありませんが、対応可能なことに対して検討・協力をしていただくことが必要です。詳細は、11ページ以降をご確認ください。

# 努力義務に対する判断基準

努力義務に対する行動規範(判断基準)については、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の推進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則」(平成3年農林水産省令38号。以下「施行規則」といいます。)に定められています。

## (1) 誠実協議に対する判断基準

「取引条件に係る誠実協議」を定めた努力義務に対する判断基準については、施行規則第25条第1号で以下の事項が定められています。(2つの努力義務に共通する判断基準については、13ページをご確認ください。)

### 協議の速やかな開始

速やかに協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと(施行規則第25条第1号イ関係)

### 資料の尊重

取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、統計法(平成19年法律第53号)第2条第3項に規定する公的統計、法第42条第1項第1号に規定する指標、行政機関が実施した調査の結果その他客観的な事実に基づいた情報であって公表されているものを用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること  
(施行規則第25条第1号ロ関係)

### 一方的な決定の禁止

当該飲食料品等の取引価格その他の取引条件を一方的に決定しないこと  
(施行規則第25条第1号ハ関係)

# 努力義務違反となりうる事例

ここでは努力義務違反となりうる事例の一例を記載していますが、この事例に該当しないからといって、努力義務違反にならないとは限らないことにご注意ください。

なお、考慮を求める事由を一切示すことなく、希望する取引条件を一方的に提示された場合、協議に応じなかったとしても、努力義務違反には当たりません。

## 協議の速やかな開始

### 事例①

コスト上昇等の根拠を示して取引価格を引き上げたいという協議の申出があったが、繁忙期を理由に取り合わなかった。



#### Point

- ✓ 取引の相手方から示された期限(社会通念上相当と認められるもの。期限が示されなかった場合であっても、1カ月を経過しても協議が開始されない場合は、速やかに協議に応じたとは言い難いです。)までに、協議を開始することが必要です。
- ✓ 繁忙期でどうしても対応ができないなどの場合には、期限を延長する合理的な理由(※)を取引相手に説明し、期限を延長することについて理解を得るようにしてください。
- (※) 合理的な理由であるか否かについては、申出があった協議の内容や申出を受けた飲食料品等事業者等のほかの取引先数等を勘案して、農林水産省が総合的に判断します。

### 事例②

協議を半年ごとに行うことで合意しており、前回の協議から半年経過したため協議の申出を受けたが、応じなかった。



#### Point

- ✓ 定期的に協議したいという要請があった場合に、必ずしも取引相手が希望した頻度で協議を行う必要があるわけではありませんが、一方的に次回以降の協議に応じない場合には努力義務違反となるおそれがあります。
- ✓ 定期的な協議を希望する飲食料品等事業者等は、協議の際に次回協議の時期や定期協議の頻度を提示し、合意を得ることが望ましいです。

## 事例①

公的統計等を用いて原材料価格が高騰していることを説明されたにもかかわらず、容易に算出することが困難な個別費用の内訳を説明するデータを提出しないと一切協議に応じられないと伝えた。



(すでに公的統計で説明されたけど…)  
もっと細かいデータを出してくれないなら、一切協議には応じません。

## 事例②

個別にコスト上昇分を切り出して示すことが難しい場合に、公的統計やコスト指標等を用いた説明を受けたが、合理的な根拠がないものとして扱った。



公的統計を見せられてもねえ…  
あなたのところは別にコスト上がってないんじゃないの？  
それしか出せないなら協議はしません。

## Point

- ✓ 具体的な費用の内訳等を示した資料を用いた説明に対してはもちろんのこと、公的統計やコスト指標、その他客観的な事実に基づいた公表情報を用いた説明に対しても、合理的な根拠があるものとして尊重していただく必要があります。
- ✓ 必要な限度において追加の情報を求めることは違反には当たりませんが、容易に算出することが困難又は提示のために調査を要するデータや、営業上の秘密に当たる詳細な費用の内訳に関する資料の提出を求めるなど過度な負担を強いることは協議の申出に対する萎縮や協議の取り下げにもつながる行為であり、努力義務違反となるおそれがあります。

## 一方的な決定の禁止

### 事例①

取引条件の協議もなく、一方的に希望価格で入金を行い、商品の納品を要求した。



### 事例②

取引の相手方が補助金を受け取っていることを理由として、一方的に納品価格を引き下げる決定をした。



### 事例③

委託販売の際に、受託者側から市況に応じた取引価格の提案があったにもかかわらず、委託者が、一方的に取引条件を押し付けた。（「協議の速やかな開始」の努力義務違反となるおそれもあります。）



### Point

- ✓ 「一方的に決定する」とは、取引当事者間双方の自由な意思に基づくことなく、取引価格等の取引条件を決定することです。
- ✓ 取引相手が提示した価格等の取引条件で決定されなかったとしても、実態を伴った協議の結果であれば、一方的とは言えないため努力義務違反には当たりません。

## (2)商慣習の見直し等の検討・協力に対する判断基準

「商慣習の見直し等の検討・協力」を定めた努力義務に対する判断基準については、施行規則第25条第2号で以下の事項が定められています。(2つの努力義務に共通する判断基準については、13ページをご確認ください。)

### 持続的な供給に資する取組の提案の速やかな検討及び協力

飲食料品等事業者等が、取引の相手方から、その取り扱う飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、速やかに必要な検討及び協力を行うこと  
(施行規則第25条第2号関係)

### 持続的な供給に資する取組の提案の具体例

持続的な供給に資する取組の提案の具体例には、以下のようなものがあります。

- ① 飲食料品等の発注から納品までの期間を十分に確保することに関する提案
- ② 3分の1ルールの見直し等、飲食料品等の納品期限の緩和に関する提案
- ③ 同一商品について、異なる賞味期限等が混合したものの納品や、賞味期限等が既に納品した商品の賞味期限等以前のものの納品に関する提案
- ④ 欠品に伴う金銭的ペナルティ等の見直しに関する提案
- ⑤ 納品頻度の削減、発注単位(発注ロット)の見直しに関する提案
- ⑥ 需要に見合わない価格での販売委託の見直しに関する提案
- ⑦ 標準仕様パレット(縦1・1メートル、横1・1メートルのパレットをいう。)その他の標準化された規格に適合するパレットの利用に関する提案
- ⑧ 飲食料品等の集出荷・配送に関する情報のデジタル化や標準化の実施に関する提案

これらの取組の提案がなされた場合には、速やかに検討・協力をしていただくことが求められます。

なお、上記は持続的な供給に資する取組の提案の一例であって、食品廃棄や廃棄がなければ発生しなかった費用等の削減につながる商慣習の見直し、環境負荷低減、サプライチェーン全体での省人化・省力化等につながる商慣習の見直し等の提案についても、努力義務の対象になります。

# 努力義務違反となりうる事例

## 速やかな検討・協力

### 事例①

3分の1ルールの見直しについて提案があったが、他社は3分の1ルールに則って納品してもらっていることを理由として、検討することなく取り合わなかった。



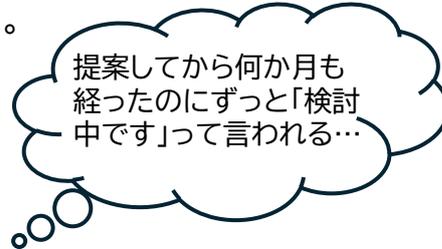
3分の1ルールを見直してほしいって…  
他も3分の1ルールで納品してるんだから文句言うな。

### 事例②

加工食品の発注から納品までの期間を延長することについて提案を受けたが、「検討結果は連絡します。」と回答したまま数か月が経過。提案者から何度も確認の連絡があったが、回答せずに従前どおり発注を行っている。



納品期限今まで通りだし…



提案してから何か月も経ったのにずっと「検討中です」って言われる…

### 事例③

納品頻度の低減に関する提案があり、まずは対応が可能なものについて実施することで双方が合意したが、実行に移さずに数か月が経過した。提案者から何度も確認の連絡があったが、従前どおり発注を行っている。



協力するって言ってたのに何も変わらないじゃないか！

## Point

- ✓ 持続的な供給に資する取組の提案に当たって取引の相手方から示された期限(社会通念上相当と認められるもの。期限が示されなかった場合は、1カ月を経過しても検討の結果を説明されない場合は、速やかに必要な検討に応じたとは言い難いです。)までに、検討の結果を説明することが必要です。
- ✓ 期限内に対応することが難しい場合には、期限を延長することの合理的な理由(※)を取引相手に説明し、期限を延長することについて理解を得るようにしてください。  
(※) 合理的な理由であるか否かについては、提案を受けた飲食料品等事業者等のほかの取引先数等を勘案して、農林水産省が総合的に判断します。
- ✓ 検討の結果を踏まえ、提案内容のうち対応が可能なものについては、双方が合意した期限までに提案の内容に沿って行動することが必要です。

## (3)2つの努力義務に共通する判断基準

2つの努力義務に共通する判断基準については、施行規則第25条第3号で以下の事項が定められています。

### 協議の申出等のみを理由とした不利益な取扱いの禁止

協議の申出等のみを理由として、当該協議の申出等をした取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと  
(施行規則第25条第3号イ関係)

### 協議の申出等の検討結果の説明

取引の相手方から示された協議の申出又はその取り扱う飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案(以下「協議の申出等」という。)について、その検討結果及びその理由の説明その他の必要な情報の提供を行うこと  
(施行規則第25条第3号ロ関係)

## 努力義務違反となりうる事例

### 協議の申出等のみを理由とした不利益な取扱いの禁止

#### 事例①

今までは言い値で取引(購入/販売)ができていたのに、取引価格の協議の申出をしてきたので、申出をするなら取引を止めると示唆して、申出を取り下げさせた。



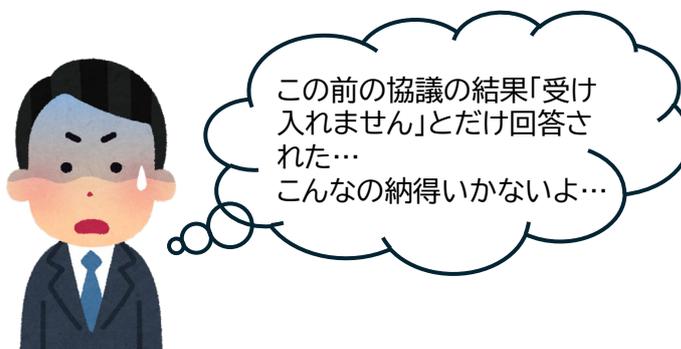
取引価格上げてほしいとか  
いうならもうこれ以上取引  
しないよ?

#### Point

- ✓ 「不利益な取扱いを行わないこと」とは、協議の申出等をきっかけに取引の相手方の利益を不当に害しないことです。
- ✓ 取引条件の協議の結果、飲食料品等の価格を上げることによって、販売数量が減少する見込みであることを理由とした取引数量の削減等については、努力義務違反には当たりません。

### 事例

取引価格を引き上げたいと根拠を示して協議の申出があったが、社内で検討した結果、据え置きとすることに決定したので、取引の相手方に対して、受け入れ不可の旨のみ回答した。



### Point

- ✓ 協議の検討結果については、ただ受け入れ可否を回答するだけでなく、受け入れられない取引条件等については、その理由を合理的な根拠とともに説明することが必要です。
- ✓ 受け入れられない場合には、協議の内容に関する懸念点を説明することで新たな条件での提案を促すことや、市場の状況を説明することで受け入れやすい最適な時期に改めて協議の申出等を行うよう示唆することも必要です。

# 事案処理手続

農林水産省では、食料システム法に基づく措置の実施の実効性を確保するため、令和7年10月からフードGメンを配置し、情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査による情報収集を実施しています。

## フードGメン

食料システム法を適正に執行し、食料システム法に基づく指導・助言等の措置の実効性を確保するための体制として、農林水産省本省と地方農政局等に専門の職員を配置しています。

## 情報受付窓口

農林水産省ホームページに受付フォームを設置し、努力義務違反の事業者についての情報を常時受け付けています。



努力義務違反の疑いがある場合は、こちらにご連絡ください

(参考:農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/zyouhou.html>



## 食品等取引実態調査

価格交渉の実施状況、商慣習上の課題に関する協議状況等の取引実態について、アンケート調査やヒアリング調査により毎年把握します。

(参考:農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/jittaichousa.html>



# 指導・助言、勧告・公表等の実施

フードGメンは、情報受付窓口や食品等取引実態調査によって得た情報等をもとに、判断基準に照らして努力義務に対する措置を的確に実施していない(以下「努力義務違反」といいます。)場合、必要に応じて指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知を実施します。

## 指導及び助言

飲食料品等事業者等の食料システム法第36条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときに実施します。

### 助言

努力義務違反の疑いがあるにすぎない場合(※)には、判断基準を勘案して必要な助言を行います。

※時期、取引相手、取引の内容に関する情報が得られた場合などが該当します。

### 指導

以下のいずれかにより、努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由がある場合には、判断基準を勘案して必要な指導を行います。

- ① 裏付けとなる資料等(売買契約書、製造委託契約書、商談記録、発注書等)を含む情報が得られたとき
- ② 食料システム法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない飲食料品等事業者等から自発的な申出を受けたとき
- ③ 複数の情報提供者から同様の情報が得られたとき
- ④ その他努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由があるとき

## 勧告

飲食料品等事業者等の食料システム法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときに実施します。

これは、飲食料品等事業者等の努力義務違反が判断基準に照らして明らかである場合であって、以下のいずれかに該当するときをいいます。

- ① 指導を行った飲食料品等事業者等について、その後もなお同様の努力義務違反があったことを確認したとき
- ② 組織的に努力義務違反を行ったことを確認したとき
- ③ その他飲食料品等事業者等の努力義務違反に対して勧告を行うことが適当と認めるとき

## 立入検査・報告徴求

勧告を実施するにあたり、必要な限度において、立入検査や報告徴求を実施する場合があります。

立入検査についてはあらかじめ通告することなく実施することもあります。

なお、事前に得られた情報のみで勧告相当であると判断できた場合には、必ずしも立入検査や報告徴求を実施するわけではありません。

## 公表

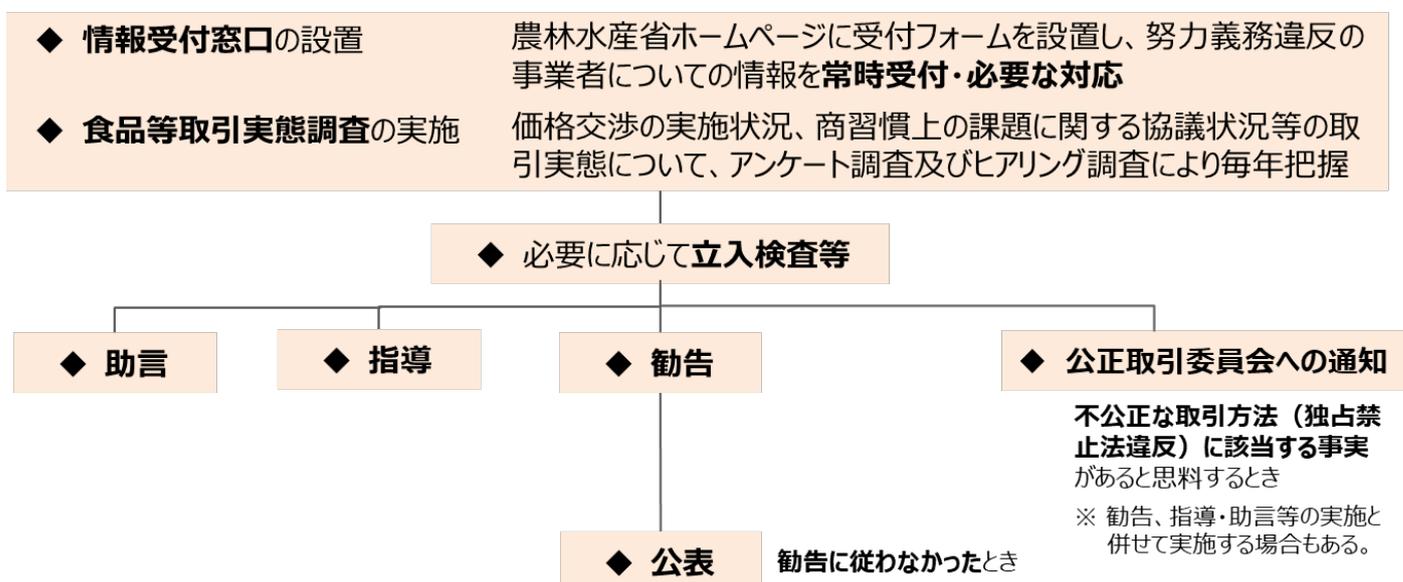
勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときに行います。「勧告に従わなかったとき」とは、以下のいずれかに該当するときをいいます。

- ① 農林水産省が示す期限内に改善が確認されないとき
- ② 過去に勧告を受けて改善が確認された飲食料品等事業者等について、改善後1年以内に同様の努力義務違反があったことを確認したとき

公表事項は以下のとおりです。

- ・ 勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 事業の概要
- ・ 勧告を行った年月日
- ・ 指導又は助言を行った年月日(勧告のほか、同一の努力義務違反について指導又は助言を行った場合に限る。)
- ・ 努力義務違反の内容
- ・ 勧告の内容
- ・ 公表を行うに至った理由
- ・ その他飲食料品等の取引の適正化の観点から必要と認められる事項(飲食料品等事業者等の秘密を除く。)

## 事案処理手続フローチャート



# 食料システム法

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）  
（抄）

（目的）

第一条 この法律は、食品等事業者が食料システム（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第二条第五項に規定する食料システムをいう。第四条第一項第一号において同じ。）において農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置及び食品等の取引の適正化のための措置を講じ、もって農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「食品等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。

一 飲食料品

二 花きその他農林水産省令で定める農林水産物（前号に掲げるものを除く。）

三 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（第一号に掲げるものを除く。）であって、農林水産省令で定めるもの

2 この法律において「食品等事業者」とは、食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者をいう。

3 この法律において「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。

4～8 （略）

9 この法律において「取引の適正化」とは、取引が適正に行われるようにするために行う取引条件の改善その他の措置をいう。

10 この法律において「飲食料品等」とは、食品等のうち、飲食料品及びその原料又は材料

として使用されるもの（農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。）をいう。

第三条～第三十二条 （略）

第三章 食品等の取引の適正化のための措置

第一節 食品等の取引の適正化に関する基本的な方針

第三十三条 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義に関する事項

二 飲食料品等の取引の適正化に関し、飲食料品等事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等に係る措置に関する事項

四 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的な事項

五 その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項

3 この章において「飲食料品等事業者等」とは、飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者をいう。

4 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあっては、当該行政機関）に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

6 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第四項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## 第二節 食品等取引実態調査等

(食品等取引実態調査)

第三十四条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況その他食品等の取引の実態に関する調査（以下「食品等取引実態調査」という。）を行うものとする。

- 2 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等取引実態調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報であって食品等の取引の状況その他食品等の取引の現況に関するものを提供するよう努めるものとする。
- 3 農林水産大臣は、食品等取引実態調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等事業者、農林漁業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。
- 4 関係行政機関及び食品等事業者、農林漁業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(食品等取引実態調査に基づく措置)

第三十五条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等取引実態調査の結果に基づき、食品等事業者及び農林漁業者に対する指導及び助言、食品等事業者及び農林漁業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定、食品等の取引に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第三節 飲食料品等の取引の適正化に関する措置

### 第一款 飲食料品等事業者等が講ずべき措置等

(飲食料品等事業者等の努力義務)

第三十六条 飲食料品等事業者等は、飲食料品等の持続的な供給を図るため、他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 取引の相手方から、その取り扱う当該飲

食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。

- 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと。

(飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項)

第三十七条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、農林水産省令で、前条各号に掲げる措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、飲食料品等の品質、その生産、製造、加工、流通又は販売の各段階での取扱いの状況、その取引の実態その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。
- 3 農林水産大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項の改定をしようとするときは、公正取引委員会に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

(指導及び助言)

第三十八条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第三十九条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、第三十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### (報告及び検査)

第四十条 農林水産大臣は、前条第一項の規定の施行に必要な限度において、飲食料品等事業者等に対し、第三十六条各号に掲げる措置の実施の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、飲食料品等事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (指定飲食料品等の指定)

第四十一条 農林水産大臣は、飲食料品等であつて、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われず取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、その飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産省令で指定することができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会及び当該指定をする飲食料品等の飲食料品等事業者等が主たる構成員又は出資者となっている団体その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、第一項の規定による指定を解除しようとするときについて準用する。

### (認定指標作成等団体)

第四十二条 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、前条第一項の規定による指定をした飲食料品等（以下「指定飲食料品等」という。）ごとに、当該指定飲食料品等の飲食料品等事業者等（以下「指定飲食料品等事業者等」という。）又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となっている団体が組織する団体であつて、第四項各号に掲げる要件に適合すると認められるものを、その申請により、次に掲げる業務（以下「指標作成等業務」という。）を行う者として認定することができる。

- 一 当該申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表

二 当該申請に係る指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び前号に規定する指標に対する指定飲食料品等事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報の提供

- 2 前項の規定による認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「申請書」という。）を農林水産大臣に提出しなければならない。
  - 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 二 指標作成等業務の対象となる指定飲食料品等
  - 三 指標作成等業務の運営体制に関する事項
  - 四 指標作成等業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
  - 五 申請者を組織する指定飲食料品等事業者等又は団体に関する事項
- 3 申請書には、その申請に係る指標作成等業務に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を添付しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る申請者について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の規定による認定をするものとする。
  - 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。
  - 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
  - 三 業務規程の内容が、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - イ 第一項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引におけるその持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること。
    - ロ 第一項第一号に規定する指標の作成に当たっては、同項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となっている団体（申請者を除く。）であつて、当該指定飲食料品等ごとに生産、製造、加工、流通又は販売の各段階のうち農林水産省令で定める二以上の段階について各段階を代表すると認められる者を参画させること。
- 四 指標作成等業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、指標作成等業務を適正かつ確実にを行うために必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

- 5 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同項の申請に係る指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売の全ての段階について各段階を代表すると認められる指定飲食料品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。
- 7 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第四十三条～第五十一条 (略)

#### 第四節 公正取引委員会への通知

第五十二条 農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

第五十三条～第五十八条 (略)

# 施行規則

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）（抄）

（食品等に含まれる農林水産物等）

第一条 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第一項第二号の農林水産省令で定める農林水産物は、飲食料品の原料又は材料として使用される農林水産物とする。

2 法第二条第一項第三号の農林水産省令で定めるものは、飲食料品の原料又は材料として使用されるものとする。

第二条～第二十四条 （略）

（飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項）

第二十五条 法第三十七条第一項に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項は、次のとおりとする。

一 飲食料品等事業者等は、法第三十六条第一号に規定する場合には、次のイからハまでに掲げる事項を行うことにより、同号に掲げる措置を講ずるものとする。

イ 速やかに当該協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと。

ロ 取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第三項に規定する公的統計、法第四十二条第一項第一号に規定する指標、行政機関が実施した調査の結果その他客観的な事実に基づいた情報であって公表されているものを用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。

ハ 当該飲食料品等の取引価格その他の取引条件を一方的に決定しないこと。

二 飲食料品等事業者等は、法第三十六条第二号に規定する場合には、速やかに必要な検討及び協力を行うことにより、同号に掲げる措置を講ずるものとする。

三 飲食料品等事業者等は、取引の相手方から、その取り扱う飲食料品等の取引条件に関する協議の申出又は当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案（以下この

項において「協議の申出等」という。）がされた場合には、次のイ及びロに掲げる事項を行うことにより、法第三十六条各号に掲げる措置を講ずるものとする。

イ 協議の申出等のみを理由として、当該協議の申出等をした取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。

ロ 取引の相手方から示された協議の申出等について、その検討結果及びその理由の説明その他必要な情報の提供を行うこと。

（指定飲食料品等の指定）

第二十六条 法第四十一条第一項の規定に基づき、次に掲げる飲食料品等を指定飲食料品等として指定する。

一 米穀

二 野菜

三 豆腐

四 納豆

五 飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。第二十九条第五号において同じ。）

第二十七条・第二十八条 （略）

（指定飲食料品等ごとの段階）

第二十九条 法第四十二条第四項第三号ロの農林水産省令で定める段階は、次の各号に掲げる指定飲食料品等の品目に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 米穀 生産、流通及び販売

二 野菜 生産、加工、流通及び販売

三 豆腐 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売

四 納豆 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売

五 飲用牛乳 その原料となる生乳の生産及び流通、製造並びに販売

第三十条～第三十八条 （略）

# 基本方針

## 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針

### 第1 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものである。しかしながら、食料を取り巻く環境は、肥料、飼料等の生産資材費、物流費、人件費等が上昇していることにより、食料の供給に要する費用が増加傾向にある一方で、長期にわたるデフレ経済や実質賃金の低下によって、低価格の商品が消費者に選好され、生産から販売に至る各段階において当該費用を取引価格に十分に反映することが難しい状況が続いてきた。これは、飲食料品等は、一般的に短期間で品質が低下しやすいことなどから、売り手の取引上の地位が弱くなる場合があること、生活必需品にあっては恒常的に売買されるため、消費者の「いつもこのぐらいの値段で購入できている」といった値頃感が意識された取引が行われやすいことに起因していると考えられる。

加えて、売り手の取引上の地位が弱いこと等に起因した食品小売事業者への納品期限を商品特性を考慮せず一律に製造日から賞味期限までの期間の三分の一に設定するといった商慣習や、発注から納品までの期間を必要以上に短く設定するといった商慣習、サプライチェーン全体の関係者の連携なしには改善が進まない物流の課題等により、持続的な食料供給を阻害する過大な費用負担や労働等が生じている。

こうした状況の中で、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、生産から販売に至る各段階において生産性の向上や流通の改善に向けた取組が行われることが重要であるとともに、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者により、食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成が行われる環境整備を進める必要がある。加えて、食品廃棄の抑制、環境負荷低減、サプライチェーン全体での省人化・省力化等につながる商慣習の見直し等を積極的に行うことができる環境整備を進める必要がある。

このため、飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者（以下「飲食料品等事業者等」という。）は、その

取引において、

- ① その取り扱う飲食料品等の持続的な供給に要する費用等を示して取引条件に関する協議の申出があった場合に誠実に協議に応じること
- ② 商慣習の見直し等に関する提案がなされた場合に必要な検討及び協力を行うことに努めることにより、飲食料品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化を促進する必要がある。

特に、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があることなど、持続的な供給に要する費用について認識しにくい飲食料品等については、農林水産大臣がこれを指定するとともに、指定を受けた飲食料品等について持続的な供給に要する費用に関する指標を作成・公表する者を認定してその取組を推進することで、飲食料品等事業者等間の持続的な供給に要する費用を考慮した取引条件の協議を促進する必要がある。

さらに、こうした取引の適正化に関する取組を浸透させていくには、食料システムの関係者、とりわけ消費者からの理解を得られることが重要であることから、国をはじめとする行政機関は、飲食料品等事業者等及び消費者の理解醸成に取り組む必要がある。

### 第2 飲食料品等の取引の適正化に関し、飲食料品等事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

- 1 食料の価格は、需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本であるが、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、食料の供給に要する費用を取引価格に反映できる環境を整備する必要がある。こうした環境整備を進める上では、飲食料品等事業者等は、生産、製造、加工、流通又は販売の各段階においてその取り扱う飲食料品等の供給のために要する費用を自ら把握することに努めるとともに、当該費用が取引価格に反映できていないと思料する場合は、取引の相手方に対して取引条件に関する協議の申出をするといった具体の行動を起こすことが重要である。また、協議の申出を受けた者は、飲食料品等は多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有するため、その取引の当事者間で取引上の地位に格差が生ず

る場合があることに鑑み、取引の相手方が協議を申し出ることや継続することを断念することがないよう、速やかに対応すること、必要以上に詳細な費用の内訳の提出を求めるなど過度な負担を強いないこと、立場の強さを利用して一方的な取引価格の決定をしないことなどにより誠実に当該協議に応じる必要がある。

- 2 加えて、商慣習を理由に、取引の相手方に対して、正当な理由もなく、不利益を与え続けることは、食品廃棄だけではなく、廃棄がなければ発生しなかった費用等の負担を強いることとなり、持続的な食料供給に支障を来すおそれがある。さらに、人手不足が深刻化する中で、サプライチェーン全体の関係者の連携の下、食品産業における流通の効率化が図られなければ、同様の事態が生じるおそれがある。このため、飲食料品等事業者等は、その取り扱う飲食料品等の持続的な供給を図るため、商慣習の見直し等が必要であると思料する場合は、取引の相手方に対してその見直しの提案を行うことが重要である。また、前述のとおり取引上の地位に格差がある中で、当該提案に誠実に向き合ってもらえずに取引の相手方が提案を断念することがないよう、提案を受けた者は、速やかに取引の相手方との間で必要な検討を行い、協力できる部分は速やかに実行に移すことが必要である。これらにより、双方が納得できる商慣習等に見直すことが重要である。
- 3 さらに、これらの協議の申出又は商慣習の見直し等の提案（以下「協議の申出等」という。）を受けた者は、協議の申出等のみを理由として、取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止などの不利益な取扱いを行わないことはもちろんのこと、協議の申出等をした者が納得して受け入れられるよう、検討結果及びその理由について具体的な説明を行うことが必要である。また、双方の認識の齟齬を解消し、問題を未然に防止する観点から、協議等を行った記録を双方で作成し、保管することが望まれる。なお、協議の申出等がしやすい環境の整備に当たっては、売り手からの協議の申出等だけではなく、買い手から積極的に売り手の状況を把握する機会を設けることが重要である。
- 4 こうした取組の実効性を確保するため、農林水産大臣は、協議の申出等を受けた者が第1の①及び②の努力義務を確実に果たすよう、判断基準に照らして、指導及び助言並びに勧告及び公表の措置を行う。

### 第3 指定飲食料品等に係る措置に関する事項

- 1 持続的な供給に要する費用が認識しにくい飲食料品等として農林水産大臣が指定する指定飲食料品等については、取引条件の協議に当たり、参照すべき指標が作成され、当該指標を活用できることが重要である。

このため、指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用の明確化に資するよう、農林水産大臣は、当該費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表する者の認定を行う。また、当該認定を受けた認定指標作成等団体は、飲食料品等事業者等間の取引条件の協議を促進し、最終的な購入者である消費者の理解を得るため、食料システムの関係者に対して指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び当該指標に対する理解増進のための情報の提供を行うことが必要である。

なお、当該指標は、取引条件の協議に当たり、持続的な供給に要する費用を説明する際の参考として活用できるものであって、価格等の取引条件については、これを踏まえた上で当事者間の協議により決定されるものである。
- 2 指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標については、生産から販売に至る多くの関係者が活用するほか、消費者の理解を得る上で重要なものであるため、公正で信頼できる指標であることが求められる。このため、当該指標の作成に当たっては、当該指標を作成する必要性について関係者の認識の共有が図られた上で、当該指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売のうち、複数の段階の事業者・事業者団体が参画することにより、生産から販売までのいずれかの段階に有利な指標とならないようにする必要がある。さらに、当該指標を作成する認定指標作成等団体が正確な情報提供を受けることができるよう、当該団体の役職員に対して秘密保持義務を課すことにより、当該団体の専門性と独立性を確保する必要がある。
- 3 加えて、指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標は以下の事項を満たす必要がある。
  - ① 品目ごとの実情を踏まえ、産地、作型、収量、販売地等を設定した上で作成する。
  - ② 品目ごとの実情を踏まえ、生産、製造、加工、流通又は販売の各段階で要する費用を明らかにした上で、それらを積算したものを指標とする。その際、基準となる年の指標を原則として実数により作成した上で、各段階の費用のうち労働費や

輸送費等の費目ごとに、公的統計を利用して基準となる年から直近年又は直近月までの間の物価変動率等で補正すること等により、最新の指標とする。なお、当該指標は、生産から販売までに要する費用を積算したものであるため、利潤はその対象外である。

③ 指標の作成に当たっては、客観性が担保されるよう、公的統計や農林水産省が行う調査の結果、業界団体等が公表するデータ等を、出典を明らかにした上で可能な限り活用することとし、それらの資料のみでは不足する情報については、認定指標作成等団体が調査方法を明らかにするなど公正かつ信頼できる方法により適切にデータを収集する。

④ 指標の公表日からおおむね1年ごとに指標の改定を行う。なお、費用の急激な変化等、特段の事情が生じた場合には、随時改定することも可能とする。

⑤ 作成された指標は、品目ごとに収穫時期や取引が行われる時期等を考慮し、適切な公表時期を設定した上で、認定指標作成等団体に加え、指標の作成に参画する者のウェブサイトに掲載する等、食料システムの関係者が閲覧可能な形で公表する。

4 認定指標作成等団体は、指標の作成・公表に当たっては、品目ごとの実情を踏まえ、飲食料品等事業者等が取引条件の協議において地形条件や産地による違い等を考慮して指標を活用することができるよう、工夫することも望まれる。

5 また、認定指標作成等団体は、食料システムの関係者、とりわけ消費者が、指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び指標に対する理解を深めることに資するよう、作成した指標について、生産から販売までに要する費用を容易に認識できるような効果的な情報提供を行うとともに、指定飲食料品等の特性や背景事情をわかりやすく伝える。

#### 第4 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的な事項

1 持続的な食料供給の実現を図るためには、飲食料品等の持続的な供給に要する費用の考慮や納品期限の緩和をはじめとする飲食料品等の持続的な供給に資する商慣習の見直し等が重要であり、このためには食料システムの幅広い関係者の理解が必要不可欠となる。このため、農林水産大臣は、関係行政機関と連携して、広報活動その他の活

動を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策に関して関係者の理解を深めるとともに、その施策の実施に関する協力を求めるよう努める。

2 また、食品等は最終的に消費者に購入されることが前提であるため、消費者の値頃感に基づいた価格決定により食品等の供給に要する費用を取引価格に反映できない事態や、定着している商慣習等が消費者の選択行動を背景として見直すことが困難な事態が続けば、持続的な食料供給の実現を図ることが困難となる。このように、消費者の理解がとりわけ重要であることから、消費者は、農林漁業をはじめとするサプライチェーン全体の現場や実情に対する理解を深め、食品等が自らの手元に届くまでにどのくらいの費用が掛かっているのかを意識するとともに、食品廃棄の発生の抑制に資する選択行動をすることなどにより、食品等の持続的な供給に寄与するよう、日々の行動変容を起こすことが望まれる。

#### 第5 その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項

1 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化を図られるよう、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況その他食品等の取引の実態を把握するため、食品等取引実態調査を実施するとともに、食品等の取引に係る不適正な事案の情報等を受け付ける情報受付窓口を設置する。これらの取組で得られた情報に基づき、第2の4に規定する措置を行うほか、個別の回答者や事業者が特定されないように配慮の上、当該調査の結果や当該措置の対象となった事例等を定期的に公表することにより、当該措置の対象となる行為を明らかにすることで飲食料品等の取引を行う者に対して法令遵守と注意喚起を促すとともに、飲食料品等の取引を行う者が様々な取組事例を把握することで、食品等の取引の適正化を図るために自らが取るべき行動を考えるきっかけを作る。

2 農林水産大臣は、1で把握した情報のうち、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項に規定する「不公正な取引方法」に該当することが疑われる事実があると思料する場合には、公正取引委員会に対し、その事実を通知する。また、食品等の取引の適正化を図るため、関係法令を所管する行政機関との情報の共有その他の必要な連携に努める。

# 行政指導指針

## 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づく指導及び助言並びに勧告及び公表の指針

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第38条に基づく指導及び助言並びに法第39条に基づく勧告及び公表に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第36条に規定する行政指導指針は、次のとおりとする。

### 1 指導及び助言の指針

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の法第36条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条各号に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をする。

#### (1) 助言の指針

前記の指導及び助言の要件に該当する事案のうち、時期、取引の相手方、取引の内容に関する情報が得られた場合など、飲食料品等事業者等が法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない（以下「努力義務違反」という。）疑いがあるにすぎない場合

#### (2) 指導の指針

前記の指導及び助言の要件に該当する事案のうち、次のいずれかにより、飲食料品等事業者等に努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由がある場合

- ① 裏付けとなる資料等（売買契約書、製造委託契約書、商談記録、発注書等）を含む情報が得られたとき
- ② 法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない飲食料品等事業者等から自発的な申出を受けたとき
- ③ 複数の情報提供者から同様の情報が得られたとき
- ④ その他努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由があるとき

### 2 勧告及び公表の指針

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をする。また、当該勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表する。

#### (1) 勧告の指針

前記の勧告の要件について、「飲食料品等事業者等の法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるとき」とは、飲食料品等事業者等の努力義務違反が判断基準に照らして明らかである場合であって、以下のいずれかに該当するときをいう。

- ① 指導を行った飲食料品等事業者等について、その後もなお同様の努力義務違反があったことを確認したとき
- ② 組織的に努力義務違反をしたことを確認したとき
- ③ その他飲食料品等事業者等の努力義務違反に対して勧告を行うことが適当と認めるとき

#### (2) 公表の指針

前記の公表の要件について、「勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったとき」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 農林水産省が示す期限内に改善が確認されないとき
- ② 過去に勧告を受けて改善が確認された飲食料品等事業者等について、改善後1年以内に同様の努力義務違反を確認したとき

また、公表事項は、次のとおりとする。

- ・ 勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 事業の概要
- ・ 勧告を行った年月日
- ・ 指導又は助言を行った年月日（勧告のほか、同一の努力義務違反について指導助言を行った場合に限る。）
- ・ 努力義務違反の内容
- ・ 勧告の内容
- ・ 公表を行うに至った理由
- ・ その他飲食料品等の取引の適正化の観点から必要と認められる事項（飲食料品等事業者等の秘密を除く。）

### 3 指導及び助言並びに勧告及び公表を行わない場合

1及び2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、指導及び助言並びに勧告及び公表を行わないことがある。

- ① 農林水産省に情報を提供した者（以下「情報提供者」という。）から、指導及び助言並びに勧告及び公表を行わないよう要請があったとき
- ② 指導及び助言並びに勧告及び公表を行うことによって、情報提供者が容易に推測されることが想定される時
- ③ 指導及び助言並びに勧告を行った後、改善状況を確認中であるとき

また、2（1）の規定にかかわらず、農林水産省が調査等に着手する前に、飲食料品等事業者等から自発的な申出があった場合は、勧告及び公表を行わないことがある。

## お問い合わせ先

### 本省窓口

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ  
食料システム連携推進室

TEL 03-3502-2278

### 地方農政局等窓口

担当部署	電話番号	担当する都道府県
北海道農政事務所 事業支援課	011-330-8810	北海道
東北農政局 食品企業課	022-221-6146	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県
関東農政局 食品企業課	048-740-0151	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県
北陸農政局 食品企業課	076-232-4149	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 食品企業課	052-746-6430	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 食品企業課	075-414-9024	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国四国農政局 食品企業課	086-222-1358	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 食品企業課	096-300-6366	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 食料産業課	098-866-1673	沖縄

**MAFF**

Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries

農林水産省

# 食料システム法に関する地方説明会

---



**MAFF**

Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries

農林水産省

2026年2月  
新事業・食品産業部

## **(1) 食品等の取引の適正化のための措置の施行に向けて**



# 概要



# (参考) 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

## 背景

- 近年における**世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行**、我が国における**人口の減少**その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等**を図るため、**基本理念を見直す**とともに、**関連する基本的施策を定める**。

## 法律の概要

### 食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
  - ①「**食料安全保障の確保**」を規定し、その定義を「**良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態**」とする。
  - ②国民に対する**食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要**であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、**海外への輸出**を図ることで、**農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定**。
  - ③**食料の合理的な価格の形成**については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、**食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定**。
- (2) 基本的施策として、
  - ①**食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保**（輸送手段の確保等）、**農産物・農業資材の安定的な輸入の確保**（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
  - ②**収益性の向上に資する農産物の輸出の促進**（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における**需要の開拓の支援**等）
  - ③**価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等**を規定。

### 環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) **新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定**。
- (2) **基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等**を規定。

### 農業の持続的な発展

- (1) **基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記**。
- (2) **基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業者）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等**を規定。

### 農村の振興

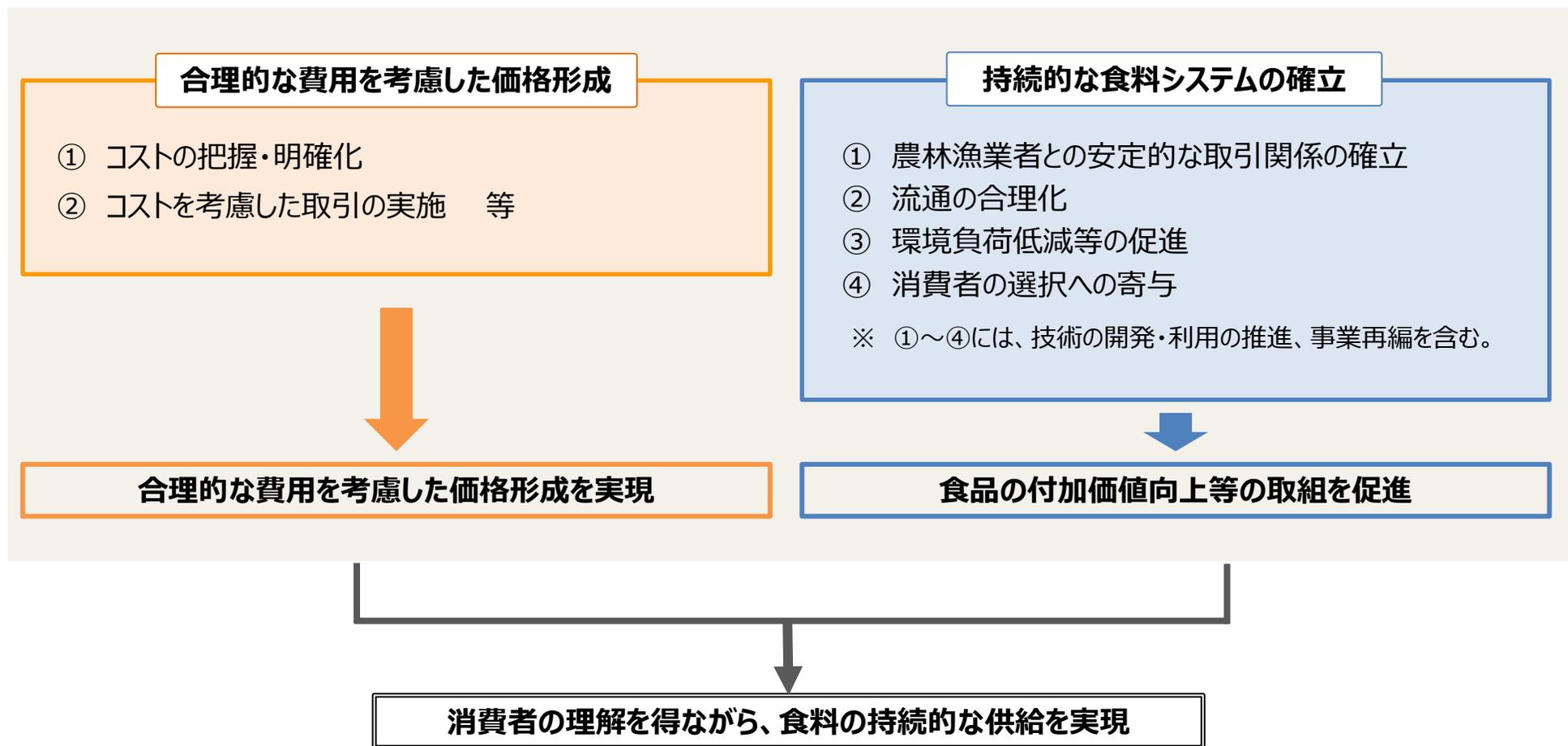
- (1) **基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記**。
- (2) **基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等**を規定。

施行期日

令和6年6月5日

# 合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立の一体的な検討

- 合理的な費用を考慮した価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用**や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制**等により、**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**合理的な費用を考慮した価格形成**と、**持続的な食料システムの確立**を**一体**の取組として併せて検討。



# 食料システム法の概要 (食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律)

## 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

### ○ 題名

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。

### ○ 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

### 1 食品等事業者による事業活動の促進

(1) 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針を策定（(2)および(3)の活動の意義及び目的、基本的事項等）。

(2) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定。

- ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
- ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
- ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
- ④ 消費者選択支援事業活動

（持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）

※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

(3) 地方公共団体、一般社団法人等、(2)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣が認定。

#### 〈支援措置〉

(2)の計画：日本政策金融公庫による長期低利融資

農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用等  
(このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例を措置)

(3)の計画：補助金等で整備された施設等の有効活用 等

### 2 食品等の取引の適正化

(1) 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化に関する基本方針を策定。

(2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力。

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議。
- ② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があった場合、検討・協力。

(3) 農林水産大臣は、(2)①、②に関する事業者の行動規範（判断基準）を、基本方針に基づき省令で策定。

(4) 農林水産大臣は、(3)の判断基準を勘案し、次の措置を実施。

- ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。
  - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。  
(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。)
- ※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。

(5) 農林水産大臣は、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を省令で指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を、基本方針や省令に基づき認定。

令和7年10月1日施行

令和8年4月1日施行

### 卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。

ただし、次の行為については、施行の日前でも実施が可能  
・ (1)の基本方針の策定、(3)の判断基準の策定、(5)のうちの飲食料品等の指定  
・ (5)のうちの団体の認定に係る準備行為

# 食料システム法による合理的な価格形成の促進（食品等の取引の適正化措置の全体像）

## 食品等の取引の適正化に関する基本方針（法第33条）

- 取引適正化を推進する意義、判断基準の策定に係る考え方、コスト指標作成団体が果たす役割等を農林水産大臣が定める

### 飲食料品等の取引の適正化

食料の価格は需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本

飲食料品等の取引

売り手

買い手

取引における**努力義務**（法第36条）

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求め、**理由を示して協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
- ② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**

取引条件の協議においてコスト指標を合理的な根拠のあるものとして活用することが可能

**努力義務の実施状況を判断するための基準（判断基準）**（法第37条）

- ⇒ 基本方針に基づき**省令**で策定
- ・ 協議の速やかな開始
  - ・ 協議における公表資料の尊重
  - ・ 検討結果の説明 等

指定飲食料品等

飲食料品等のうち、取引において、通常費用を認識しにくい品目を**省令で指定**（法第41条第1項）

基本方針に基づき、**コスト指標作成団体**を農林水産大臣が**認定**（法第42条第1項）

認定団体が**コスト指標**を作成・公表

### 実効性の確保

情報提供

措置の実施

農林水産大臣

情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査により、**情報収集・状況把握（フードGメン）**

判断基準に基づき確認

適切な実施を確保するため必要な場合、**指導・助言**（法第38条）

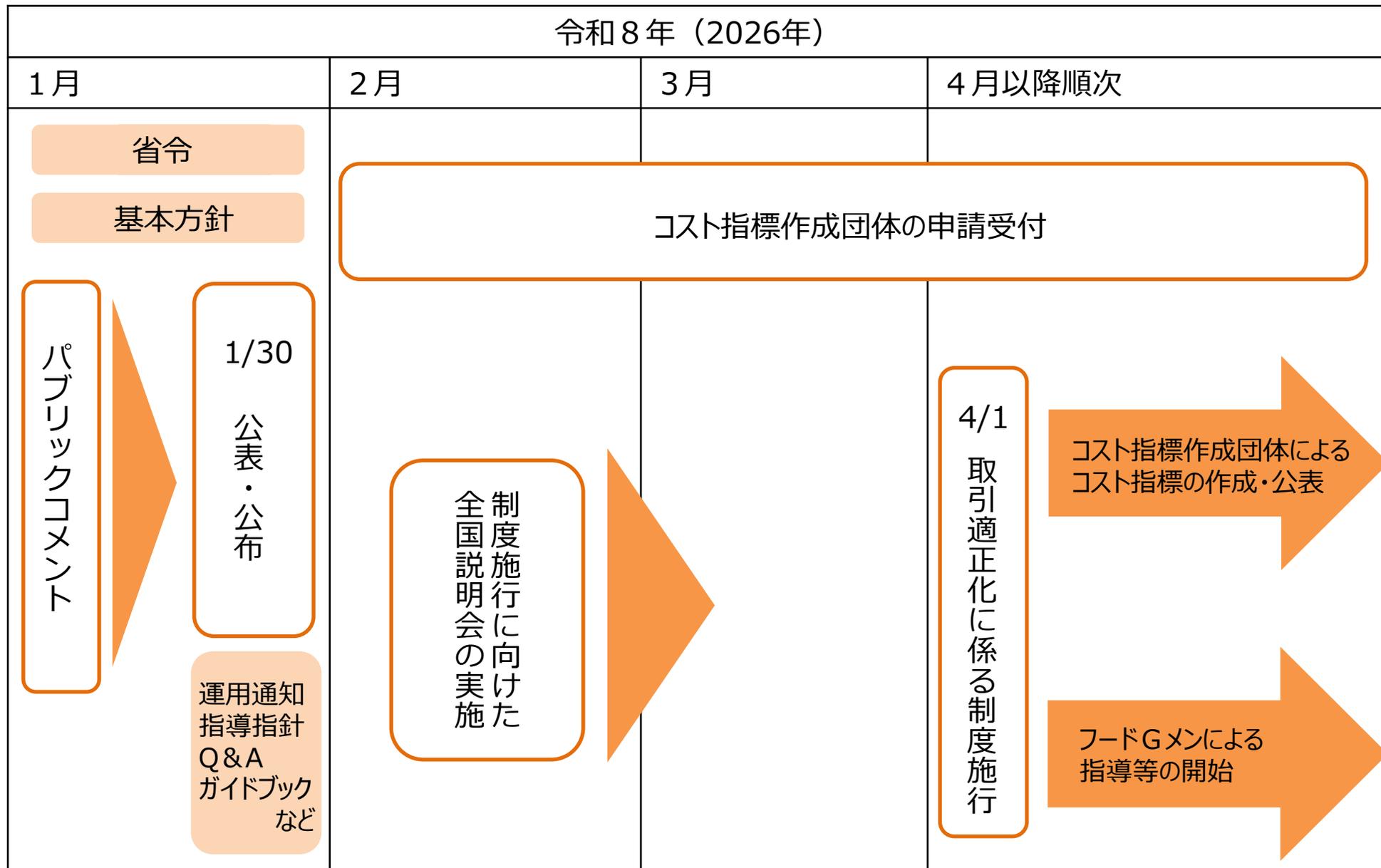
実施状況が著しく**不十分な場合**、**実態の改善を勧告**（法第39条第1項）※

**勧告に従わない場合、事業者名、勧告した旨を公表**（法第39条第2項）

**公正取引委員会への通知**

※ 報告徴収・立入検査を実施。

# 施行に向けたスケジュール



## 第1 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義

- ・ 国民の生活に欠くことができない食料については、**食料の供給に要する費用が増加傾向**にある一方、**食料の供給に要する費用は取引価格に十分に反映することが難しい状況**が続いてきた。長年の**商慣習等**により、**持続的な食料供給を阻害する費用負担等**も生じている。
- ・ このような状況の中で持続的な食料供給を実現していくためには、
  - ① **生産から販売までに要する費用を考慮した価格形成**と食品廃棄の抑制等につながる**商慣習の見直し等**を推進することが必要。
  - ② 飲食料品等の中でも、**持続的な供給に要する費用**について認識しにくい**飲食料品等（指定飲食料品等）**については、これらの**費用を把握**できるようにすることで、**生産から販売までに要する費用を考慮した取引条件の協議を促進**することが必要。
  - ③ 取引の適正化に関する取組の浸透には、**食料システムの関係者（とりわけ消費者）から理解を得ることが不可欠**であることから、**飲食料品等事業者等及び消費者の理解醸成**に取り組むことが必要。

## 第2 飲食料品等の取引の適正化に関し、飲食料品等事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

- ・ 飲食料品等事業者等は、**供給に要する費用を自ら把握するように努めることが重要**。
- ・ 取引条件の協議の申出には、**速やかに対応、過度な負担を強いない、一方的な取引価格の決定をしない**。
- ・ 商慣習の見直し等の提案には、**速やかに必要な検討を行い、協力できる部分は速やかに実行**。
- ・ **申出等のみを理由として不利益な取扱いをしない、検討結果の具体的な説明**を行う。

## 第3 指定飲食料品等に係る措置に関する事項

- ・ **指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用**に関して参照すべき**指標の作成**等を行う者を**認定**。
- ・ **公正で信頼できる指標**とするため、**生産から販売までの複数の段階の事業者等が参画**すること、当該団体の**役員員に対して秘密保持義務を課す**こと等が必要。
- ・ その他**指標が満たすべき事項として、公的統計等を可能な限り活用**すること等。

## 第4 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的な事項

- ・ **関係行政機関と連携し、広報活動等**を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策に関して**関係者の理解を深める**。
- ・ 消費者には、
  - ① 農林漁業をはじめとするサプライチェーン全体の**理解を深め、食品等が自らの手元に届くまでの費用を意識**すること
  - ② 食品等の持続的な供給に寄与するよう、**日々の行動変容を起こす**ことを期待。

## 第5 その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項

- ・ 食品等の取引の状況等を把握するため、**食品等取引実態調査の実施と情報受付窓口の設置**。
- ・ **得られた情報に基づき、指導及び助言、勧告及び公表等の措置**を実施。
- ・ 食品等の取引の適正化に向けて、**関係行政機関と連携**。

# 努力義務について





# 判断の基準となるべき事項について

○ 食料システム法においては、食品の持続的な供給を図るため、農林漁業者・食品等事業者に対し、取引における**2つの努力義務を措置**。

- 〈努力義務①〉 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の協議の申出があった場合、**誠実に協議**
- 〈努力義務②〉 取引の相手方から商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**

○ 努力義務が果たされているかを判断する基準として、事業者の具体的な行動規範となる、**判断の基準となるべき事項（判断基準）**について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房・公正取引委員会）等を参考に以下を規定。

取引条件に係る誠実協議	商慣習等に係る検討・協力
<p><b>① 協議の速やかな開始</b> 取引の相手方から、取引条件に関する協議の申出がされた場合には<b>速やかに協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと。</b></p> <p><b>② 協議における公表資料の尊重</b> 取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、<b>公表資料又は指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標（コスト指標）を用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。</b></p> <p>➤（問題となり得る具体例）公表資料やコスト指標を用いた説明に加えて過度に詳細な費用の内訳の提出を求めること</p> <p><b>③ 協議において取引条件の一方向的な決定を行わないこと</b> 取引条件に関する協議にあつては、<b>飲食料品等の取引価格その他の取引条件を一方向的に決定しないこと。</b></p> <p>➤（問題となり得る具体例）補助金等を理由に納入価格の引下げ（減額）を一方向的に決定すること</p>	<p><b>④ 提案に対する検討・協力の速やかな開始</b> 取引の相手方から、持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、<b>速やかに必要な検討及び協力を行うこと。</b></p> <p>➤ 持続的な供給に資する取組の提案の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 納品期限の緩和（1/3ルールの見直し）・納品頻度（回数）の削減</li> <li>② 発注を早期に行うこと（リードタイムの延長）</li> <li>③ 日付逆転品・日付混合品の納品の容認</li> <li>④ 欠品に伴う金銭的ペナルティの廃止</li> <li>⑤ 標準仕様パレット（11型パレット）その他の標準化された規格に適合するパレットの使用</li> </ul>

## 共通

- ⑤ 協議の申出等を理由とする不利益取扱いを行わないこと**  
取引条件に関する協議の申出又は持続的な供給に資する取組の提案のみを理由として、当該申出又は当該提案をした取引の相手方に対して、**取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。**
- ⑥ 協議等における必要な説明等の実施**  
取引の相手方から示された、持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由又は持続的な供給に資する取組の提案に関して、その**検討結果及びその理由の説明その他必要な情報の提供を行うこと。**

# 努力義務の適用対象

- 食料システム法における努力義務は、取引を行う人とその取引の内容によって適用対象となるか判断される。
- 適用対象は、飲食料品等事業者等同士で行う、飲食料品等の売買その他の取引

努力義務の  
適用対象



飲食料品等事業者等



売買  
その他の取引

対象者

飲食料品等事業者等とは、

- ① 飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者
- ② 飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者 を合わせた総称

※ 製造、加工、流通又は販売の事業を行う者とは、営利目的かどうかは問わず、外形的に製造、加工、流通又は販売を行っている場合は対象となる。

## 飲食料品等の定義

食品等のうち、①飲食料品及び②その原料又は材料として使用されるもの(農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。)(食料システム法第2条第10項)

①飲食料品



そのまま又は調理して食べるもの

②飲食料品の原料又は材料として使用されるもの



こんにゃく芋(こんにゃく粉)や茶葉、生乳など

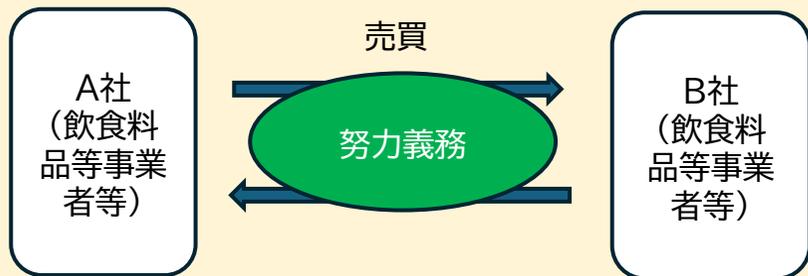
# 努力義務の適用対象

対象取引

食料システム法の努力義務の適用対象となる取引は、飲食料品等の「売買その他の取引」

飲食料品等の売買

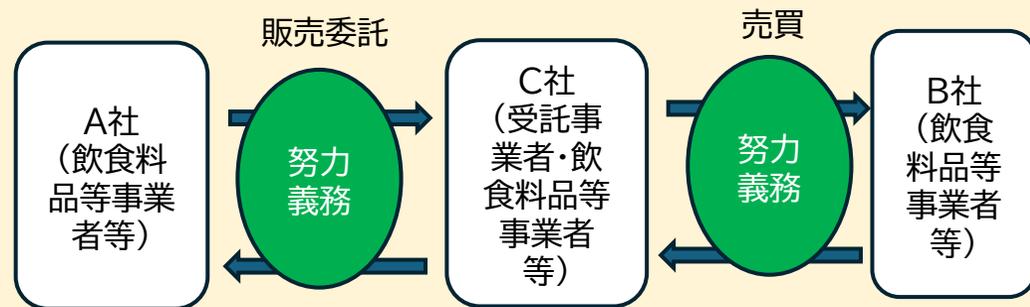
飲食料品等事業者等同士で直接売買を行う取引形態を指す



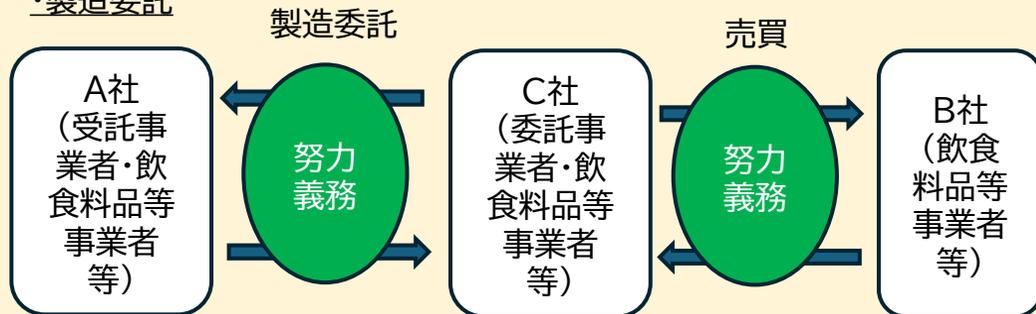
その他の取引

その他の取引には、飲食料品等の委託販売や製造委託を含む

・委託販売



・製造委託



※ 当事者間で取引条件の協議の余地がない取引(競りや入札等)については、実質的に、取引条件に係る誠実協議に関する努力義務に対する指導等の適用対象外となる。

## ① 協議の速やかな開始（規則第25条第1号イ）

### 事例①

コスト上昇等の根拠を示して取引価格を引き上げたいという協議の申出があったが、繁忙期を理由に取り合わなかった。



### 事例②

協議を半年ごとに行うことで合意しており、前回の協議から半年経過したため協議の申出を受けたが、応じなかった。



### Point

- ✓ 取引の相手方から示された期限（期限が示されなかった場合は約1か月程度。）までに、協議を開始することが必要
- ✓ 繁忙期でどうしても対応ができない場合には、期限を延長する合理的な理由（※）を取引相手に説明し、期限を延長することについて納得を得ることが必要

（※）合理的な理由であるか否かについては、申出があった協議の内容や申出を受けた飲食料品等事業者等のほかの取引先数等を勘案して、農林水産省が総合的に判断

### Point

- ✓ 定期的に協議したいと言われていたにもかかわらず、一方的に次回以降の協議に応じない場合には努力義務違反となりうる
- ✓ 定期的な協議を希望する飲食料品等事業者等は、協議の際に次回協議の希望時期や定期協議の希望頻度を提示し、双方で合意することが望ましい

# 努力義務違反となりうる事例（取引条件に係る誠実協議）

## ② 資料の尊重（規則第25条第1号ロ）

### 事例①

公的統計等を用いて原材料価格が高騰していることを説明されたにもかかわらず、容易に算出することが困難な個別費用の内訳を説明するデータを提出しないと一切協議に応じられないと伝えた。



（すでに公的統計で説明されたけど…）  
もっと細かいデータを出してくれないなら一切協議には応じません。

### 事例②

個別にコスト上昇分を切り出して示すことが難しい場合に、公的統計やコスト指標等を用いた説明を受けたが、合理的な根拠がないものとして扱った。



公的統計を見せられてもねえ…  
あなたのところは別にコスト上がってないんじゃないの？  
それしか出せないなら協議はしません。

### Point

- ✓ 協議の検討をするに当たり、必要な限度において追加の情報を求めることは努力義務違反には当たらない
- ✓ 容易に算出することが困難又は提示のために調査を要するデータや、営業上の秘密に当たる詳細な費用の内訳資料の提出を求めるなど過度な負担を強いることは協議の申出に対する萎縮や協議の取り下げにもつながる行為であり、努力義務違反となりうる

### Point

- ✓ 具体的な費用の内訳等を示した資料を用いた説明に対してはもちろんのこと、公的統計やコスト指標、その他客観的な事実に基づいた公表情報を用いた説明に対しても、合理的な根拠があるものとして尊重することが必要

## ③ 一方的な決定の禁止（規則第25条第1号ハ）

### 事例①

取引の相手方が補助金を受け取っていることを理由として、一方的に納品価格を引き下げる決定をした。



補助金これだけ受け取ってるんでしょ？  
だったらその分安く取引してね。

### 事例②

委託販売の際に、受託者側から市況に応じた取引価格の提案があったにもかかわらず、委託者が、一方的に取引条件を押し付けた。（「協議の速やかな開始」の努力義務違反にもなりうる）



需要がどうかそんなのいいから！  
この値段で必ず売り切ってください。

### Point

- ✓ 「一方的に決定する」とは、取引当事者間双方の自由な意思に基づくことなく、取引価格等の取引条件を決定することである
- ✓ 取引の相手方の希望通りの取引価格等の取引条件で決定されなかったとしても、**実態を伴った協議の結果**であれば、一方的とは言えないため努力義務違反には該当しない

## ④ 商慣習の見直し等の速やかな検討・協力（規則第25条第2号）

### 事例①

3分の1ルールの見直しについて提案があったが、他社は3分の1ルールに則って納品してもらっていることを理由として、検討することなく取り合わなかった。



3分の1ルールを見直してほしいって…  
他も3分の1ルールで納品してるんだから文句言うな。

### 事例②

納品頻度の低減に関する提案があり、まずは対応が可能なものについて実施することで双方が合意したが、実行に移さずに数か月が経過した。提案者から何度か確認の連絡があったが、従前どおり発注を行っている。



協力するって言ってたのに何も変わらないじゃないか！

### Point

- ✓ 取引の相手方から示された期限までに、検討の結果を説明することが必要
- ✓ 期限内に対応することが難しい場合には、**期限を延長することの合理的な理由(※)**を取引相手に説明し、期限を延長することについて**理解を得ることが必要**  
(※ 合理的な理由であるか否かについては、提案を受けた飲食料品等事業者等のほかの取引先数等を勘案して、農林水産省が総合的に判断)
- ✓ 検討の結果を踏まえ、提案内容のうち**対応が可能なものについては、双方が合意した期限までに提案の内容に沿って行動することが必要**



## ⑤協議の申出等のみを理由とした不利益な取扱いの禁止（規則第25条第3号イ）

### 事例

今までは言い値で取引(購入/販売)ができていたのに、取引価格の協議の申出をしてきたので、申出をするなら取引を止めると示唆して、申出を取り下げさせた。



取引価格上げてほしいとか  
いうならもうこれ以上取引  
しないよ？

### Point

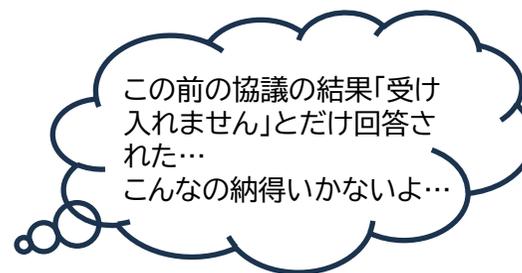
- ✓ 「不利益な取扱いを行わないこと」とは、協議の申出等をきっかけに取引の相手方の利益を不当に害しないことである
- ✓ 取引条件の協議の結果、飲食料品等の価格を上げることによって、販売数量が減少する見込みであることを理由とした取引数量の削減等については、努力義務違反には当たらない



## ⑥ 協議の申出等の検討結果の説明（規則第25条第3号ロ）

### 事例

取引価格を引き上げたいと根拠を示して協議の申出があったが、社内で検討した結果、据え置きとすることに決定したので、取引の相手方に対して、受け入れ不可の旨のみ回答した。



### Point

- ✓ 協議の検討結果については、ただ受け入れ可否を回答するだけではなく、受け入れられない取引条件等については、その理由を合理的な根拠とともに説明することが必要
- ✓ 受け入れられない場合には、協議の内容に関する懸念点を説明することで新たな条件での提案を促すことや、市場の状況を説明することで受け入れやすい最適な時期に改めて協議の申出等を行うよう示唆することが必要

# 実効性の確保について



# 飲食料品等の取引の適正化に関する実効性の確保

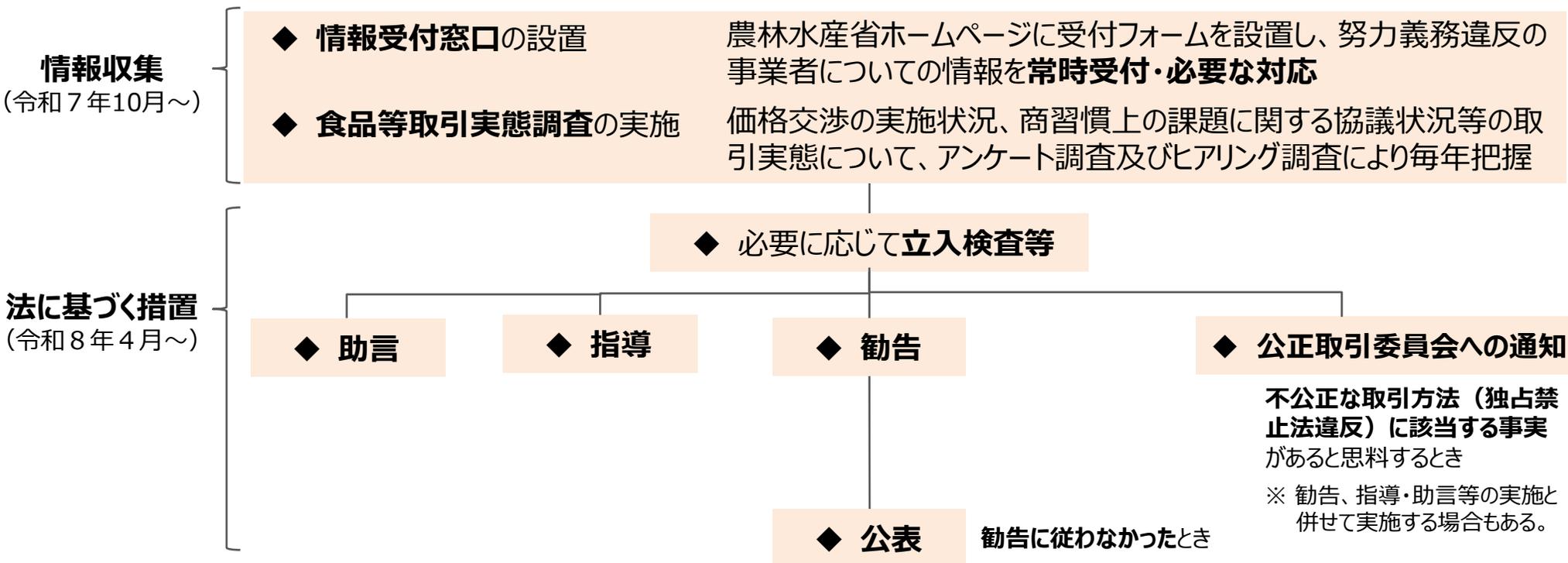
- 食料システム法に基づく措置の実施（令和8年4月以降）に先立ち、令和7年10月から、**フードGメンの配置、情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査**を実施。
- 制度の実行性を確保するため、**更なる体制整備**を図る。

## 1 体制整備

### ◆ フードGメンの配置

令和7年10月1日 本省2名、地方農政局等16名を配置し、計18名体制によるフードGメンを発足。

## 2 指導、勧告等の措置の流れ





# フードGメンによる指導・助言、勧告・公表等の実施

- フードGメンは、情報受付窓口や食品等取引実態調査等によって得た情報をもとに、**判断基準に照らして努力義務に対する措置を適確に実施していない場合、必要に応じて指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知を実施。**
- 指導・助言、勧告・公表の措置を行うに当たっては、**行政指導指針をもとに統一的な判断を実施。**

## 法第38条（指導及び助言）

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の**食料システム法第36条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは**、当該飲食料品等事業者等に対し、**判断基準を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言を実施する。**

## 助言

時期、取引の相手方、取引の内容に関する情報が得られた場合など、飲食料品等事業者等が食料システム法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない（以下「努力義務違反」という。）**疑いがあるにすぎない場合**

## 助言書のポイント

- 努力義務違反の疑いがある**事業者宛に送付。**
- 努力義務違反の疑いがある情報を把握した段階であり、努力義務違反の**事実が確認されたものではない。**
- **改善報告等は求めず**に、**自主的な気づきを促す**ことが目的。
- 助言を受けたことについて**公表はされず、行政上何らかの不利益を被ることはない。**
- 疑うに足りる相当な理由があると判断できる情報を把握した場合には、指導等を行う。



# フードGメンによる指導・助言、勧告・公表等の実施

## 指導

次のいずれかにより、飲食料品等事業者等に努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由がある場合

- ① **裏付けとなる資料等**（売買契約書、製造委託契約書、商談記録、発注書等）を含む情報が得られたとき
- ② 食料システム法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない飲食料品等事業者等から**自発的な申出**を受けたとき
- ③ **複数の**情報提供者から同様の**情報**が得られたとき
- ④ その他努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由があるとき

## 指導書のポイント

- 努力義務違反を行ったと疑うに足りる相当な理由がある**事業者宛に送付**。
- 努力義務違反の疑うに足りる相当な理由があると判断している段階であり、努力義務違反の**事実が確認されたものではない**。
- **改善報告等は求めず**に、**自主的な気づきを促す**ことが目的。
- 指導を受けたことについて**公表はされず**、**行政上何らかの不利益を被ることはない**。
- 努力義務違反の疑いがある事業者に本社がある場合は、**本社宛てに指導を行った旨の連絡**。
- 努力義務違反が明らかとなった場合において、食料システム法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、勧告を行う。

別記様式第2号

文書番号  
年月日

飲食料品等の取引の適正化に関する指導書

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）※1 宛

農林水産大臣 名 ※2

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号、以下「法」という。）第38条の規定に基づき、下記のとおり指導します。

記

1 指導の対象となった行為

2 指導の内容

【問合せ先】  
農林水産省〇〇局 〇〇課  
電話：

（施行注意）  
※1 対象が事業所又は営業所等の場合には、その長  
※2 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等

（備考）  
・本件については、貴事業所が法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない（以下「努力義務違反」という。）と疑うに足りる相当な理由があると判断している状況であり、必ずしも努力義務違反の事実が確認されたものではありません。  
・この指導は、組織内で問題意識の共有と事実確認の上、改善すべき点が見付かった場合、自主的に法第36条各号に掲げる措置の適確な実施をしていただくためのものです。

別記様式第2号

・指導の対象となった行為の詳細を確認されたい場合は、問合せ先までご連絡をお願いいたします。  
・指導を受けたことにより行政上何らかの不利益を被ることはありません。  
・当局から改善報告等を求めることはいたしません。自主的に改善報告等を行うことを妨げるものではありません。  
・事業所等に指導文書が発出している場合は、本社にも別途連絡を行っております。  
・今後、努力義務違反が明らかとなった場合において、貴事業所の法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条各号に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、勧告を行うことがあります。



# フードGメンによる指導・助言、勧告・公表等の実施

## 法第39条(勧告及び公表)

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の**食料システム法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは**、当該飲食料品等事業者等に対し、**その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をする**。また、当該勧告を受けた飲食料品等事業者等が**その勧告に従わなかったときは、その旨を公表する**。

### 勧告

飲食料品等事業者等の努力義務違反が判断基準に照らして**明らか**である場合であって、以下のいずれかに該当するとき

- ① 指導を行った飲食料品等事業者等について、**その後もなお同様の努力義務違反があったことを確認したとき**
- ② **組織的に**努力義務違反をしたことを確認したとき
- ③ その他飲食料品等事業者等の努力義務違反に対して勧告を行うことが**適当と認めるとき**

### 勧告書のポイント

- 努力義務違反が明らかである事業者の**本社宛に送付**。
- 是正期限内に改善が確認されない場合や、改善後1年以内に同様の努力義務違反を行ったことを確認した場合には、公表。

別記様式第4号

文書番号  
年 月 日

飲食料品等の取引の適正化に関する勧告書

氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）

農林水産大臣 名※

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

下記の是正期限内に改善が確認されない場合や、改善後1年以内に同様の努力義務違反を行ったことを確認した場合には、法第39条第2項の規定に基づき、当該事実を公表する旨申し添えます。

記

- 1 勧告の対象となった行為
- 2 措置の状況が著しく不十分である判断基準  
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条第○号
- 3 判断の根拠
- 4 勧告の内容
- 5 是正期限

（施行注意）

※ 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等



## 公表

勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときに行う。

「勧告に従わなかったとき」とは、以下のいずれかに該当するときをいう。

- ① 農林水産省が示す期限内に改善が確認されないとき
- ② 過去に勧告を受けて改善が確認された飲食料品等事業者等について、改善後1年以内に同様の努力義務違反を確認したとき

## 公表事項

- ・ 勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 事業の概要
- ・ 勧告を行った年月日
- ・ 指導又は助言を行った年月日（勧告のほか、同一の努力義務違反について指導又は助言を行った場合に限る。）
- ・ 努力義務違反の内容
- ・ 勧告の内容
- ・ 公表を行うに至った理由
- ・ その他飲食料品等の取引の適正化の観点から必要と認められる事項（飲食料品等事業者等の秘密を除く。）

別記様式第5号

文書番号  
年月日

飲食料品等の取引の適正化に関する公表通知書

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）※1 宛

農林水産大臣 名※2

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、下記の内容を公表します。

記

(1) 勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 事業の概要

(3) 努力義務違反の内容

(4) 勧告の内容

(5) 勧告を行った年月日

(6) 指導又は助言を行った年月日

※勧告のほか、同一の努力義務違反について指導又は助言を行った場合に限る。

(7) 公表を行うに至った理由

（施行注意）

※1 対象が事業所又は営業所等の場合には、その長

※2 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等

公表通知書イメージ

# コスト指標について



# コスト指標の作成／コスト指標作成団体について



生産から販売に至る各段階の関係者により、コスト指標を作成する必要性や課題感について認識を共有し、対応方法について議論

農林水産大臣による**指定飲食料品等の指定**

※取引において、通常、費用を認識しにくい品目を指定



## コスト指標作成団体による認定申請

### 業務内容

- (1) 持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標（コスト指標）の作成、指標作成に資する資料の収集、指標の公表
- (2) 対象品目の持続的な供給の必要性や、コスト指標について、事業者や消費者等の理解増進に必要な情報の提供



## 農林水産大臣による認定

### 認定要件

- (1) 申請書、業務規程の内容が次の基準に適合すること。
  - ① 基本方針に照らし適切であること。
  - ② 法令に違反しないこと。
- (2) 業務規程の内容が次の基準に適合すること。
  - ① 持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること。
  - ② 生産、製造、加工、流通又は販売の各段階（品目の事情に応じて必要な各段階）を代表する者を参画させること。
- (3) 業務を行う知識・能力・経理的基礎を有すること。

※ 農林水産大臣は、認定にあたって、利害関係人の意見聴取、公正取引委員会との協議が必要。

※ この他、資料の漏えい・滅失・毀損の防止など秘密保持・安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要。

# コスト指標に係る指定飲食物品等について

- 原材料価格の高まり等の環境変化の中、持続可能な食料供給を図るため、令和5年8月以降、生産から消費までの関係者が参画した協議会・品目ごとのワーキンググループにおいて、課題やコストの把握等に関する議論を実施。
- 食料システム法の国会審議において、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆を対象品目として定める旨の附帯決議が付されたところ。
- これらを踏まえ、**米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆**を、**指定飲食物品等に指定**。

## ○ 適正な価格形成に関する協議会及び品目別ワーキンググループの開催状況

年月日	会合
令和5年 8月29日	第1回 適正な価格形成に関する協議会
10月11日	第2回 適正な価格形成に関する協議会 → 飲用牛乳ワーキンググループ、豆腐・納豆ワーキンググループの設置を決定
20日 30日	第1回 飲用牛乳ワーキンググループ 第1回 豆腐・納豆ワーキンググループ
11月17日 28日	第2回 飲用牛乳ワーキンググループ 第2回 豆腐・納豆ワーキンググループ
12月27日	第3回 適正な価格形成に関する協議会
令和6年 2月9日	第3回 豆腐・納豆ワーキンググループ
3月15日	第3回 飲用牛乳ワーキンググループ
4月5日	第4回 適正な価格形成に関する協議会
8月2日	第5回 適正な価格形成に関する協議会

年月日	会合
令和6年 10月24日	第6回 適正な価格形成に関する協議会 → 米ワーキンググループ、野菜ワーキンググループの設置を決定
11月5日 6日	第1回 米ワーキンググループ 第1回 野菜ワーキンググループ
令和7年 2月4日 7日	第2回 米ワーキンググループ 第2回 野菜ワーキンググループ
3月21日	第7回 適正な価格形成に関する協議会
4月15日 16日	第3回 米ワーキンググループ 第4回 豆腐・納豆ワーキンググループ
6月6日 18日	第3回 野菜ワーキンググループ 第4回 野菜ワーキンググループ 第5回 豆腐・納豆ワーキンググループ
6月25日	第8回 適正な価格形成に関する協議会
7月15日	第4回 飲用牛乳ワーキンググループ

## ○ 食料システム法に関する国会審議（令和7年4月～6月）

指定飲食物品等については、認定指標作成等団体が公表するコスト指標を活用した取引の適正化の必要性等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会等での議論を経て、順次対象品目を定めること。特に、現在食料システムの関係者が一堂に会して協議が進められている**米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆**については検討を速やかに進め、対象品目として定めること。

（衆・参 農林水産委員会 附帯決議）

# 指定飲食料品等の指定とコスト指標の作成に必要な参画者の段階



飲食料品等であって、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、取引において持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産大臣が省令で指定。(法第41条第1項)

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）  
令和8年4月1日施行（1月30日公布）

## （指定飲食料品等の指定）

第二十六条 法第四十一条第一項の規定に基づき、次に掲げる飲食料品等を指定飲食料品等として指定する。

- 一 米穀
- 二 野菜
- 三 豆腐
- 四 納豆
- 五 飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。第二十九条第五号において同じ。）

## （指定飲食料品等ごとの段階）

第二十九条 法第四十二条第四項第三号ロの農林水産省令で定める段階は、次の各号に掲げる指定飲食料品等の品目に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 米穀 生産、流通及び販売
- 二 野菜 生産、加工、流通及び販売
- 三 豆腐 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売
- 四 納豆 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売
- 五 飲用牛乳 その原料となる生乳の生産及び流通、製造並びに販売

コスト指標の作成に当たって、品目の事情に応じて、参画していただく必要がある段階



# 品目ごとのコスト指標作成候補団体の調整状況

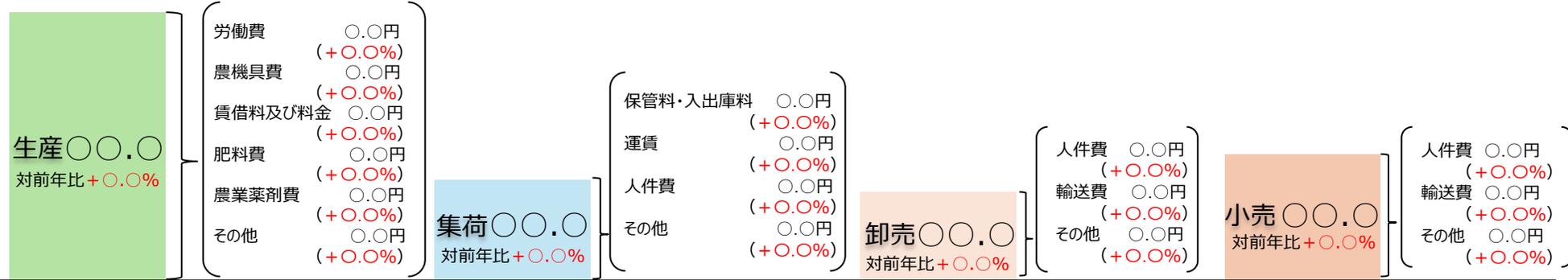
<b>米</b>	<p><b>米穀機構</b>をコスト指標作成団体とし、その中に、「コスト指標作成等委員会」を設置 【コスト指標作成等委員会の委員】 生産・集出荷団体、卸団体、小売団体 等</p>
<b>野菜</b>	<p><b>新規団体</b>の立ち上げを前提に、生産・集出荷団体と加工団体が中心となって調整中 【参画予定団体】 生産・集出荷団体、卸団体、仲卸団体、加工団体、小売団体 等</p>
<b>飲用牛乳</b> (成分調整牛乳を除く。)	<p><b>新規団体</b>の立ち上げを前提に、生産・集出荷団体と製造団体が中心となって調整中 【参画予定団体】 生乳の生産・集出荷団体、飲用牛乳の製造団体、小売団体 等</p>
<b>豆腐・納豆</b>	<p><b>新規団体</b>の立ち上げを前提に、製造団体が中心となって調整中 【参画予定団体】 大豆の生産・集出荷団体、豆腐・納豆の製造団体、卸団体、小売団体 等</p>



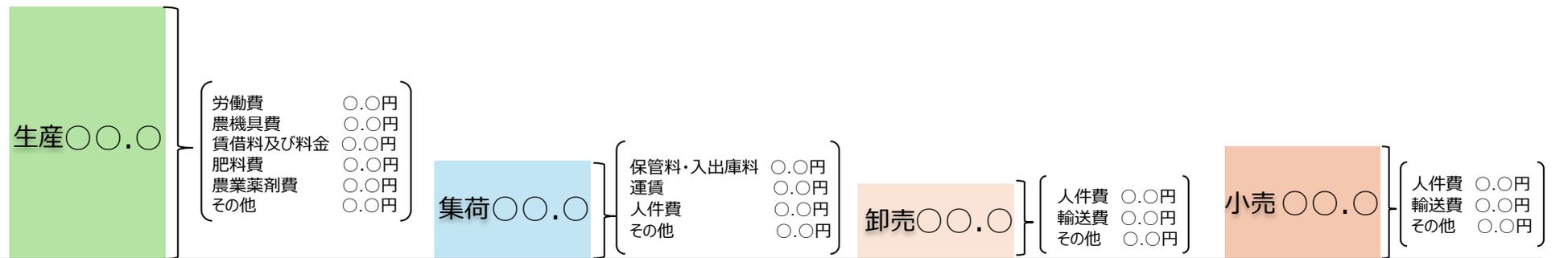
# コスト指標のイメージ (案)

※本イメージ図は、仕入れ原価以外の費用を示すもの

【令和〇年〇月時点】



【令和△年△月時点 (前年)】



# コスト指標の消費者向けの活用イメージ（案）

- HP等で関係者の役割やコスト指標を表示。(小売事業者が必要に応じて消費者への説明に活用)
- メディア等への露出を通じて、広く消費者に費用を認識した購買行動を促す。(フェアプライスプロジェクト等)

## ○各段階の役割とコスト

### ①生産段階

稲を栽培して収穫、出荷。  
労働費、農機具費、燃料費、肥料費、農薬費等



### ②集荷段階

集荷（委託・買取）した米を検査、保管し、卸売業者等に販売。  
保管料・入出庫料、運賃、人件費等



### ③卸売段階

集荷業者等から仕入れた米を精米し、検査等を行い、全国のスーパーやレストラン、外食等へ販売。  
機械費、包装容器代、輸送費等

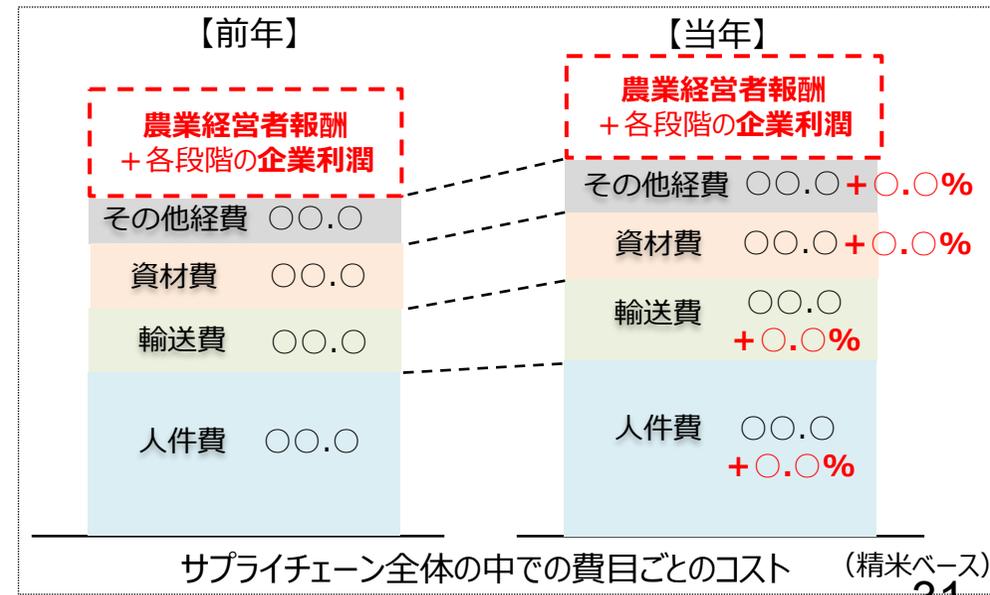
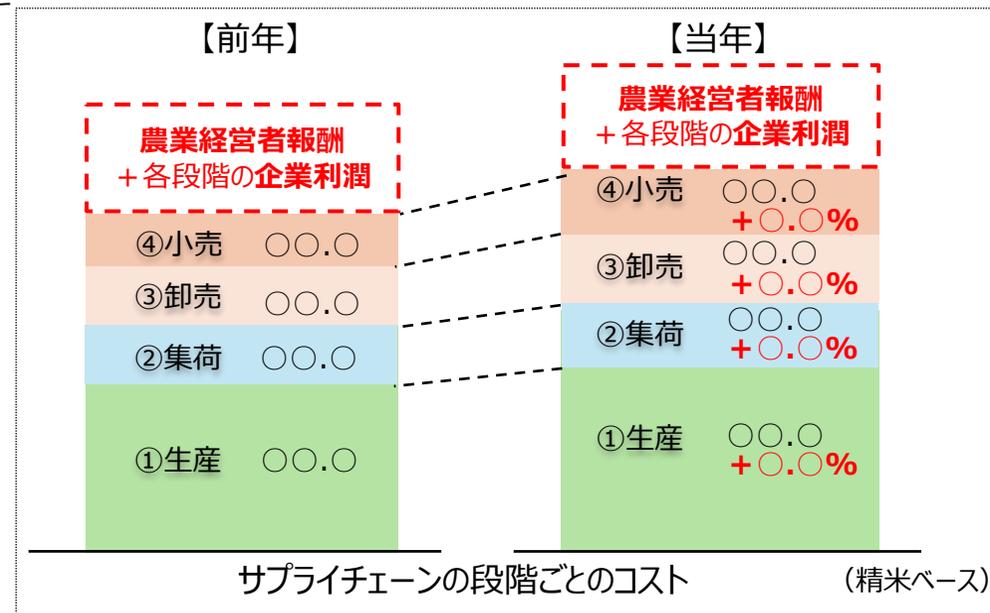


### ④小売段階

精米・袋詰めされた米を店頭販売。  
人件費、店内設備費、水道光熱費等



コスト指標



# 卸売市場におけるコスト指標の公表について

---



## 卸売市場における公表のイメージ①（指定飲食料品等を取り扱う市場の場合）

※インターネットの利用、場内掲示等により公表

【食品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化に関する公表事項】

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第41条に基づき、農林水産大臣は、飲食料品等であって、取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを指定することができます。

当該指定を受けた指定飲食料品等のうち、本卸売市場において取扱予定のあるものは以下のとおりです。

### 野菜

- 上記品目について、法第42条第1項第1号に規定する、取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標は、以下のとおりです。

（認定団体が公表する資料を転記、又はそのHPへのリンクを掲載）

- 法第36条に基づき、飲食料品等事業者等が飲食料品等の持続的な供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は以下のとおりです。

一 取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他の考慮を求める事由を示して、取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。

二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方からの飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案に応じて必要な協力を行うようにすること。

- 卸売市場における価格形成の優良事例については、以下を参照ください。 ※必要に応じて記載

（優良事例を記載、又は優良事例を紹介するウェブページへのリンクを掲載）

## 卸売市場における公表のイメージ②（指定飲食料品等を取り扱わない市場の場合）

※インターネットの利用、場内掲示等により公表

【食品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化に関する公表事項】

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第36条に基づき、飲食料品等事業者等が飲食料品等の持続的な供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は以下のとおりです。
  - 一 取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他の考慮を求める事由を示して、取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方からの飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案に応じて必要な協力を行うようにすること。
  
- 卸売市場における価格形成の優良事例については、以下を参照ください。 ※必要に応じて記載（優良事例を記載、又は優良事例を紹介するウェブページへのリンクを掲載）

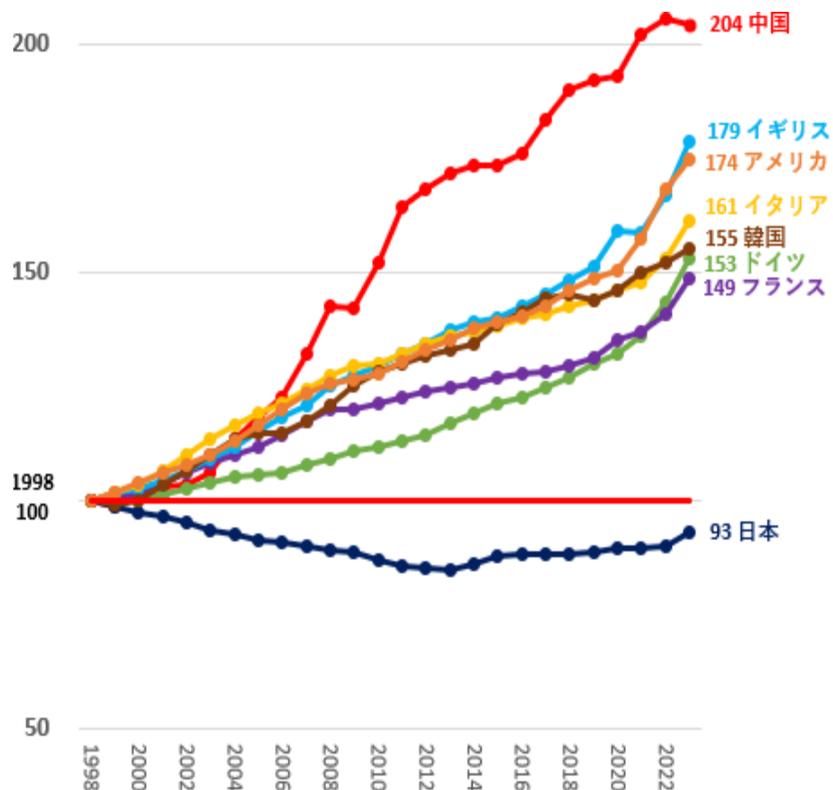
# 參考資料



# 長期的な物価の動向

- GDPデフレーター（国内経済全体の物価動向）は、1998年以降、各国で上昇するも、日本では**下降傾向**で推移している。
- 食料の消費者物価指数は、長期のデフレ下にあつて、低位に推移していたが、2014年以降上昇傾向に転じ、**2020年以降急騰**。

○各国におけるGDPデフレータの推移 (1998年=100)

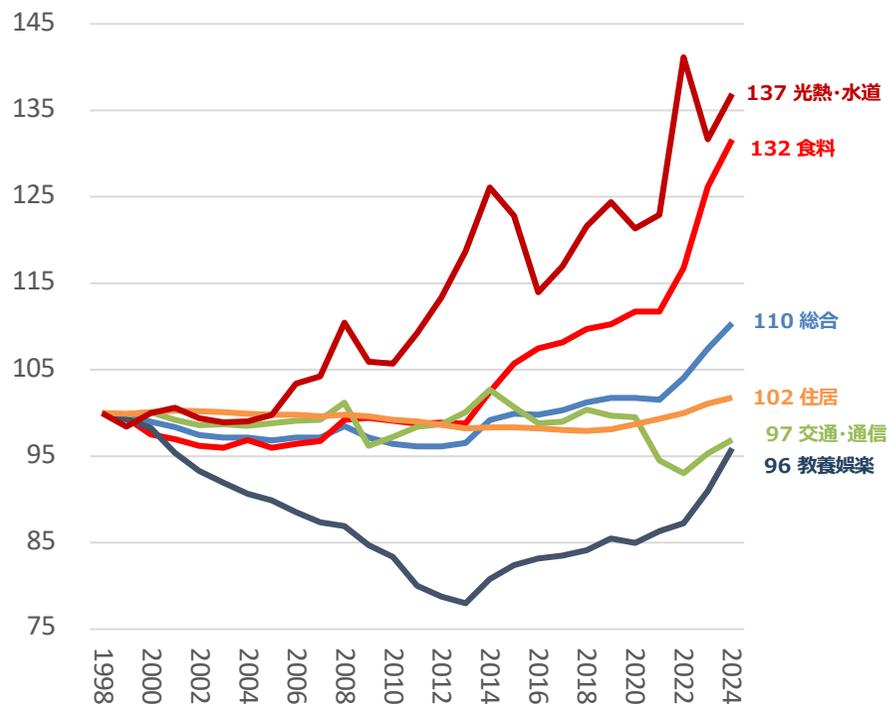


資料：THE WORLD BANK

注1：GDPデフレーターとは、(名目GDP) / (実質GDP) × 100で計算される、消費だけでなく、設備投資や公共投資なども含めた国内経済全体の物価動向を表す包括的な指標。

注2：資料では2015年=100とされているものを、1998年=100とにおいて計算。

○消費者物価指数の推移 (1998年=100)



資料：総務省「消費者物価指数」(2020年基準消費者物価指数)

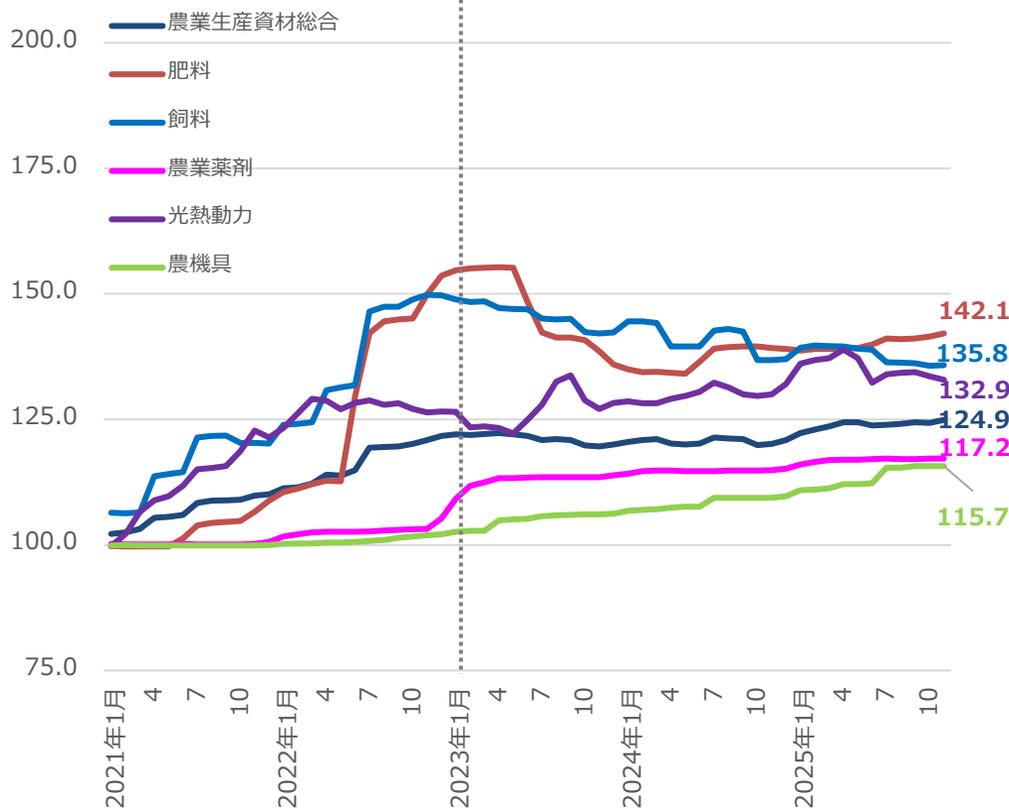
注：資料では2020年=100とされているものを、1998年=100とにおいて計算

# 農業生産資材・食料価格の動向

- **農業生産資材の価格**は、2021年頃から上昇傾向。特に肥料及び飼料の価格指数は、**2022年に急上昇**。2023年以降も引き続き高水準で推移。
- **農産物の価格**は、2022年の資材価格の上昇に遅れながら、2023年後半以降上昇。一方、価格上昇の程度や時期は品目によって差があり、また野菜は価格変動が大きい。

【農業生産資材価格指数の推移】(2020年 = 100)

(農業経営体が購入する農業生産資材の価格を指数化したもの)

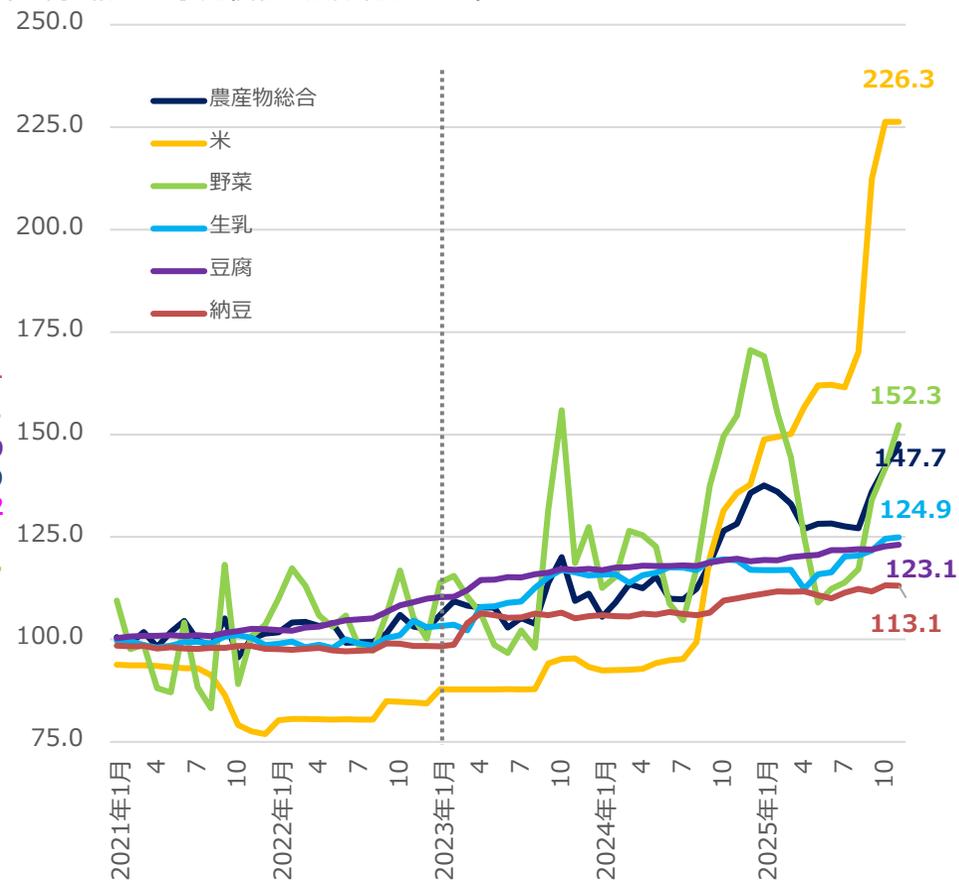


資料：農林水産省「農産物価統計（2020年基準）」を基に作成

【農産物・食品の価格指数の推移】(2020年 = 100)

(農産物総合、米、野菜、生乳：農業経営体が販売する農産物の価格を指数化したもの)

(豆腐、納豆：小売価格を指数化したもの)

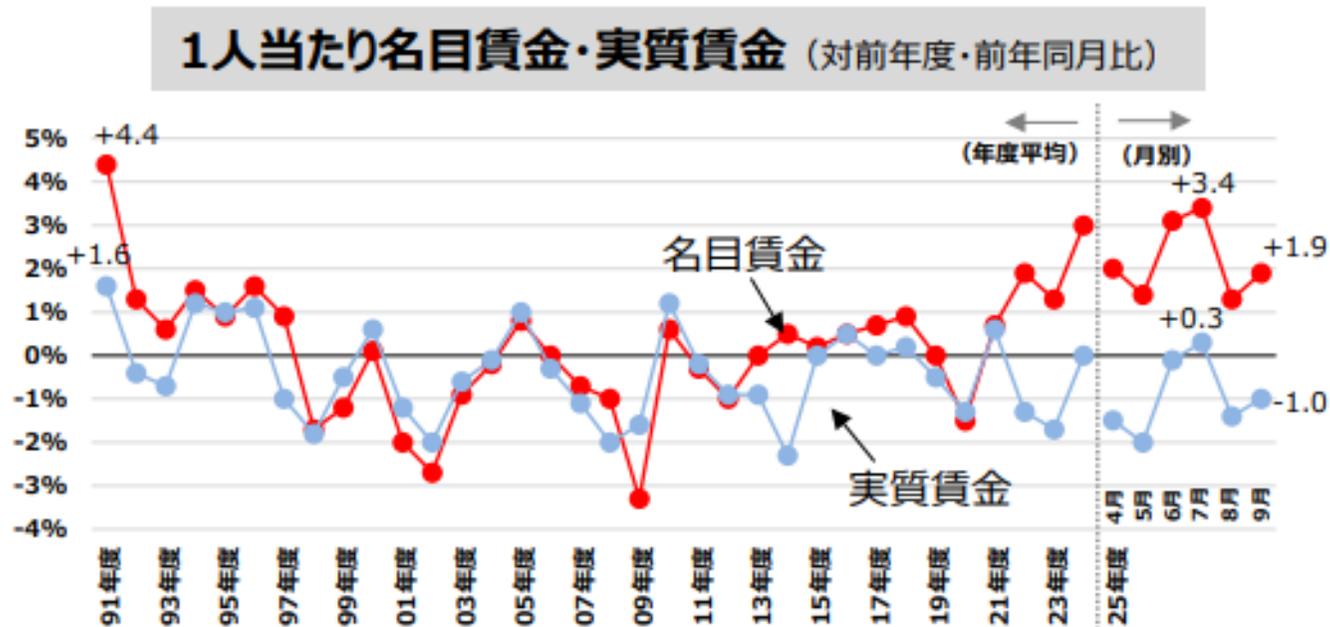


資料：農産物総合、米、野菜、生乳は農林水産省「農産物価統計（2020年基準）」を基に作成  
豆腐、納豆は総務省「消費者物価指数（2020年基準）」を基に作成

# 賃金の動向



○ 一人当たりの名目賃金は、2021年度以降増加している一方で、実質賃金は、プラスが定着に至っていない。



(注) 「名目賃金・実質賃金」は、「現金給与総額」の対前年同期比。2025年9月の数値は速報値。事業所規模5人以上・就業形態計の数値。実質賃金は、消費者物価指数（総合）により実質化されたもの。

(出所) 令和7年11月25日 政労使の意見交換「基礎資料」（内閣官房日本成長戦略本部事務局）から抜粋。  
 （厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基に内閣官房日本成長戦略本部事務局が作成。）



## 1. 食料システム法における食品等の取引適正化措置をご紹介

(参考:農林水産省ホームページ)  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/gaiyou.html>



## 2. 食料システム法 努力義務・判断基準ガイドブック

(参考:農林水産省ホームページ)  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/250623-33.pdf>



## 3. ちょっと待って！そのコスト指標の使い方・・・法律違反かも！？

(参考:農林水産省ホームページ)  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-23.pdf>



## 4. 指導指針

(参考:農林水産省ホームページ)  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-12.pdf>



## 5. 指導・助言、勧告・公表の様式など(事務取扱要領)

(参考:農林水産省ホームページ)  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-11.pdf>



## **(2) 食品産業の発展に向けた計画認定制度 (食料システム法計画認定制度)**



# 食料システム法計画認定制度の対象となる事業活動

- 食品等事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等）は、食品等の持続的な供給に資する以下のいずれかの取組に関する計画を申請。農林水産大臣は認定基準を満たす場合は、その認定を行う
- 認定事業者は**金融・税制等上の総合的な支援・特例措置**を受けることが可能

## 認定基準

- ✓ 農林水産大臣の定める**基本方針に照らし適切なもの**であること
- ✓ 事業活動が**確実に実施されると見込まれるもの**であること
- ✓ 農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること 等

## 農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図る事業活動（農林漁業者との連携可）

- 新たな産地との契約や原材料の国産切替に向けた設備の導入
- 契約先農家からの調達量拡大に向けた設備の導入 など



## 食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動

- 品質管理を高度化（低温管理等）する設備の導入
- 流通効率のため物流拠点を整備 など

## 環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動

- 食品製造過程での温室効果ガスや食品ロス削減に向けた設備の導入
- 脱プラスチックを図るための設備の導入 など

## 食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図る事業活動

- サステナビリティ情報を消費者に発信するためのディスプレイや電子ポップの整備
- カーボンフットプリントの算定に係るシステム整備 など



01~04に関連する技術の研究開発や事業再編（株式取得等）についても、認定を受けることが可能（研究開発を行う場合、食品等事業者以外との連携可）

- 環境負荷低減事業活動に関連して行う、環境負荷の低い代替タンパク食品の開発（研究開発）
- 安定取引関係事業活動に関連して行う、地元農家と連携する豆腐製造業者の株式取得（事業再編） など

# 食品等の持続的な供給を実現するための 食品等事業者による事業活動の促進（計画認定制度）に関する基本方針 概要

## 第1 安定取引関係確立事業活動等の促進に関する事項

### 1 意義及び目標

- 【意義】**
- ① **安定取引関係確立事業活動** 食品等事業者による原材料の安定調達
  - ② **流通合理化事業活動** 食品等事業者の業務の省力化やサプライチェーン全体での効率化、新たな需要の開拓と付加価値向上
  - ③ **環境負荷低減事業活動** サプライチェーン全体における環境への負荷の低減
  - ④ **消費者選択支援事業活動** 食品等の背景事情に係る消費者理解の増進

**【目標】** 事業活動の取組数 2030年までに1,000件 → 「農業・食料関連産業の国内生産額」 2030年までに150兆円

### 2 実施に関する基本的な事項（安定取引関係確立事業活動等を実施する食品事業者が重点的に取り組むべき事項）

#### 安定取引関係確立事業活動に特に関連

##### ① 農林漁業との連携の強化

- ・ 契約による安定的な取引関係の確立 等

#### 流通合理化事業活動に特に関連

##### ② 流通の効率化

- ・ 物流の効率化、モーダルシフトの推進 等

##### ③ 新たな需要の開拓と付加価値の向上

- ・ 品質及び衛生管理の高度化 等

#### 環境負荷低減事業活動に特に関連

##### ④ 環境負荷の低減

- ・ 温室効果ガス、食品ロスの削減 等

#### 消費者選択支援事業活動に特に関連

##### ⑤ 消費者理解の増進

- ・ サステナビリティ情報・食品等のコスト構造の見える化

#### 安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動、消費者選択支援事業活動に関連

##### ⑥ 省力化投資の促進

- ・ 省力化設備・システムの導入 等

##### ⑧ フードテックビジネスの推進

- ・ 日本の強みを活かしたフードテックビジネスの展開 等

##### ⑩ 円滑な事業承継の促進

- ・ 地域の特色ある食品等事業者の円滑な事業承継 等

##### ⑦ サプライチェーン全体での標準化・デジタル化

- ・ 商品情報の標準化など個社を超えたサプライチェーン全体での標準化の推進 等

##### ⑨ 技術開発・先端的な技術の活用

- ・ 機械やITなど関連事業分野との協業による省力化・サステナビリティ対応技術の開発 等

##### ⑪ 食品産業の事業基盤の強化

- ・ 事業再編を通じた食品産業の事業基盤の強化 等

食品等事業者が行う、食品等の持続的な供給に資する様々な取組が認定の対象

# 食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（1）



## ● 令和8年2月5日時点で30の事業活動計画を認定

	会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
1	(株) マルマサフード (大阪府)	カット野菜・果 実の販売・仲 卸	カット野菜工場に食品残渣を活用したバイオマス発電を行う食品残渣処理設 備を新たに導入。CO2排出量削減及び工場全体の生産性の向上を図る。	環境負荷低減	公庫融資 (V資金)
2	PFC茨城(株) (東京都)	青果流通加 工業	首都圏への消費地ストックポイントや中継共同物流拠点として機能するコールド ドチェーン対応型の施設を整備し、高品質な青果物の安定供給を目指す。	流通合理化	公庫融資 (V資金)
3	福井精米(株) (福井県)	米穀卸売業	新たに精米工場を建設し、県内の地元米生産者との連携を進め取引量を増 加。食の安全や地産地消といった消費者ニーズに合った高品質な食料品の提 供を目指す。	安定取引	公庫融資 (V資金)
4	(株) ファーストダウン (福岡県)	カット野菜製 造・販売	・中国・四国エリアにカット野菜の新工場を設け輸送距離を短縮し、物流の効 率化を図る。 ・省力・省人化機械を導入し、生産に必要な作業員数を大幅に減少させ、労 働生産性を高める。	流通合理化	公庫融資 (V資金)
5	(株) ゆかり (大阪府)	飲食店	福島産米の生産者と卸売業者を含めた中長期的な契約による安定的な調達 体制の構築し、飲食店での米の取扱量の拡大に取り組む。	安定取引	公庫融資 (V資金)
6	愛知県花き流通改善推 進協議会 (愛知県)	花き事業者で 構成する協議 会	・集出荷施設内にコンテナ冷蔵庫を設置して、外部冷蔵庫保管時の横持ちの 手間を削減する。 ・入庫時には流通パレットに積載して保管し、荷役時間の削減を図る。	流通合理化	—
7	名古屋西流通センター (株) (愛知県)	市場管理	コールドチェーン機能を備えた中継共同物流拠点を整備し、中部・北陸圏の 卸売市場と連携した共同輸配送、西日本と東日本を繋ぐ中継輸送に組み 込み、物流の効率化と取扱金額増加を目指す。	流通合理化	—
8	(株) オーシャンプロテック (福岡県)	生鮮魚介類の 販売、加工品 の製造等	(概要作成中)	安定取引	公庫融資 (V資金)

# 食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（2）

	会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
9	(株)農業総合研究所 (和歌山県)	卸売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東で3拠点に現在分散している物流・加工機能のうち、2拠点を統合・整備することで、物流費の削減を図る。</li> <li>・新拠点でQRコードによる商品管理とトレーサビリティシステムを導入し、処理効率の向上を図る。</li> </ul>	流通合理化	—
10	(株)農業総合研究所 (和歌山県)	卸売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AIを用いた需要予測と、その予測に基づいた供給側のマッチングを進めることで、取引品目の需給バランスの向上を図り、流通過程における食品ロスを削減する。</li> <li>・一部商品の流通・販売時の包装資材の削減を図る。</li> </ul>	環境負荷低減	—
11	(株)農業総合研究所 (和歌山県)	卸売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流通商品の二酸化炭素の排出量の算定（見える化）を推進する。</li> <li>・二酸化炭素排出量の情報にアクセスできるQRコードを商品に貼付し環境負荷に係る意識の啓蒙を行う。</li> </ul>	消費者選択支援	—
12	味の素冷凍食品(株) (東京都)	冷凍食品の研究開発、製造、販売	冷凍ギョーザ工場で発生する動植物性残渣を堆肥化し、同堆肥を用いて栽培したキャベツを冷凍ギョーザの原材料として活用する資源循環スキームの拡大を通じた農業生産者との安定取引の拡大。	安定取引	—
13	味の素冷凍食品(株) (東京都)	冷凍食品の研究開発、製造、販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな物流拠点の整備等による在庫管理と輸配送の最適化の推進。</li> <li>・モーダルシフトによる輸配送最適化の推進。</li> </ul>	流通合理化	—
14	味の素冷凍食品(株) (東京都)	冷凍食品の研究開発、製造、販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内工場のフリーザーや冷蔵冷凍機を環境配慮型のモデルに更新し、製品品質を保ちながらCO<sub>2</sub>排出量削減を推進する。</li> <li>・製品のプラスチック廃棄物削減、リサイクルしやすい素材の採用、製品以外のプラスチック廃棄物削減を推進する。</li> </ul>	環境負荷低減	—
15	味の素冷凍食品(株) (東京都)	冷凍食品の研究開発、製造、販売	オウンドメディアや教育機関連携を通じ情報発信を拡大し環境配慮への理解と共感を育み、消費者と共に持続可能な社会づくりに貢献する。	消費者選択支援	—
16	沖永良部島花き流通合理化実証協議会 (鹿児島県)	食品等流通事業者を中心とする協議会	切り花について、消費地までの各段階で新たな鮮度保持技術を用いたコンテナを活用し、維持期間を延伸の実装を行う。一回に輸送する積載数の増加を実現して物流の効率化を図る。	流通合理化	—

# 食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（3）

	会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
17	(株) 万惣 (広島県)	各種食料品小売業	・店頭で販売する国産野菜及び国産豚肉の利用を拡大することにより、安定的な供給体制の構築と収益の拡大を図る。	安定取引	公庫融資 (V資金)
18	(株) 万惣 (広島県)	各種食料品小売業	・プロセスセンターへの冷蔵設備及び冷凍設備等の導入により、消費期限を延長した生鮮食品の量産体制を構築する。 ・コンテナ洗浄機の投入・排出口ボットの導入により、コンテナ洗浄工程の無人化を実施し、省人化と労働環境の改善を図る。	流通合理化	公庫融資 (V資金)
19	協同組合 八戸青果センター (青森県)	事業協同組合	冷蔵庫・荷捌き所・トラック積み込み場所を一体化した設備整備を進め、市場内の商品運搬の時間短縮と衛生向上を図る。	流通合理化	公庫融資 (卸売市場機能高度化)
20	(株) 丸尚 (新潟県)	総菜等製造業	・業務用食品を製造する新工場を建設し、効率的な製造設備配置と物流動線の効率化、最新設備の導入による製造時間の短縮と全工程の自動化・省力化を実施する。 ・急速冷却可能な最新設備の導入により、品質保持・衛生管理の高度化も図る。	流通合理化	公庫融資 (V'資金)
21	(株) 松源 (和歌山県)	スーパーマーケット	スーパーの新店舗出店に伴い、和歌山県産農産物（イチゴ）の調達安定化のため、既存取引先との計画的な連携による取引量の向上を図る。	安定取引	公庫融資 (V資金)
22	(株) アマタケ (岩手県)	ブロイラー生産、食鳥処理・食肉製品製造加工販売	最新の海外製食鳥処理機械を備えた高効率なあい鴨の食鳥処理加工場を新たに整備するとともに、引契約に基づき合鴨生産者からの取扱量を増大し、安定した取引を実現する。	安定取引	公庫融資 (V資金)
23	スマートラストマイル協議会 (東京都)	任意協議会	・AI診断による配送ルート最適化で、トラック待ち時間の解消および配送時間の短縮を目指す。 ・主にバックヤードの狭い小規模外食における荷受能力の向上で輸送回数の削減を達成するシステムの実装促進により輸送回数の削減を図る。	流通合理化	—
24	味の素(株) (東京都)	食品の研究開発、製造、販売	カップスープの主原料スイートコーンを生産する北海道の契約農家との取組を加速・拡大させ、国産生鮮原材料使用量増加を推進。	安定取引	—

# 食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（４）

	会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
25	味の素（株） （東京都）	食品の研究開発、 製造、販売	・カップスープの原材料であるスイートコーンの収穫・加工時に発生する芯・葉・茎等の副産物の飼料化・肥料化を通じ 持続可能な農業・畜産業へ貢献。 ・カップスープ包材のモノマテリアル化拡大を推進。	環境負荷低減	—
26	味の素（株） （東京都）	食品の研究開発、 製造、販売	カップスープ事業での環境へ配慮した活動に関し、工場見学やオウンドメディア(自社HPやSNS等)を通じた情報発信を推進。	消費者選択支援	—
27	コーミ（株） （愛知県）	食品加工業	・新工場建設により安定した生産体制の構築を行うとともに、分散していた調味料製造拠点の移転・集約化により商品物流の合理化を図る。 ・工場建設に伴い、生産方式の見直しや食の安全性に係る認証取得を行い、国産製品の増産や海外販路の開拓を図る。	流通合理化	公庫融資 (V資金)
28	松村食販（株） （群馬県）	食料品卸売業	地元に加え、他産地の農業法人と直接取引を行い、原料玄米を安定調達するとともに、新たに精米ラインを整備し、全量自社精米とすることで精米の安定供給と収益拡大を図る。	安定取引	公庫融資 (V資金)
29	セントライ青果 （株） （愛知県）	青果卸売業	他の卸売事業者との資本提携により、集荷力向上、物流効率化、モーダルシフトの促進、ノウハウ共有による専門人材育成に取り組む。	流通合理化	公庫融資 (卸売市場 機能高度 化)
30	農作物流通イノ ベーション協議会 （佐賀県）	任意協議会	青果物流における、受発注のデジタル化拡大、労務管理および配車計画のアルゴリズム化による人依存からの脱却による経費削減と取扱数の増加に向けた実証を行い、持続可能な効率化と拡大を実現する。	流通合理化	—

【参考】（HP）安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況について

これまでに認定された各事業活動の概要を掲載

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/nintei.html>



## 株式会社万惣



### 計画概要

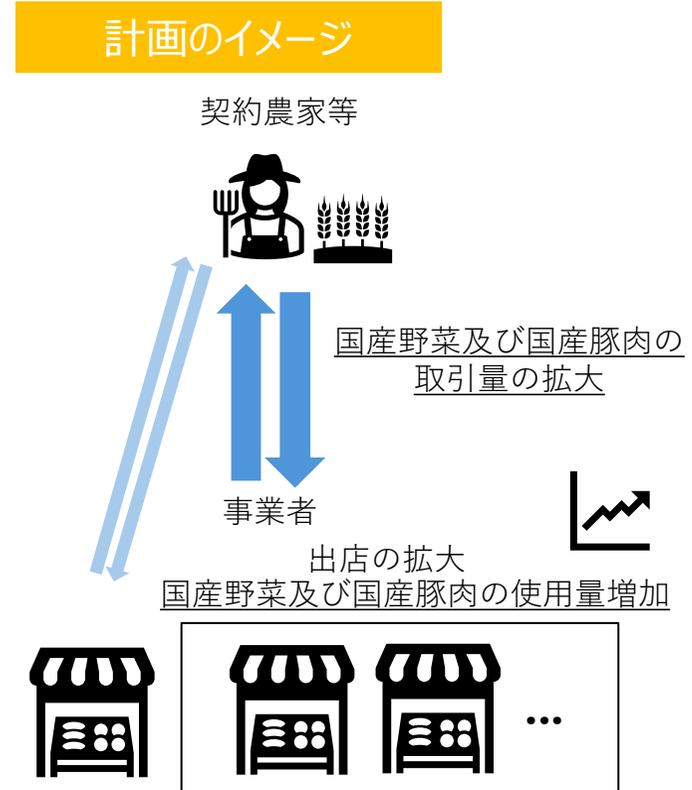
中国地方及び九州地方を中心とした出店の拡大に伴い、(株)万惣の店頭で販売する国産野菜及び国産豚肉の利用を拡大するため、契約農家及び特定農家からの取引量拡大に取り組み、安定的な供給体制の構築と収益の拡大を図る。

### 目標

契約先から国産野菜及び国産豚肉の仕入量を令和12年末までに20%増加させる。

### 食料システムへの寄与

取引量の拡大により、生産者の所得向上と経営の安定化に寄与し、地域農業や食品産業の発展と持続的な食品の供給体制の確立に貢献する。





## 名古屋西流通センター株式会社

### 計画概要

物流の2024年問題に対応し、遠隔地からの青果物を消費地に安定的に届けるためにコールドチェーン機能を備えた中継共同物流拠点を整備し、中部・北陸圏の卸売市場と連携した共同輸配送、西日本と東日本を繋ぐ中継輸送に取り組み、物流の効率化と取扱金額増加を目指す。

### 目標

当該施設を活用した中継輸送、共同輸配送を推進することで、目標年度（令和12年度）において、集荷数量を43,000 t（うち中継輸送 3 万 t）まで増加させる。

### 食料システムへの寄与

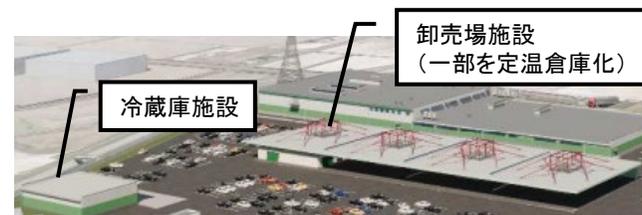
生産者に対しては、産地からの幹線輸送に対応した中継共同物流拠点を活用し、より遠隔地からの安定供給や販路の拡大が可能となり、また、コールドチェーン流通を行うことで品質面でも評価向上が見込まれる。

一方、消費者に対しては、全国の多種多様な品目の提供が可能となり、合わせて定温・保冷施設の活用による品質管理により、多様化したニーズに継続的に対応できることから満足度の向上に資する。

### 計画のイメージ



市場と近隣県等との位置関係



コールドチェーンを確保した中継共同輸配送の機能を整備

## 株式会社マルマサフード



### 計画概要

カット野菜工場の製造ラインを一部更新し、食品残渣を活用したバイオマス発電を行う食品残渣処理設備を新たに導入。温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の排出量の削減及び工場全体の生産性の向上を図る。

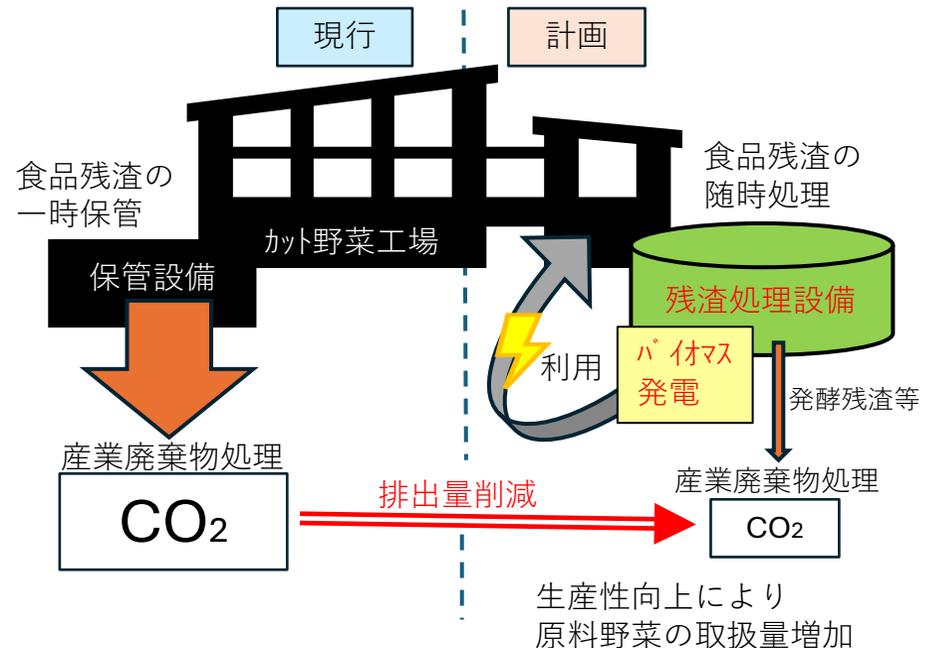
### 目標

食品残渣廃棄時に発生する温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の排出量を令和11年度までに9割以上削減する。

### 食料システムへの寄与

温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の削減を図ることで、環境負荷を抑えた食品製造が可能となり、持続可能な社会を支える消費者行動を後押しし、環境に配慮した製品を選びたいという消費者ニーズに応えることができる。

### 計画のイメージ





## 味の素冷凍食品株式会社

### 計画概要

「環境への配慮」活動全体を統一コンセプトのもと構造化し、物語として消費者に届ける活動を開始する。オウンドメディアや教育機関連携を通じ情報発信を拡大し環境配慮への理解と共感を育み、消費者と共に持続可能な社会づくりに貢献する。

**目標** 令和8年4月～令和12年3月

味の素冷凍食品の「環境への配慮」活動・アクションに関する消費者向けの刊行物を制作し、計画終了までに計20件発信する。

### 食料システムへの寄与

「環境への配慮」活動・アクションを通じて、環境配慮に取り組む企業の商品をおいしく食べることで、食品のサステナブルに参画しているという貢献実感創出に寄与する。加えて自身の暮らしを無理に変えることなく、またストレスなく、食のサステナブルに参画できるという理解・共感を得て、食品産業に好影響を波及させるという消費者のパーセプションチェンジ（認識の変化）に寄与する。また本活動の結果として食品産業全体の付加価値向上と持続的成長に貢献する。

### 計画のイメージ

オウンドメディア（ホームページ・SNS）における情報発信例

vol. 01 2022.09.00

-捨てずに活かす、その先へ-  
めぐりめぐって再び **味の素** ギョーザに!?

サステナNEWS 1巻1号では、環境にやさしい社会の実現に向けてスタートした、原材料に関する新しい取り組みを紹介しました。

**ここでいい! (まだいい!)** **工場から出る食品残渣を100%資源化**

私たちはこれまで、2021年から4年連続、国内各工場で、食品残渣で発生した食品残渣の資源化率100%を達成しています。これに、製菓や冷凍食品の生産過程で発生する大量の食品残渣や食品廃棄物も活用し、資源として活用する取り組みです。

**さらに進化! (地域の人々と協力して!)** **「食卓がぐるぐる循環!」**

食品残渣が地域の資源として活用される仕組みづくりを進め、今年度は、工場から出る食品残渣を地域の福祉工場が処理し、地域の企業に提供、その産物を使って食品や日用品を生産する取り組みを進めています。地域産品を消費する地元産品を消費する取り組みです。

この取り組みは、工場から出る食品残渣を地域の福祉工場が処理し、地域の企業に提供、その産物を使って食品や日用品を生産する取り組みです。地域産品を消費する地元産品を消費する取り組みです。

この取り組みは、工場から出る食品残渣を地域の福祉工場が処理し、地域の企業に提供、その産物を使って食品や日用品を生産する取り組みです。地域産品を消費する地元産品を消費する取り組みです。

**九州から全国へ、そして、未来のおいしさと地球のために。**

この取り組みは、工場から出る食品残渣を地域の福祉工場が処理し、地域の企業に提供、その産物を使って食品や日用品を生産する取り組みです。地域産品を消費する地元産品を消費する取り組みです。

# 認定を受けた場合の特例措置（概要）

- 農林水産大臣の計画認定を受けた場合、**金融・税制を含む以下の幅広い特例措置**を受けることが可能



	項目	主な内容	備考
 <b>金融支援</b>	日本政策金融公庫による長期低利融資（食品等持続的供給促進資金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備投資や事業再編を行う際、運転資金も含めて長期（10年超25年以内）かつ低利の融資を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者のみ対象</li> </ul>
	日本政策金融公庫による海外展開支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外にある子会社が現地金融機関から融資を受ける際の債務の保証を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流通合理化事業活動のみ対象</li> </ul>
	食品等持続的供給推進機構による債務保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間金融機関から資金調達する際の債務の保証を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携して計画を申請する農林漁業者や研究開発事業者も含めて対象</li> </ul>
	指定金融機関による長期・低利の大規模融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関（日本政策投資銀行等）による、長期（5年以上）・低利の大規模（50億円以上等）融資を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業も対象</li> <li>産業競争力強化法の事業適応計画又は事業再編計画の認定要件を満たす必要有</li> </ul>
	中小企業投資育成株式会社による出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金が3億円を超える場合でも中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有</li> </ul>
 <b>税制特例</b>	中小企業経営強化税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備投資を行う際、即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除等を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有</li> </ul>
	カーボンニュートラル投資促進税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資を行う際、5～14%の税額控除又は50%の特別償却を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす必要有</li> <li>環境負荷低減事業活動のみ対象</li> </ul>
	事業再編時の登録免許税軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際の登録免許税を軽減することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす必要有</li> </ul>
 <b>その他</b>	農研機構による設備等の供用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術の研究開発を行う際に、農研機構の保有する研究開発設備等（食品加工設備等）を利用することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携して計画を申請する研究開発事業者も含めて対象</li> </ul>
	事業再編時の会社法等の手続き緩和特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業再編を行う場合の、現物出資等の円滑化等の会社法上の手続き緩和特例を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業競争力強化法上の事業再編計画の認定要件を満たす必要有</li> </ul>

# 食品等持続的供給促進資金（日本政策金融公庫の長期・低利融資）【金融支援】

- **中小企業者**(注)が、認定を受けた計画に基づき取組を行う際、以下の要件を満たす場合、**日本政策金融公庫から長期・低利融資（食品等持続的供給促進資金）**を受けることが可能。

名称	食品産業・農林漁業連携型事業（V資金）	食品産業生産性向上型事業（V'資金）	卸売市場機能高度化型施設
対象者	安定取引関係確立事業活動計画等について認定を受けた食品等事業者		流通合理化事業活動計画等について認定を受けた卸売市場の開設者・卸売業者・仲卸業者・仲卸売業者等の組織する法人
要件	事業実施後5年以内に①～③のいずれかの目標を満たすこと ① 地域の農林水産物の取扱量が概ね20%以上増加 ② 輸入農林水産物の取扱量の概ね20%以上を地域の農林水産物に切り替え ③ 地域の農林水産物の取扱額が年間3,000万円以上 ※①～③について、取引する農林漁業者の特定が必要	事業実施後5年以内に①又は②のいずれかの目標を満たすこと ① 地域の農林水産物の取扱量が概ね10%以上増加 ② 地域の農林水産物の取扱額が年間1,500万円以上	①～④の要件のうち3つ以上を満たすこと ① 卸売市場の施設の近代化を図ること ② 卸売市場の流通機能の高度化を図ること ③ 卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図ること ④ 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化を図ること
対象事業	1 農林漁業者と食品等事業者が共同して利用する施設の整備等 2 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の整備等 3 他の事業者への出資 (注) 他の事業者は農林漁業を営む法人又は食品等事業者に限る。 4 長期運転資金 (注) 1～3の事業に関連して必要となる費用の支出に限る。	1 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の整備等 2 他の事業者への出資 (注) 他の事業者は食品等事業者に限る。 3 長期運転資金 (注) 1又は2の事業に関連して必要となる費用の支出に限る。	1 品質管理保全施設 2 定温輸送車 3 自動仕分け・搬送保管施設 4 加工・調製施設 5 パッケージ施設 6 情報処理施設 7 営業の譲受け 8 出資 9 特別の費用 (注) 1～7に係るものに限る
利率	2.25 % (中小特利③-1)	2.75 % (中小特利①)	2.25 % (中小特利③-1)
	(令和8年1月20日現在、融資期間15年の場合) ※利率は融資期間によって異なる。		
融資期間	10年超25年以内 (うち据置期間3年以内)		
融資限度額	負担額の80%以内		

## (注) 中小企業者の要件

判断項目	主業種				
	製造業、その他	卸売業	サービス業	小売業	
資本金・従業員	3億円以下または300人以下	1億円以下または100人以下	5千万円以下または100人以下	5千万円以下または50人以下	

- ・中小企業者とは、左表の条件を満たす会社および個人（個人の場合、従業員の条件のみ）  
 なお、協同組合等は表記の規模を上回る場合でも中小企業者に該当。
- ・ただし、以下の方などは規模にかかわらず中小企業者に該当しない。  
 例：農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益含む）、有限責任事業組合（LLP）

# 食料システム機構による債務保証【金融支援】

- 認定を受けた計画に基づき、取組を行う際に、**民間金融機関からの借入に係る債務の保証を食品等持続的供給推進機構（食料システム機構）から受けることが可能**
- 認定を受けた食品等事業者だけでなく、計画に位置付けられた農林漁業者や技術の研究開発を行う事業者も対象

## 保証条件

- 財務諸表が次のいずれかに該当すること
  - ① 公認会計士の監査を受けたものであること
  - ② 当該中小企業者等が会社法第2条第8号に規定する会計参与設置会社であって、当該財務諸表が同法第374条第1項の規定に基づき作成されたものであること
  - ③ 「中小企業の会計に関する指針」に基づき作成されたものであって、その旨税理士等により確認されたものであること
- その債務保証の対象資金が主取引銀行の借入に係るものであること

## 保証対象

- 対象事業活動の実施に必要な設備資金（土地を含む）及び運転資金（試験研究費、試作費、市場調査費、原材料、調達費、販売促進費等）

## その他

### ■ 保証限度額

- 1事業者当たり4億円以下

### ■ 保証期間

- 設備資金：20年以内（うち据置期間は3年以内）、運転資金：5年以内（うち据置期間は1年以内）

### ■ 保証料

- 借入金元本に係る保証残高に対して、一定の保証料率（年0.8%以内）を乗じた額

### ■ 保証割合の上限

- 5年以上の経営実績がある場合等・・・借入金元本等の90%
- それ以外の場合・・・借入金元本等の50%

# 中小企業経営強化税制【税制特例】



- 青色申告書を提出する中小企業者等が、認定を受けた計画に基づき、以下のいずれかの類型に該当する設備を新規取得等して事業の用に供した場合、税額控除又は特別償却を選択適用することが可能

類型	要件	対象設備	その他要件	特例内容
生産性向上設備 (A類型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備</li> <li>※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機械装置（160万円以上）</li> <li>● 工具（30万円以上）</li> <li>※ A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）</li> <li>● 器具備品（30万円以上）</li> <li>● 建物附属設備（60万円以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産等設備を構成するもの</li> <li>※ 事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない</li> <li>● 国内への投資であること</li> <li>● 中古資産・貸付資産でないこと等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象設備の新規取得等の際、10%の税額控除（資本金が3,000万円を超える場合7%）又は即時償却</li> </ul>
収益力強化設備 (B類型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備</li> <li>※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ソフトウェア（70万円以上）</li> <li>※ A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る</li> </ul>		
経営資源集約化設備 (D類型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備</li> </ul>			
経営規模拡大設備 (E類型：100億企業を目指す事業者が対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資利益率が年平均7%以上</li> <li>● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成</li> <li>● 売上高成長率年平均10%以上を目指す</li> <li>● 前年度売上高10億円超90億円未満</li> <li>● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上</li> <li>● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等</li> <li>※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機械装置（160万円以上）</li> <li>● 工具（30万円以上）</li> <li>● 器具備品（30万円以上）</li> <li>● ソフトウェア（70万円以上）</li> <li>● 建物及びその附属設備（1,000万円以上）</li> <li>※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象設備（建物及びその附属設備除く）の新規取得等の際、10%の税額控除（資本金が3,000万円を超える場合7%）又は即時償却</li> <li>● 上記に伴って新增設する建物・建物附属設備について、税額控除又は特別償却</li> <li>※ 【税額控除】 賃上げ5%以上：2%、賃上げ2.5%以上5%未満：1%</li> <li>※ 【特別償却】 賃上げ5%以上：25%、賃上げ2.5%以上5%未満：15%</li> </ul>

# カーボンニュートラル投資促進税制【税制特例】



- 認定を受けた環境負荷低減事業活動計画に基づき、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備を導入する場合、最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却を選択適用することが可能

要件	対象設備	特例内容
<ul style="list-style-type: none"><li>● 設備投資による効果以外も含めて、炭素生産性（※）を3年以内に15%以上（中小企業者等の場合は、10%以上）向上させること</li><li>● 計画に記載された設備のうち、設備導入前後の事業所の炭素生産性を1%以上向上させる設備であること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 機械装置</li><li>● 器具備品</li><li>● 建物附属設備</li><li>● 構築物</li></ul> <p>※ 照明設備及び対人空調設備は除く</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <u>中小企業者等</u><ul style="list-style-type: none"><li>● 対象設備の導入の際、税額控除（炭素生産性を17%以上向上させる場合は14%、10%以上向上させる場合は10%）又は50%の償却</li></ul></li><li>■ <u>それ以外の企業（大企業など）</u><ul style="list-style-type: none"><li>● 対象設備の導入の際、税額控除（炭素生産性を20%以上向上させる場合は10%、15%以上向上させる場合は5%）又は50%の償却</li></ul></li></ul>

(※) 炭素生産性 = 
$$\frac{\text{付加価値額（=営業利益+人件費+減価償却費）}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

# 事業再編時の登録免許税軽減措置【税制特例】



- 認定を受けた計画に基づき、**合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に係る登録免許税の軽減措置**を受けることが可能

要件	対象の措置	特例内容		
		通常の税率	特例税率	軽減率
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 修正ROIC 2%向上</li> <li>② 固定資産回転率（有形固定資産＋ソフトウェアの回転率）5%向上</li> <li>③ 従業員1人当たり付加価値額9%向上</li> </ul> </li> <li>● 計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 有利子負債／キャッシュフロー<math>\leq</math>10倍</li> <li>② 経常収入<math>&gt;</math>経常支出</li> </ul> </li> </ul> 等	● 会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	▲50.0%
	● 合併による設立又は資本金の増加	0.15%	0.1%	▲33.3%
	● 資本金が増加する場合の合併	0.7%	0.35%	▲50.0%
	● 分割による設立又は資本金の増加	0.7%	0.5%	▲28.6%
	● 土地の所有権の取得	2.0%	1.6%	▲20.0%
	● 建物の所有権の取得	2.0%	1.6%	▲20.0%
	● 合併による不動産の取得	0.4%	0.2%	▲50.0%
	● 分割による不動産の取得	2.0%	0.4%	▲80.0%

# 農研機構の設備等の供用等【研究開発支援】

- 認定を受けた計画に基づき、技術の研究開発を行う際に、農研機構（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）の保有する研究開発設備等を有償で利用することが可能（計画に位置付けられた技術の研究開発を行う事業者も対象）
- 設備等の利用と併せ、農研機構の専門家の派遣など、事業者からの要望に合わせて農研機構による協力を受けることが可能

## 利用できる設備

## 使用用途



### 高圧処理装置

東洋高圧  
(TFS6-50、TFS2-500)

- 食品を液体に浸した状態で数千気圧（数百MPa）以上の圧力で高圧処理する装置。600 MPaでの処理では、風味・成分を保持しつつ加熱することなく殺菌できるため、ジュース、肉製品等の製造に使用できる。100 MPaでの処理では、効率的に調味液を含浸させつつ加熱することで、各種エキスの製造の他に、生に近い食感・風味を活かした長期冷蔵保存可能なコンポートの製造に使用できる。



### マイクロ波減圧乾燥機

四国計測工業  
(μReactor Ex)

- 水の沸点が低下する減圧下でマイクロ波を照射することにより食材を乾燥する装置。果実等の農産物の乾燥に適しており、低温で迅速に乾燥することができる。さらに、予備凍結との組合せにより、従来の熱風乾燥と比べて収縮や変形が少なく、フリーズドライに近い品質の乾燥品を製造することが可能。



### 胃消化シミュレーター

イーピーテック

- ヒトの胃の下部（幽門部）や胃壁のぜん動運動、胃内容物の流動を再現する装置。食品、人工唾液および人工胃液から構成される胃内容物の消化過程を観察・評価可能。農産物や加工食品の胃内消化性の評価に利用されている。

農研機構 問い合わせ先

電話番号

HP・メールアドレス

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
スマート農業施設供用推進プロジェクト室

029-838-6773

HP : <http://www.naro.go.jp/collab/sappo>  
メールアドレス : [sappo★ml.affrc.go.jp](mailto:sappo★ml.affrc.go.jp)  
※メールアドレスの「★」は半角の「@」に置き換えてください

事前相談はこちらから→



# R7補助予算事業における計画認定制度の認定事業者に対する優遇措置①

## 計画認定制度の認定が要件化されている事業（※認定見込みも含む）

事業名（R7補正）	事業の概要	対象となる計画の種類
食品等物流合理化緊急対策事業	我が国の物流における輸送力不足への対応や、農業・食品産業基盤等の食料供給の能力の確保のため、①標準パレットの導入、デジタル化・データ連携の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入等、②中継共同物流拠点の整備を通じた流通の合理化や、③産地から港湾・空港までの最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築等を推進し、国民の食料安全保障を確保します。	流通合理化事業活動
強い農業づくり総合支援交付金 （卸売市場施設の防災・減災対策）	災害時においても国民への食料の安定供給を維持するため、国内の生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラである卸売市場において、防災・減災対応を行うための施設整備を支援します。	流通合理化事業活動
卸売市場緊急整備事業	産地の出荷体制の高度化・効率化に対応した農産品等のサプライチェーン全体の物流効率化や、「海外から稼ぐ力」を強化すべく農林水産物・食品の輸出を促進するため、卸売市場の再編集約・合理化・高度化のための施設整備を支援します。	流通合理化事業活動
持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち 産地連携支援緊急対策事業	産地と連携した原材料調達計画（産地連携計画）の策定を行う食品製造事業者に対して、食品製造事業者が産地を支援する取組（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）、産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発等の取組を支援します。	安定取引関係確立事業活動
食品産業省力化投資促進緊急対策事業のうち 飲食業労働生産性向上推進緊急対策事業	中小の飲食事業者における省力化を図るとともに、労働生産性向上や賃金アップ、社会的責任の遂行等の具体的な取組を示す「飲食業労働生産性向上モデル」を業態別・事業者規模別に形成するために必要となる専門家による伴走支援や、システム・サービス等の導入経費等を支援します。また、広く飲食事業者における労働生産性向上の取組を広めるための横展開を実施します。	流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動

【参考】（HP）食料システム法計画認定制度事業活動計画の認定による補助事業の優遇措置について（令和7年度補正予算）

事業活動計画の認定認定事業者に対して優遇措置を設けている令和7年補正予算事業の概要、問い合わせ先等を掲載

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/attach/pdf/gaiyou-16.pdf>



## R7補助予算事業における計画認定制度の認定事業者に対する優遇措置②

### 計画認定制度の認定者を優先採択・審査時に考慮

事業名（R7補正）	事業の概要	対象となる計画の種類
国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち 小麦・大豆供給円滑化推進事業	国産小麦・大豆を一定期間保管するなど、安定供給体制を図る取組を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち 小麦・大豆利用拡大事業	国産小麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、新商品開発等を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
水産エコラベル認証取得支援事業	国際基準の水産エコラベル認証を希望する事業者に対してコンサルティングを行い、審査の事前準備となる取組状況の確認、申請書作成等を支援します。	消費者選択支援事業活動

# R7補助予算事業における計画認定制度の認定事業者に対する優遇措置③

## 計画認定制度の認定を審査時にポイント加算

事業名（R7補正）	事業の概要	対象となる計画の種類
食品産業省力化投資促進緊急対策事業のうち業種横断型プロジェクト実証支援事業	省力化等生産性向上に資する新たな技術の開発に向けて、食品事業者及び機械メーカー等が連携して行うプロジェクトを支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
【再掲】 食品産業省力化投資促進緊急対策事業のうち 飲食業労働生産性向上推進緊急対策事業 （※申請者が既に認定を受けている場合）	中小事業者が多い飲食業において、労働生産性向上に向けた伴走支援や「労働生産性モデル」の形成・横展開を図る取組を支援します。	流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動
食品ロス削減等緊急対策事業	循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロスの削減に向けたフードサプライチェーン全体における課題解決や、食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築、食品リサイクルの効率化等の取組を推進します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
食品産業プラスチック資源循環対策事業	食品事業者が再生プラスチックの利用を拡大するにあたっての課題を明らかにし、利用拡大に向けた対応策を取りまとめます。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
産地生産基盤パワーアップ事業 （収益性向上対策）	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。	安定取引関係確立事業活動
新基本計画実装・農業構造転換支援事業	食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造転換をしていくため、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。	安定取引関係確立事業活動

# R7補助予算事業における計画認定制度の認定事業者に対する優遇措置④

## 計画認定制度の認定を審査時にポイント加算



事業名 (R7補正)	事業の概要	対象となる計画の種類
国産青果物安定供給体制構築事業のうち 国産野菜周年安定供給強化事業	生産者、中間事業者、実需者等が連携した国内産地による周年安定供給を実現するため、加工適性の高い品種や大型コンテナの導入など生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等を支援します。	安定取引関係確立事業活動
畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうち 畑作物加工・流通対策支援事業	① 分みつ糖・いもでん粉工場の労働生産性向上等の取組を支援します。 ② 畑作物の持続的な生産を確保するため、インバウンド向け等市場調査、新商品の開発支援、マッチング等の取組を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
みどりの食料システム戦略緊急対策事業のうち 有機農業推進総合対策事業（有機農産物等の流通・販売緊急実証事業）	有機農産物の利用拡大を推進するため、共同出荷等によるロットの拡大、産地リレーによる切れ目のない供給体制の構築等による全国的な流通体制の効率化に向けた取組等を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
ターゲット国における輸出海外展開支援体制の確立緊急対策のうち 水産物輸出加速化連携推進事業	水産物の生産から加工・流通・輸出にわたるバリューチェーン関係者が連携し、競争力ある水産物を輸出できる体制を整備するため、①バリューチェーン関係者の連携強化、②加工機器や情報共有システム等の導入、③海外の販路の拡大・多角化のための活動等の実証の取組を重点化して支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動
水産業競争力強化緊急施設整備事業	水産加工業者や水産流通業者等が行う競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動

## R8予算概算決定における計画認定制度の認定事業者に対する優遇措置①

### 計画認定制度の認定が要件化されている事業（※認定見込みも含む）

事業名（R8）	事業の概要	対象となる計画の種類
持続可能な食品等流通総合対策事業	我が国の物流における輸送力不足への対応や、農業・食品産業基盤等の食料供給能力の確保のため、①標準パレットの導入、デジタル化・データ連携、ラストワンマイル配送の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入等、②中継共同物流拠点の整備を通じた流通の合理化や、③産地から港湾・空港までの最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築等を推進し、国民の食料安全保障を確保します。	流通合理化事業活動
強い農業づくり総合支援交付金（卸売市場施設等支援タイプ）	卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。	流通合理化事業活動
食品産業省力化投資促進事業のうち飲食業労働生産性向上推進事業	食品企業の中でも特に低い飲食業の労働生産性を向上させるため、飲食事業者に対する専門家派遣による伴走支援を実施します。	流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動

【参考】（HP）食料システム法計画認定制度事業活動計画の認定による補助事業の優遇措置について（令和8年度予算概算決定）

事業活動計画の認定認定事業者に対して優遇措置を設けている令和8年予算事業の概要、問い合わせ先等を掲載  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/attach/pdf/gaiyou-17.pdf>



## R8予算概算決定における計画認定制度の認定事業者に対する優遇措置② 計画認定制度の認定を審査時にポイント加算

事業名 (R8)	事業の概要	対象となる計画の種類
食品産業省力化投資促進事業のうち 業種横断型技術開発実証事業	省力化等生産性向上に資する新たな技術の開発に向けて、食品企業や機械メーカー、スタートアップ等の関係者が連携して行う業種横断的プロジェクト（生産設備データの標準化等）を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
食品ロス削減総合対策事業	食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組や優良事例について、業界全体で横展開を図る活動を支援するとともに、企業における食品廃棄物の発生抑制等の取組内容が公表される仕組みの構築に向けた調査等を行います。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
食品産業プラスチック資源循環対策事業	食品産業における再生プラスチック利用拡大に向けた調査及び課題整理、環境配慮設計の標準化に向けた取組を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
強い農業づくり総合支援交付金 (産地基幹施設等支援タイプ)	産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。	安定取引関係確立事業活動
新基本計画実装・農業構造転換支援事業 (再編新事業)	食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造転換をしていくため、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。	安定取引関係確立事業活動
持続的生産強化対策事業のうち 花き支援対策	花きの需要に合わせた安定生産・安定供給に向け、高温障害を回避・軽減する技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換に係る実証や普及活動の取組、花き業界関係者の情報連携に向けた取組、新たな需要開拓・利用拡大の取組等、地域や全国で生じている課題解決に資する取組を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動

# R8予算概算決定における計画認定制度の認定事業者に対する優遇措置③

## 計画認定制度の認定を審査時にポイント加算



事業名 (R8)	事業の概要	対象となる計画の種類
持続的生産強化対策事業のうち 国産野菜周年安定供給強化事業	加工適性の高い品種や大型コンテナの導入など生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等を支援します。	安定取引関係確立事業活動
地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち 地域資源活用・地域連携推進支援事業	地域資源を活用した付加価値の創出に必要な新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援します。	安定取引関係確立事業活動
地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）	農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。	安定取引関係確立事業活動
鳥獣被害防止総合対策交付金のうち 鳥獣被害防止総合支援事業	シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や人材育成、侵入防止柵の省力的な管理、ジビエ利用拡大等を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動
持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち 水産加工連携プラン支援事業	水産物を持続的かつ安定的に供給するため、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家が幅広く連携して行う、水産加工流通の課題解決のための取組を総合的に支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動
浜の活力再生・成長促進交付金のうち 水産業強化支援事業（加工流通構造改善目標）	浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域において、水産加工業者又は水産流通業者等が行う加工・流通の作業の協業化・効率化、水産物の衛生管理や付加価値向上のための加工、冷蔵等倉庫及び廃棄物処理施設等の整備等により、漁村地域の活力の再生を図る取組を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動

# ○ 食品等物流合理化緊急対策事業

令和7年度補正予算額 1,967百万円

## <対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足への対応や、農業・食品産業基盤等の食料供給の能力の確保のため、①標準パレットの導入、デジタル化・データ連携の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入等、②中継共同物流拠点の整備を通じた流通の合理化や、③産地から港湾・空港までの最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築等を推進し、国民の食料安全保障を確保します。

## <事業目標>

- 物流の効率化に取り組む地域を拡大
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）等

## <事業の内容>

### 1. 物流生産性向上推進事業

973百万円の内数

流通標準化ガイドライン等に基づき、物流の標準化に取り組む事業者が行う、標準パレットの導入、モーダルシフト等の実装の取組や設備・機器等の導入を支援します。また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

### 2. 輸出物流構築事業

973百万円の内数

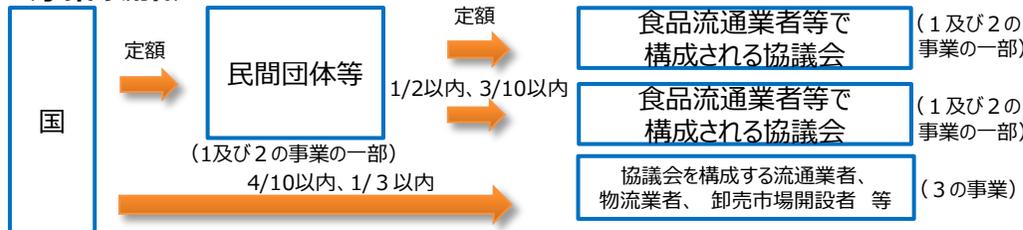
基幹ルートの機能強化や地方港湾・空港を活用した効率的な輸出物流を構築する取組、デジタル化、自動化・省人化に必要な設備・機器の導入等を支援します。また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

### 3. 中継共同物流拠点施設緊急整備事業

994百万円

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1、2の事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）  
（3の事業）食品流通課卸売市場室（03-6744-2059）

## <事業イメージ>

流通関係者による協議会

産地

卸売業者

小売業者

物流事業者

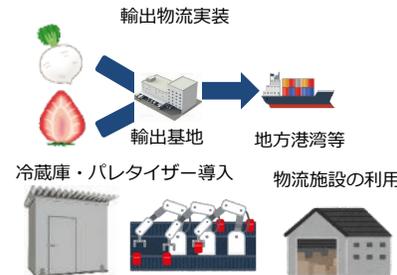
輸出事業者

等

<物流生産性向上に係る実装/設備・機器等導入>



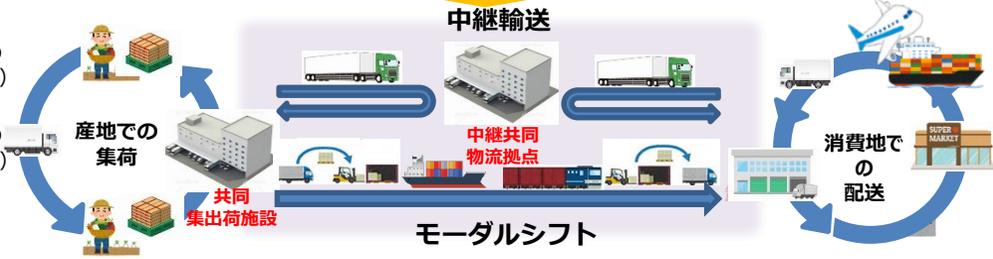
<輸出物流の構築/設備・機器導入>



<中継共同物流拠点の整備>  
大型車に対応したトラックパースの整備



## 新たな食品流通網の構築



＜対策のポイント＞

災害時においても国民への食料の安定供給を維持するため、国内の生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラである卸売市場において、防災・減災対応を行うための施設整備を支援します。

＜事業目標＞

災害時に各都道府県の主要な卸売市場が業務を停止し、食料の安定供給ができなくなるリスクを回避

＜事業の内容＞

都道府県毎の主要な卸売市場において、想定される災害発生リスクに対応した防災・減災対応を行うための以下の施設整備を支援します。

1. 災害発生リスクがある地域からの移転

大雨や高潮等による浸水想定地区から高台等への移転再整備を支援します。

2. 施設の耐震化、耐水化、耐風化対策

施設の耐震補強、風水害を回避するための高上げ、補強等の整備を支援します。

3. 非常用電源施設、非常用燃料ストック施設 等

非常用発電機、発電機用燃料タンク等の整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

（卸売市場の被災）



大雨による浸水被害（荷捌場）



台風による浸水被害（売場内部）



地震による施設被害



（防災・減災対策）



浸水のおそれのある現在地から移転



耐水化、耐風化



耐震化

# 卸売市場緊急整備事業

令和7年度補正予算額 7,844百万円

## <対策のポイント>

産地の出荷体制の高度化・効率化に対応した農産物等のサプライチェーン全体の物流効率化や、「海外から稼ぐ力」を強化すべく農林水産物・食品の輸出を促進するため、**卸売市場の再編集約・合理化・高度化のための施設整備**を支援します。

## <事業目標>

- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（12.4% [令和5年度実績]→10% [令和12年度まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）等

## <事業の内容>

### 1. 卸売市場の再編集約

老朽化した卸売市場の再編集約に必要な**施設の整備、既存施設の解体、撤去、廃棄、整地**を支援します。

### 2. 卸売市場の合理化

トラック予約システム、納品伝票の電子化・データ連携システム、自動フォークリフト（AGF）、自動搬送車（AGV）等、**デジタル化・省力化に必要な機械設備の導入**と併せて行う、老朽化した**卸売市場の施設整備**を支援します。

### 3. 輸出拡大に向けた卸売市場の高度化

フラッグシップ輸出産地等との連携により輸出拡大を図るため、輸出先国までに一貫した**コールドチェーンシステムの確保に資する施設**や**輸出先国が求める品質・衛生管理基準等を満たす高度な施設整備**を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### <再編集約・合理化のイメージ>

- ・複数の既存施設を廃止し、集約して新規に卸売市場を設置



- ・デジタル化・省力化に必要な機械設備を導入する卸売市場の再整備



### <輸出拡大に向けた卸売市場の高度化のイメージ>

コールドチェーン対応卸売市場施設



高度な温度管理が可能な施設を整備することで、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムを確保

# ○ 持続的な食料システム確立緊急対策事業

令和7年度補正予算額 4,970百万円

## <対策のポイント>

食品産業は、我が国の食料の安定供給において重要な役割を担っているが、輸入原材料の価格の高止まりや国際的な購買力の低下など、食品製造事業者等においては原材料の調達リスク等が大きな課題となっており、過度な輸入依存からの脱却を実現するため、食品製造事業者等による**産地との連携強化**による**国産原材料の安定調達**や、**付加価値の向上**を図る取組を支援することにより、持続的な食料システムの確立を図ります。

## <事業目標>

食料システムの強靱化による食料安定供給の確保

## <事業の内容>

### 1. 産地連携支援緊急対策事業

4,900百万円

産地と連携した原材料調達計画（産地連携計画）の策定を行う食品製造事業者に対して、**食品製造事業者が産地を支援する取組**（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）、**産地との連携による国産原材料の取扱い増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発等の取組**を支援します。

産地連携計画には、以下の取組を記載

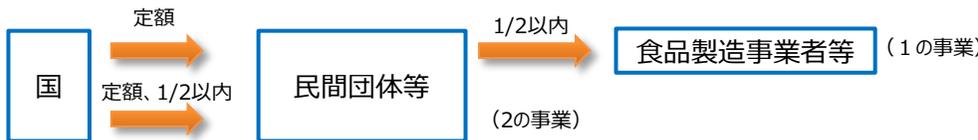
- (1) 国産原材料の利用拡大（10%以上の取扱い量の増加）
- (2) 連携する生産者の拡大
- (3) モデル事例として産地連携フォーラム等の活動への参画

### 2. 地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

70百万円

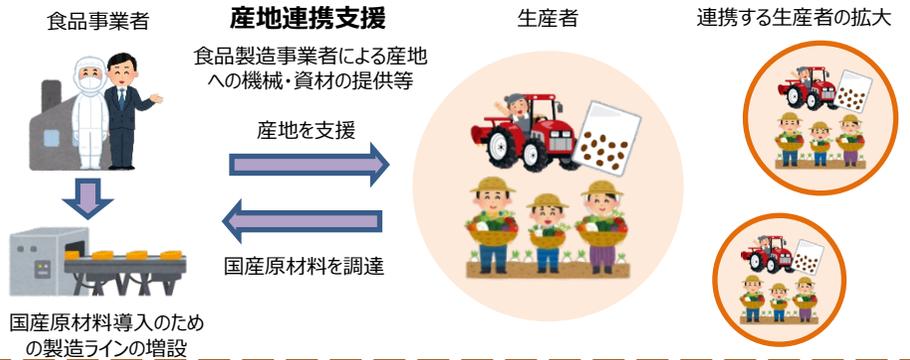
地方公共団体等の支援機関が設置した地域コンソーシアムにおける、地域の食品産業と農林漁業者等関係者の**連携・協調の促進のための研修会やマッチング、国産・地域原材料を用いた商品開発、地域の課題解決に活用可能な新技術の研究・開発等**を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 産地と連携した原材料調達計画を策定した食品製造事業者に対する支援



### 地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業



【お問い合わせ先】

(1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6738-6166)  
 (2の事業) 企画グループ (03-6744-2063)

＜対策のポイント＞

食品産業の省力化投資を促進するため、食品製造業の省力化モデルとなる新技術の導入を支援するとともに、食品事業者が協調して実施する共同プロジェクトを支援します。また、中小事業者が多い飲食業において、労働生産性向上に向けた伴走支援や「労働生産性モデル」の形成・横展開を図る取組を支援します。

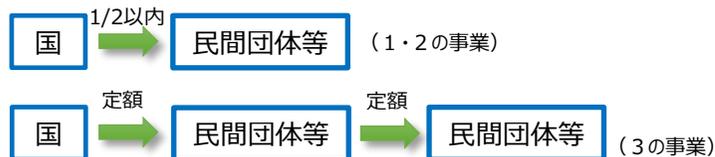
＜事業目標＞

- 食品製造業の労働生産性向上（24% [令和11年度まで]）
- 飲食業の労働生産性向上（35% [令和11年度まで]）

＜事業の内容＞

- 1. 省力化技術導入支援事業** 140百万円  
業界内の省力化をモデルとして牽引していくことが見込まれる食品製造事業者に対して、省力化に必要不可欠な新技術（AI、ロボット等を活用した機械設備）の導入等を支援します。
- 2. 業種横断型プロジェクト実証支援事業** 90百万円  
複数の企業間で連携した体制を構築している食品事業者等に対して、業界共通の技術的な課題となっている特定テーマ（生産設備データの標準化等）についての業種横断的なプロジェクトを実施する際に、当該プロジェクトの実証に必要な経費を支援します。
- 3. 飲食業労働生産性向上推進緊急対策事業** 70百万円  
中小の飲食事業者における省力化を図るとともに、労働生産性向上や賃金アップ、社会的責任の遂行等の具体的な取組を示す「飲食業労働生産性向上モデル」を業態別・事業者規模別に形成するために必要となる専門家による伴走支援や、システム・サービス等の導入経費等を支援します。また、広く飲食事業者における労働生産性向上の取組を広めるための横展開を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

**1. 省力化技術導入支援事業**

**対象** 業界の省力化をモデルとして牽引する食品製造事業者

**「省力化実行計画」を策定**

- 省力化投資の定量的目標
- 人材育成
- 外部支援機関との連携
- 業界内の横展開等の事項を記載

食品事業者 ↓

計画に基づき、最新技術（AI、ロボット等）を導入し省力化

**2. 業種横断型プロジェクト実証支援事業**

**対象** 複数の企業間で連携した体制を構築している食品事業者等

食品事業者 × 機械メーカー × 業界共通の特定テーマについて、業種横断的な課題解決プロジェクトを実施

**協同領域における連携**

特定技術に優位性を持つスタートアップ × システムインテグレーター

→ モデル事例として食品業界全体へ成果を横展開

---

**3. 飲食業労働生産性向上推進緊急対策事業**

**対象** 他の事業者のモデルとなり得る飲食事業者

飲食事業者 × 専門家による伴走支援 × 飲食事業者向けサービス

(例) ※機器等導入はリースに限る。 × モバイルオーダー・セルフレジ × 在庫・販売管理システム

**「労働生産性モデル」を形成**

- 労働生産性向上に向けた取組
- 賃金アップや労働環境の改善
- 社会的責任（環境対応・障害者支援等）の遂行等の業態・規模別モデルの形成

→ モデルを飲食業界全体へ横展開

【お問い合わせ先】

(1、2の事業)大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 (03-6744-2089)  
 (3の事業) 外食・食文化課 (03-6744-2053)

# 地方公共団体等、食品産業を支援する機関等が連携して行う支援事業に対する認定制度

- 地域における食ビジネスの発展を支援するため、地方公共団体等、食品産業に対する支援の事業を行う者（支援機関）が連携して行う事業（連携支援事業）に関する計画を認定

## 連携支援事業とは..

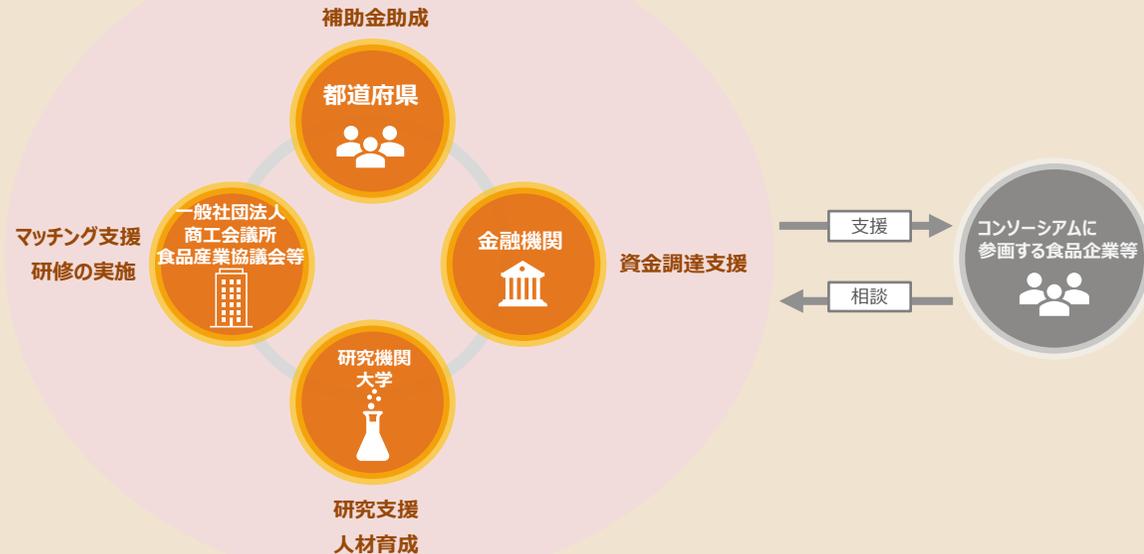
### 食品産業に対して以下のような支援を行う複数の機関が連携して行う支援の事業

- 食品等事業者間の取引の機会の創出
- 技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進
- 市場に関する調査研究及び情報提供
- 経営能率の向上の促進
- 資金の融通の円滑化
- 研修 など

## 取組のイメージ

地方公共団体等が中核となり、複数の機関（一般社団法人、都道府県食品産業協議会等、金融機関、大学、公設研究機関等）と連携して、地域の食ビジネスを展開する企業等に対して一体的に支援を行う体制を構築し、食ビジネス創出の基盤となるコンソーシアムを形成

### A県食農コンソーシアム



# 連携支援計画の認定を受けた場合の支援・特例措置（概要）



- 農林水産大臣の計画認定を受けた場合、以下の支援・特例措置を受けることが可能

	対象	主な内容	備考
地域型食品企業等連携促進事業	都道府県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県や市町村が地域の持続的な食料システム確立のために行う、コンソーシアムの設置、食品企業・農林漁業者と関連業種等との連携や先端的な技術の活用などによる新しい食品ビジネスを創出するための課題検討の場の設定、食品ビジネスマッチング会の実施、試作品開発・販路開拓等の経費を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該都道府県・市町村に設置されるコンソーシアムの構成員の一部が連携支援計画の認定を受ける必要</li> <li>予算補助による支援</li> </ul>
全国プラットフォームによる活動支援	地域コンソーシアム等	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県や市町村が設置したコンソーシアムに対して、全国プラットフォームからコーディネーターの伴走支援や専門家派遣、開催されるセミナーやマッチング会への参加等の支援を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携支援事業計画の認定を受けた場合、優先的に支援</li> </ul>
債務保証	民間機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間金融機関から資金調達する際に、食品等持続的供給推進機構の債務の保証を受けることが可能</li> </ul>	
補助金適正化法の手続き緩和	全機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等交付財産を目的外利用する際、通常各省各庁の承認が必要となるところ、関連の事項が盛り込まれた連携支援計画の認定を受けた場合には、補助金等適正化法に基づく承認を受けたものとみなす措置（手続の簡素化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携支援計画に補助金等交付財産の活用に関する事項の記載が必要</li> </ul>

# 地域型食品企業等連携促進事業

## <対策のポイント>

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、「**地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム**」を設置・運営するとともに、都道府県や市町村に**地域の食品企業や農林漁業者等の多様な関係者が参加するコンソーシアム**を設置し、地域の核となる食品企業・農林漁業者等が連携した新たなビジネスの創出や食品企業間の協調を図る実証等の取組を支援します。

## <事業目標>

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数（1,000〔件令和12年度まで〕）
- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件〔令和11年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム事業

24百万円（前年度 24百万円）

持続的な食料システムの確立に資する取組を推進・支援するため、地域食料システム構築・連携推進プラットフォームが**コーディネーターや専門家派遣等**により、都道府県や市町村の設置する地域連携推進支援コンソーシアムの**取組を伴走支援**します。

### 2. 地域型食品企業等連携促進事業

56百万円（前年度 66百万円）

【令和7年度補正予算額】70百万円の内数

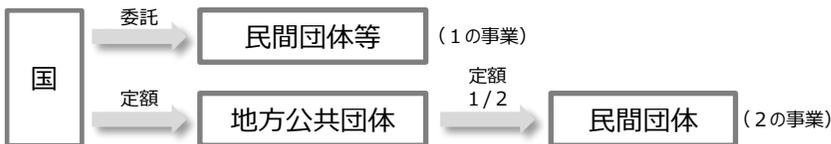
#### （1）地域食料システムプロジェクト推進事業

都道府県や市町村が地域の持続的な食料システム確立のために行う、**コンソーシアムの設置**、食品企業・農林漁業者と関連業種等との連携や先端的な技術の活用などによる新たな食品ビジネスを創出するための**課題検討の場の設定**、**食品ビジネスマッチング会の実施**、**相談体制の整備**等の経費を支援します。

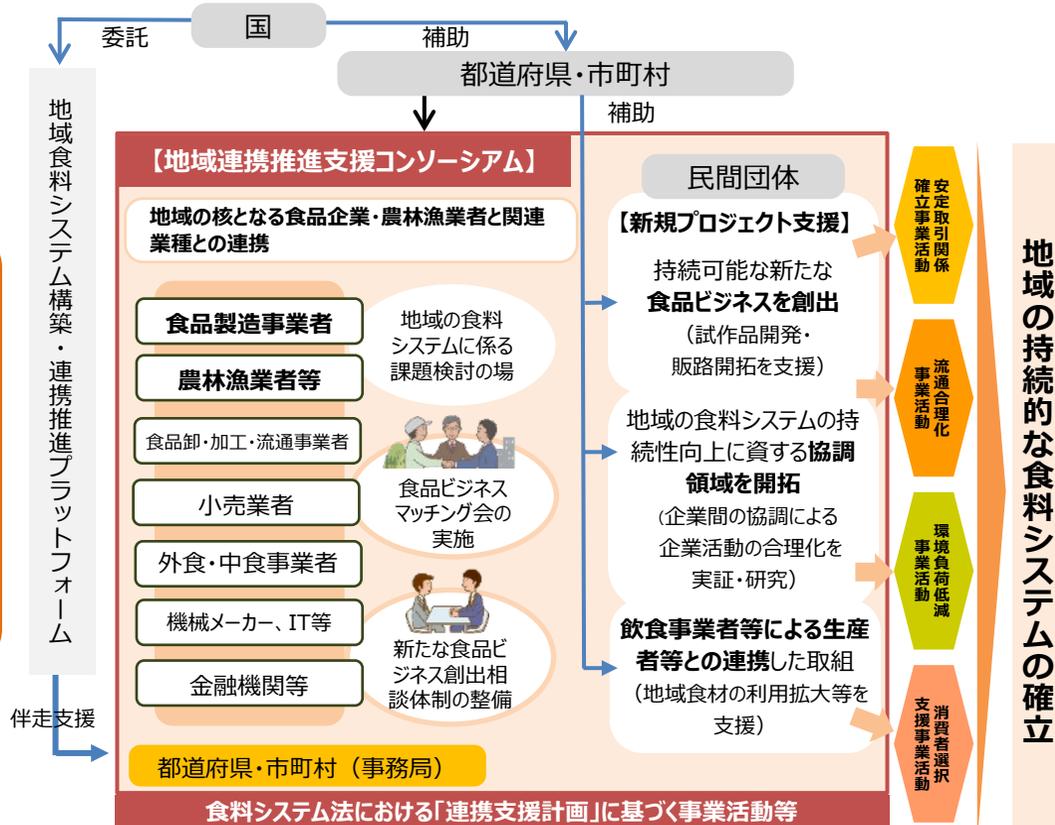
#### （2）新規プロジェクト支援

新たなビジネスを創出するプロジェクト（**試作品開発・販路開拓等**）や食料システムの持続性向上に資する**地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組**、**地域の飲食事業者等による生産者等との連携した取組**を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



- 連携支援事業に基づく地域コンソーシアムの活動等、関係者の連携による地域の食ビジネス創出を支援・推進するため、各地域のコンソーシアム、食品事業者、農林業業者、地方自治体、金融機関、支援機関など、多様な関係者から構成される全国規模のプラットフォーム「**地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム**」(愛称：LFP+)を設立。
- 令和8年1月現在、188社・団体が参画。

## 全国プラットフォームの主な取組内容

### 1 地域コンソーシアムの形成支援



地域コンソーシアムの設置を検討する地方公共団体・食品関連団体等に、地域ネットワークづくりの専門家(地域連携推進コーディネーター)を派遣し、地域コンソーシアム設置に向けた情報提供やアドバイスをを行い、コンソーシアム形成を支援。

### 2 地域コンソーシアムへの専門家派遣



地域コンソーシアムを通じた案件形成や事業活動計画の策定を促進するため、地域連携推進コーディネーターが、各地域の特徴や実情を踏まえた伴走支援を実施。

また、地域の関係者が連携した具体的な食ビジネス形成のための事業計画の策定を支援。



全国プラットフォームの参加者



コーディネーターによる講演

### 3 地域コンソーシアム・参加者同士の連携促進



地域コンソーシアム同士や、コンソーシアムと地域外の食品事業者、食品事業者と農林漁業者など、参加者間の連携促進のための情報共有等を支援。

### 4 セミナーの開催・マッチング支援



地域の食ビジネス創出に資する事例や情報の共有のためのセミナーや、新たなネットワーク形成のためのマッチング交流会を開催。



第一回セミナー



参加者間のビジネスマッチング

地域食料システム構築・連携推進プラットフォームHP：  
<https://pfs.maff.go.jp/>



## 愛媛県の事例

- 愛媛県、金融機関、研究機関、産業支援機関等の支援機関と農林漁業者、食品加工業者、流通・小売業者等の参画事業者によるコンソーシアムを形成

### コンソーシアムにおける支援機関と参画事業者

事務局：（公財）えひめ産業振興財団

プラットフォーム参画事業者数：130者（令和7年3月現在）

支援機関：

【地方公共団体】愛媛県

【金融機関】（株）伊予銀行、（株）愛媛銀行

【研究機関】愛媛大学、岡山理科大学、愛媛県産業技術研究所

【産業支援機関】（公財）えひめ産業振興財団

【関係機関】（一社）愛媛県観光物産協会 等

参画事業者：

【生産者】（株）笑丸、（株）アグリ・ジャパン愛媛、愛媛県漁連、愛南漁協

【食品加工業者】（株）愛媛海産

【流通・小売業者】（有）来島、（株）THE CENTRAL MARKET、  
（株）伊予鉄高島屋、三井物産流通グループ（株） 等

### 支援機関が連携して参画事業者に行う支援の内容

- ① 商品開発等のプロジェクトの実用化に向けた補助等の支援【愛媛県】
- ② 商品開発やモニター試験について支援【研究機関】
- ③ ローカルフードビジネスに関する研修会・ワークショップの開催、商品開発、マーケティングの専門家の派遣を実施【産業支援機関】

等

## 成果

- 忙しい現代人のニーズに応えるため、常温流通可能で栄養バランスに優れた加工食品を、コンソーシアムの支援のもと開発



県内農林水産物を使い、栄養バランスを追求した  
賞味期間が長いおにぎりとスープを開発

## (参考) 連携支援事業の対象となる取組事例②

### 長野県の事例

- 長野県、研究機関、産業支援機関等の支援機関と農林業者、食品加工業者、流通・小売業者等の参画事業者によるコンソーシアムを形成

#### コンソーシアムにおける支援機関と参画事業者

事務局：(株)産直新聞社

プラットフォーム参画事業者数：228者（令和7年4月現在）

支援機関：

- 【地方公共団体】長野県、須坂市、千曲市、飯綱町 等
- 【研究機関】信州大学、伊那谷アグリノベーション推進機構、  
（一社）浅間リサーチエクステンションセンター
- 【産業支援機関】(公財)長野県学校給食会 等

参画事業者：

- 【生産者】J A全農長野、J Aみなみ信州、ジェイエー・アップル（株）
- 【食品加工業者】(株)マツザワ、寿高原食品（株）、柄木田製粉（株）  
（株）セブン-イレブン・ジャパン 等
- 【流通・小売業者】(株)信州芽吹堂、R&Cながの青果 等

#### 支援機関が連携して参画事業者に行う支援の内容

- ① アップサイクル商品開発等のプロジェクトの実用化に向けた補助等の支援 【長野県】
- ② リンゴの加工残渣のたい肥化にあたっての助言や技術シーズの組み合わせを支援 【研究機関】
- ③ ローカルフードビジネスに関する研修会・ワークショップの開催  
商品開発、マーケティングの専門家の派遣を実施 【産業支援機関】

等



### 成果

- 生育過程で間引かれる摘果リンゴを活用し、アップサイクル型の新商品を、コンソーシアムの支援のもと開発
- 県内のリンゴ産地に技術的なノウハウを提供することで、摘果リンゴの利用拡大を促進し、生産者の収益向上にも貢献



(株)マツザワの主力商品として、摘果リンゴ活用商品を展開



## 宮崎県の事例

- 宮崎県、金融機関、研究機関、産業支援機関等の支援機関と農林漁業者、食品加工業者、流通業者等の参画事業者によるコンソーシアムを形成

### コンソーシアムにおける支援機関と参画事業者

事務局：（公財）宮崎県産業振興機構（みやざきフードビジネス相談ステーション）

プラットフォーム参画事業者数：286者（令和7年3月現在）

支援機関：

【地方公共団体】宮崎県

【金融機関】（株）宮崎銀行、宮崎信用農業組合連合会 等

【研究機関】宮崎県食品開発センター、（株）食品検査・研究機構

【産業支援機関】（公財）宮崎県産業振興機構 等

参画事業者：

【生産者】綾町自然生態系農業農力向上委員会（現：綾町有機農業研究会）、

みやざき地頭鶏事業協同組合

【運輸・流通業者】（株）宮交シティ、（株）ソラシドエア 等

### 支援機関が連携して参画事業者に行う支援の内容

- ① 食品事業者や流通業者による新物流サービスへの補助【宮崎県】
- ② ローカルフードビジネスの事業化・販路拡大に向けて資金面（出資・融資等）でのサポート及び販路開拓に向けた県内事業者とのマッチングを支援【金融機関】
- ③ ローカルフードビジネスに関する研修会・交流会の開催、食品事業者等向け相談窓口の設置・運営【産業支援機関】

等



## 成果

- 消費地から遠隔に位置する地理的条件に対応するため、新鮮な県内農産物・食品を宮崎県内の集荷拠点から空陸一貫輸送で、首都圏まで当日中に届ける新たな物流サービスを、コンソーシアムの支援のもと創出



通常複数日必要な宮崎-東京間の配送が当日中で可能に



- ✓ 計画認定制度の認定の要件化、優先採択・ポイント加算など、計画認定制度と関連付けをする補助事業の充実
- ✓ 食品等事業者が、計画認定制度の認定を受けた事業活動計画のPR活動に活用できる認定マークの作成（春以降運用開始予定）
- ✓ 全国プラットフォーム・地域コンソーシアム（連携支援計画）を通じた具体的な事業活動計画の創出

計画認定制度にご関心のある方は最寄りの地方農政局等にお気軽にお問合せください。

- 食料システム法計画認定制度 相談・問い合わせ窓口

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html>



- 食料システム法計画認定制度 概要

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html>



メーカー・卸間次世代標準EDI推進協議会

## ASN業務運用検討分科会

---

～ 事前出荷情報（ASN）の運用指針の検討～

2026年1月14日

事務局



一般社団法人 日本加工食品卸協会

# 目次

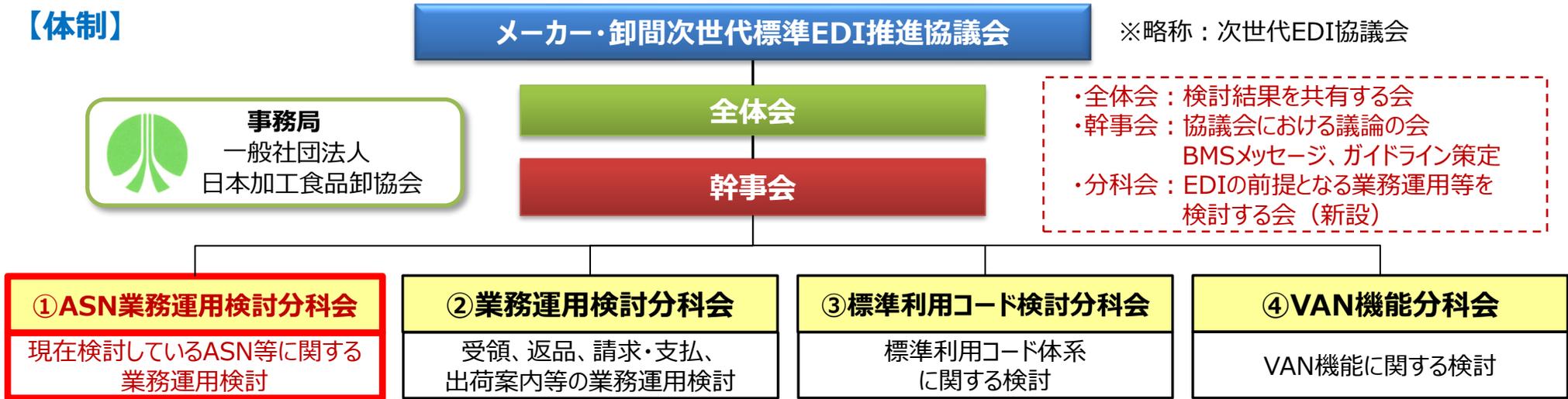
---

- I. ASN業務運用検討分科会
- II. 本日の検討内容
- III. 今後について

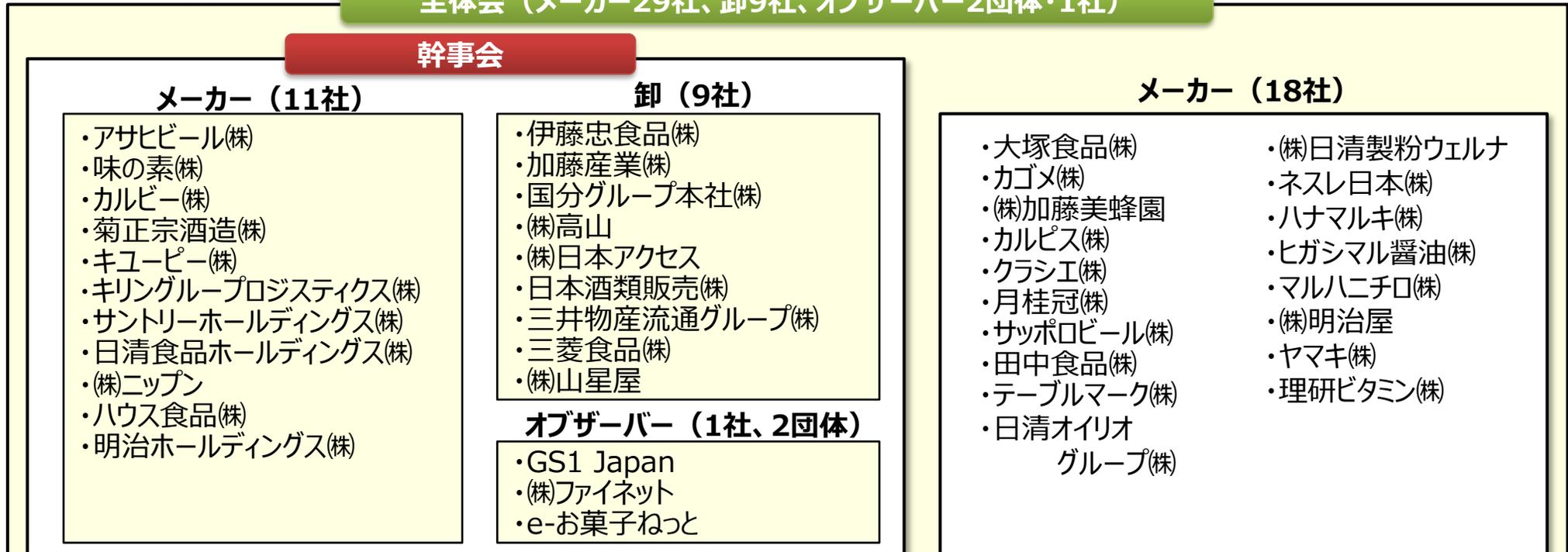
# I . ASN業務運用検討分科会

# 1. 協議会の体制

【体制】



【メンバー企業】



## 2. ASN業務運用検討分科会

### 【目的】

日食協より提示した「事前出荷情報（ASN）の運用指針」に対し、幹事会にて挙げられたASN業務運用等に関する意見に対し、各社物流担当者等を中心に課題検討を行い、運用指針を確定させる。

### 【参加企業】 ※敬称略

- メーカー（6社）

味の素、カルビー、キューピー、キリングroupロジスティクス、サントリーホールディングス、ニッポン

- 卸（10社）

日食協 ASN検討WG参加企業

旭食品、伊藤忠食品、国分グループ本社、トーカー、日本アクセス、日本酒類販売、

三井物産流通グループ、三菱食品

## Ⅱ. 本日の検討内容

### 検討内容

- 「事前出荷情報（ASN）の運用指針」に基づいて、ご確認・ご意見を伺い、検討を行う。
- 幹事会アンケート等において、特に確認・検討等が必要な事項は、次項以降に各社の意見と回答等を記載しました。また、意見の多い等により「本回答のみ」も一部記載しました。（記載した項目に色付け）  
なお、その他の意見に対する回答については、別添「ASNに関する意見と回答」をご確認ください。

#### 【事前出荷情報（ASN）の運用指針項目】

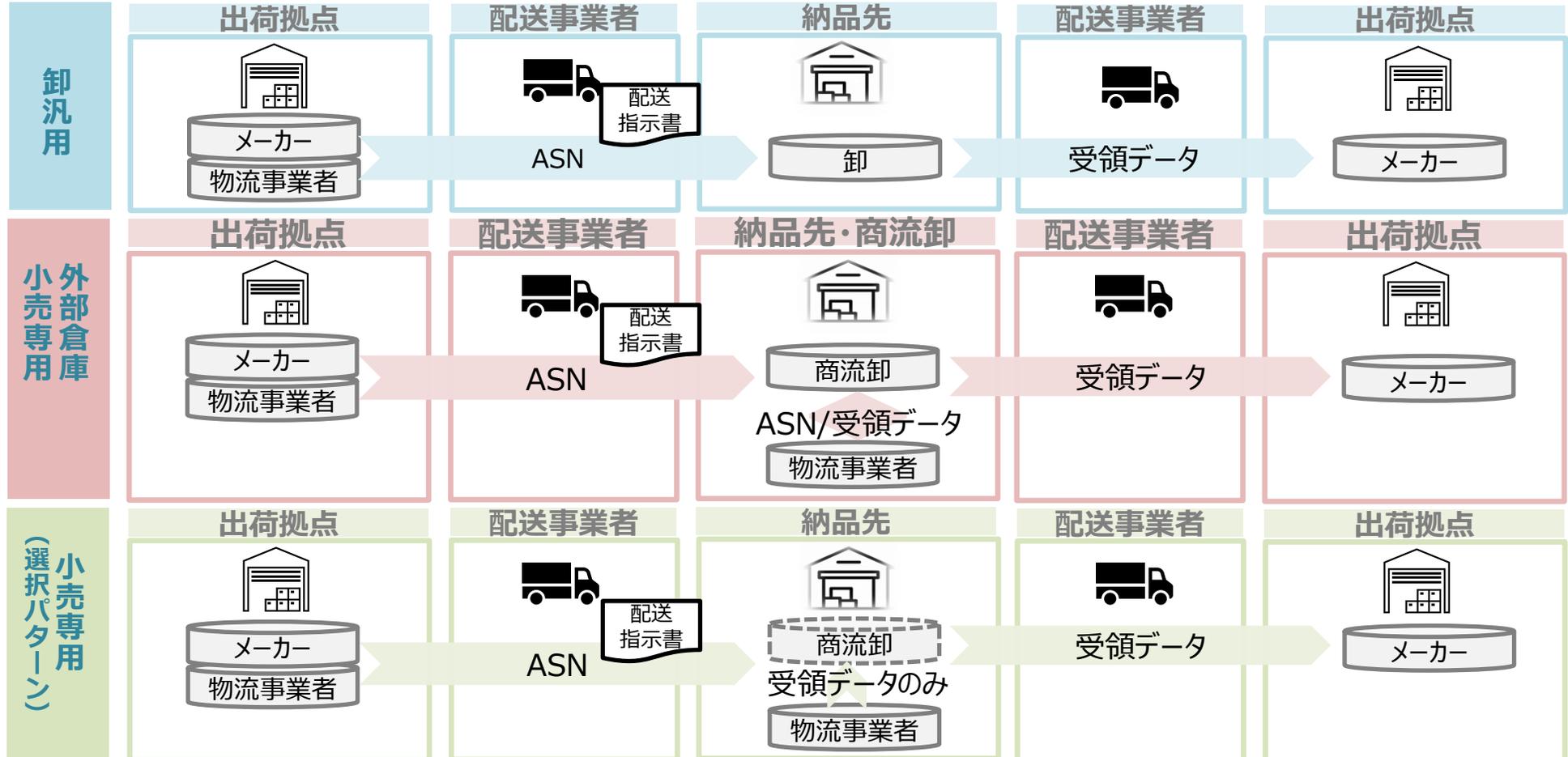
1. メーカー・卸間納品業務に関する基本方針
2. ASNにおける全体像
3. ASN運用におけるデータ交換イメージ
4. ASN検品レベルの整理
5. メーカー・卸（納品先業者）間の業務全容
6. ASNデータ設定項目
7. ASN活用に関する業務フロー
8. ASN送信・受領データ送信スケジュール
9. 伝票レスにおける基本運用
10. 配送指示書の運用方法
11. 検品レスに於ける業務分担
12. 検品レス運用における基準・担保すべき内容
13. 検品レス運用における瑕疵対応
14. 「ASN対応/非対応」のメーカー混載便に対する荷受け運用
15. ASN活用による効果

## 1. メーカー・卸間納品業務に関する基本方針

- 物流業界は労働力不足が深刻になっており、今後モノを運べないという問題が発生することが懸念されており、**持続可能な物流体制構築が必要**となる。又、カーボンニュートラルに向けCO2排出量の削減が求められている。
- 加工食品におけるメーカー・卸売業間の物流は、**納品待機時間や荷下ろし時間等の課題**を抱えており、トラックドライバーの長時間労働の一因となっている。トラック有効活用や納品ドライバーの業務負荷低減を実現すべく、**製販間での物流業務のデジタル化・省力化・効率化**を進めることが必要となる。
- 加工食品業界は、2016年日本加工食品卸協会にて事前出荷情報データ（以下、ASN）が定義され、ASNを活用した納品が開始され、メーカー・卸売業間の納品業務の改善に取り組んできたが、2024年時点でASNの利活用が限定的となっている。
- 今後、ASN納品における納品業務の効率化の実効性を上げるためには、メーカー・卸売業・物流事業者の三者間で運用基準を定め、加工食品業界として**荷受け時の「検品レス」「伝票レス」運用の標準化を進める**ことが必要である。
- 加工食品業界における製販間の納品業務の標準化を進める上で**「伝票レス・検品レス」運用の基本方針**を定める。

## 2. ASNにおける全体像

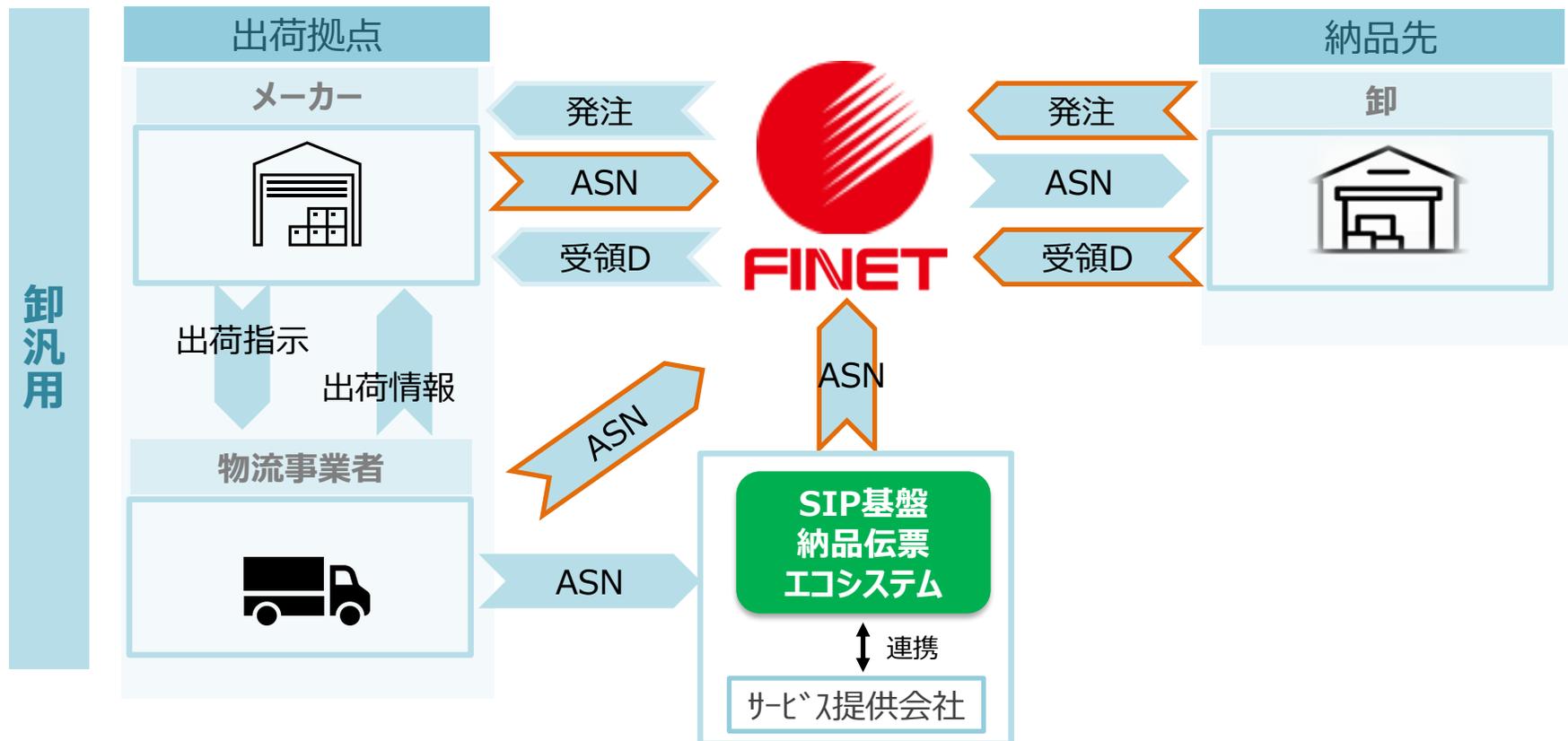
- ❑ メーカーは、卸又は運営事業者へファイネットへ「ASN」を送信。又、**メーカーがASN作成が難しい**事を考慮し、**物流事業者にASN作成可能なプラットフォーム**を提供する。
- ❑ 納品先≠商流卸や汎用外部倉庫を活用している事も踏まえ①**卸汎用型**②**小売専用/外部倉庫型**に分け、ASN送信方法を定義する。但し、小売専用型は納品先へASNデータ早期配信も踏まえ、**メーカー⇒物流事業者への配信も選択可能**とする。
- ❑ 伝票レスを実現する為に、製配間は「**配送指示書**」運用を開始し、メーカーへ「**受領データ**」を返送する



### 3-1. ASN運用におけるデータ交換イメージ（卸汎用）

- ASNの実現に向け、**メーカー（物流事業者）の拡充を視野に入れ、FINET社経由としたASNデータ交換**とし、新たなデータプラットフォームを構築し、運用を前提とし、納品先は「受領データ」を返送する。
- 「FINET社」の利用不可の場合、**SIP基盤を連携可能な手段も考慮し**、FINETにてデータ連携も検討。
  - ・CVSアップロード/メール取込み/標準フォーマットに順守したデータサービス会社

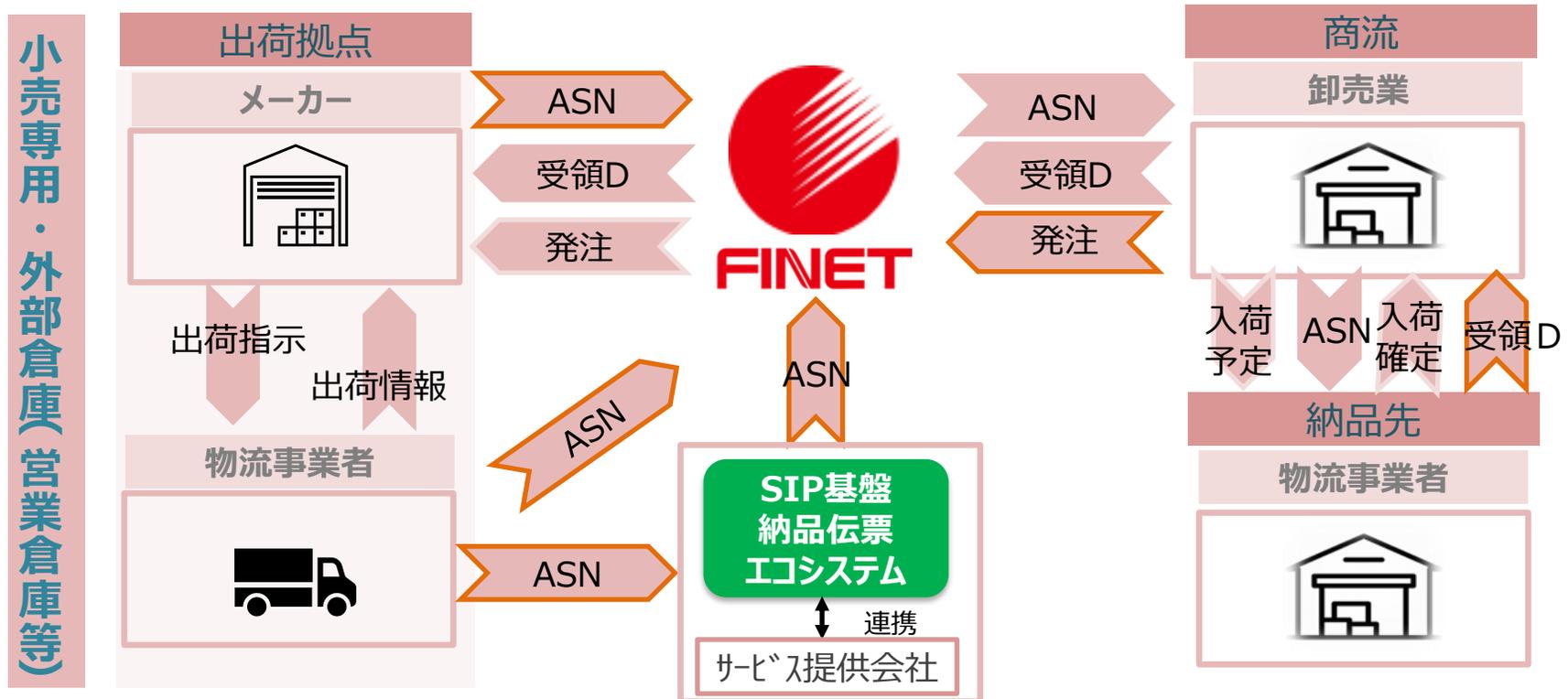
#### 卸汎用型センター



### 3-2. ASN運用におけるデータ交換イメージ（小売専用・外部倉庫他）

- **納品先≠商流卸**となる専用センター化（寄託化）及び営業倉庫・業務委託倉庫(小売寄託・卸寄託)の増加を踏まえ、**ASN情報は商流卸 → 納品先(物流事業者)への配信、受領データは、納品先(物流事業者)から商流卸**経由でメーカーへ配信パターンを構築する。

- ①小売在庫型専用センター
- ②外部倉庫(営業倉庫・業務委託倉庫(小売寄託・卸寄託型))





## 4. ASN検品レベルの整理

- ASN納品における納品業務の効率化の実効性を上げるため新たに**日別拠点別ASN(ASNレベル1)を実装し、検品レスの拡大**を図る。
- 納入物流事業者によるASNへの書込み可能とし、ASNへ導入障壁が大きく下がる事が想定される事により、『**ASNレベル2を基本選択**』ラインとしながら、『**ASNレベル1**』についても導入効果が見込まれる。

レベル	データ内容	主な項目
ASNレベル1	日別拠点別アイテム別賞味期限別数量のASN情報	賞味期限
ASNレベル2	日別車両別アイテム別賞味期限別数量のASN情報	賞味期限・車両情報
ASNレベル3	日別車両別ユニット別アイテム別賞味期限別数量のASN情報	賞味期限・車両情報・ユニット情報

※ASN作成はメーカー以外に物流事業者が作成可能のASN基盤を検討する。

## 5. メーカー・卸（納品先業者）間の業務全容

- メーカーより賞味期限・数量を事前情報取得を前提に**メーカー・納品先間の検品は、外装確認や簡易検品（パレット数確認等）のみとし立会検品レス**実現し、それ以降の業務は卸側の業務とする。
- ASNレベル1簡易検品方法は、事前にメーカー・卸(物流事業者)にてパレット枚数or総個数を取決めする。
- メーカーの**持参物は配送指示書**のみとし、納品日翌日に**メーカーに受領データを送信**することにより**伝票レス**を実現する。

		入荷前事前確認 (N-1)		入荷当日(N+0)				入荷当日	N+1
				メーカー・卸間		卸(物流事業者)			
		賞味期限	数量	検品方法	格納ラベル	賞味期限	数量		
ASNレベル1 (明細単位)	賞味期限無	—	照合/確認	立会検品 <b>※賞味期限無し：立会検品・伝票レス</b>	通常検品		<b>伝票レス</b> 配送指示書 伝票不要	確認後 送信	
	賞味期限有	ASN情報にて 照合確認		<b>立会レス</b> (パレット数 Or 個数) (外装確認)	発行 ※各社判断	格納ラベル発行時 に確認※各社判断			
ASNレベル2 (車両単位)	賞味期限無	—	照合/確認	立会検品 <b>※賞味期限無し：立会検品・伝票レス</b>	通常検品		<b>伝票レス</b> 配送指示書 伝票不要	確認後 送信	
	賞味期限有	ASN情報にて 照合確認		<b>立会レス</b> (パレット数) (外装確認)	発行 ※各社判断	格納ラベル発行時 に確認※各社判断			
ASNレベル3 (ユニット単位)	賞味期限有	ASN情報にて 照合確認		<b>立会レス</b> (パレット数) (外装確認)	発行 ※各社判断	格納ラベル発行時 に確認※各社判断	<b>伝票レス</b> 配送指示書 伝票不要	確認後 送信	

## 各社からの意見と回答

### ASNレベル

意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>● パレットと便の優先順位：ASNレベル2では便が重要で、ASNレベル3ではパレットが必須とされていますが、卸から見るとパレットが必須であることを確認したい。また、パレットはあるが便は任意というパターンがあるかどうかを確認したい。（菊正宗）</li> <li>● ASNレベルの選択：ASNレベル2が基本とされており、現実的だと感じている。ASNレベル3は作業が煩雑になるため、まずはASNレベル2から始めるのが良いと考える。（キリン）</li> <li>● ASNレベルの運用：ASNレベル1は問題ないと思う。ASNレベル2以降は配車確定後でないとデータ作成ができないため、タイミングの再検討が必要。（明治）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ASNレベル3の重要性:ASNレベル3ではパレット単位で情報を送付することで、ASNレベル2と比べてより効率的な入荷が可能です。これにより、検品の手間が省ける（検品レス）ことが期待される。しかし、ASNレベル3に対応できるメーカーが少ないため、ASNレベル2および1が設定されている。</li> <li>● パレットと便の優先順位:現在のところ、パレットはあるが便は任意というパターンは想定していません。立会い検品レスを実現するためには、パレットの優先順位が高いと考える。</li> <li>● 卸側の視点:抜き打ち検品や卸側の物流システムにおける後続対応として、ASNレベル3が必要。特に、菊正宗のようにメーカー共配便での納品頻度が高い場合、パレットの優先順位が高くなる。このように、パレットの優先順位が高く、便の任意性は現状では考慮していない。</li> <li>● ASNレベル2から始めることは現実的であり、基本的な選択肢として適切。ASNレベル3は作業が煩雑になる可能性があるため、まずはASNレベル2での運用を開始し、必要に応じて段階的にレベルを上げることが望ましいと考える。さらに、酒類卸との先行事例を参考にしながら、ASNレベル2の導入を進めていくことが有効であると考えます。</li> <li>● 車両番号≒車両識別番号については、実際の車両番号の入力は必須ではなく、データ上で車両を識別するためのユニークな番号であれば問題ない。そのため、ASNレベル2以降のデータ作成において、配車確定後でなければならないという制約が本当に必要かどうか、再度確認が必要。</li> </ul>

## 各社からの意見と回答

### 車両情報

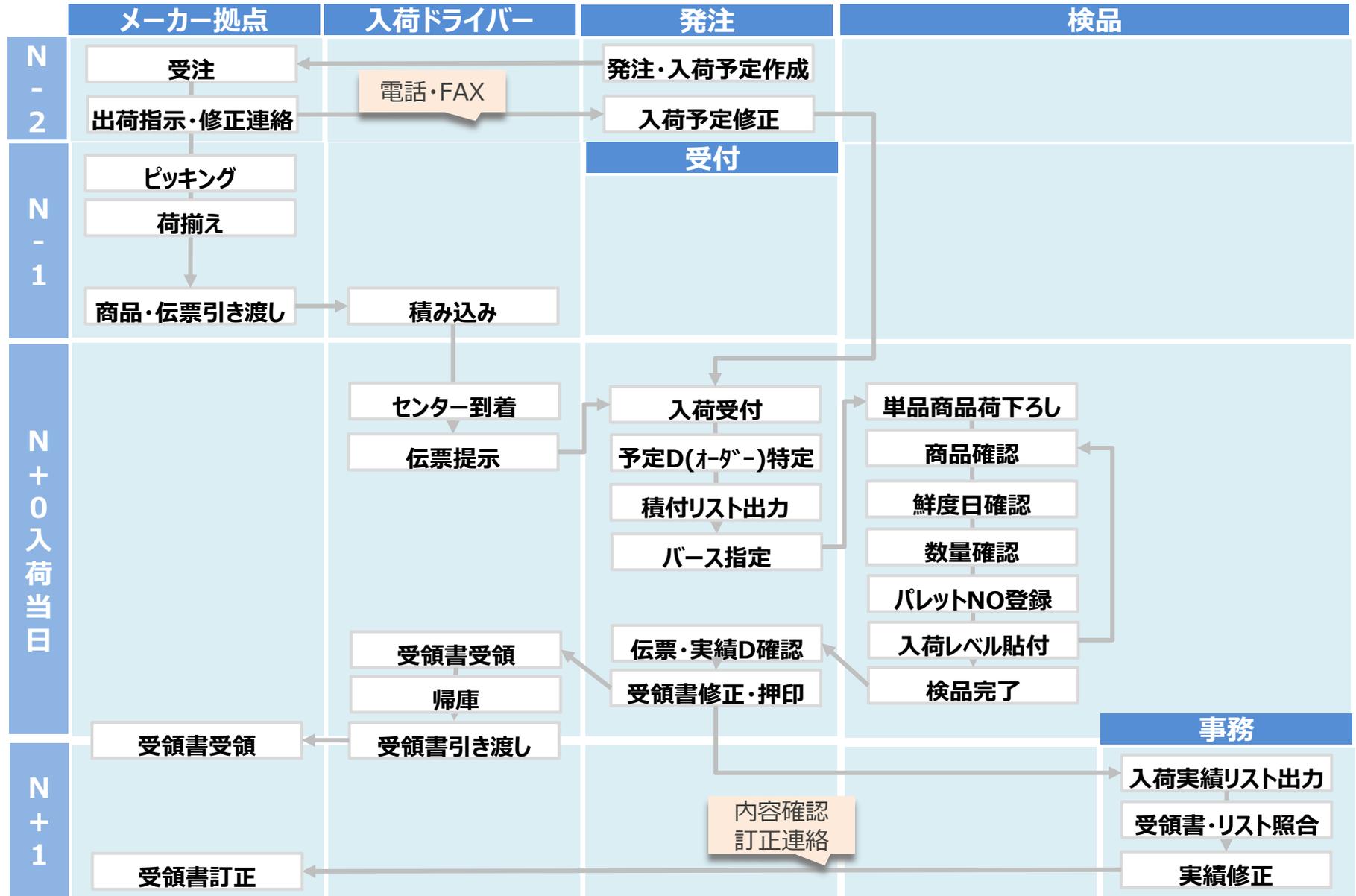
意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車両情報の伝達：データは通常、N-1の夕方に送信され、N+0の朝に到着します。積み置き以外では車両番号が未定の場合が多く、車両情報を送信できないことが多い。（アサヒビール）</li> <li>● 車両情報の伝達：車両情報がギリギリで決まるため、卸の現場にとって最適な伝達方法を現行運用の中で再考する必要がある。（キリン）</li> <li>● 車両番号が一致しない場合でも、前日に商品を特定の車両に積むことができるため、仮の車両番号を使用し、商品の塊が分かれば運用上問題ないと考えられる。（アサヒビール）</li> <li>● 車両番号は実車番号であるべきか確認が必要。多くのケースでメーカーが任意の番号を使用しているため、実車番号が必要かどうか確認したい。（カルビー）</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 車両番号の代替案：車両番号（車両識別番号）は必ずしも実際の車番である必要はなく、データ上で車両を識別するためのユニークな番号であれば問題ない。</li> <li>2. ASN明細の特定：車両番号が必要なのではなく、複数台数の納品がある場合に、ASN明細を特定することが目的。</li> <li>3. 運用の改善提案：受付に来たドライバーがどの車単位の明細を積んでいるかを特定できる運用ができれば、実際の車両番号の代わりとして機能する。これにより、車両番号が未定の場合でも運用上の問題を解決できる。</li> </ol>

## 6. ASNデータ設定項目

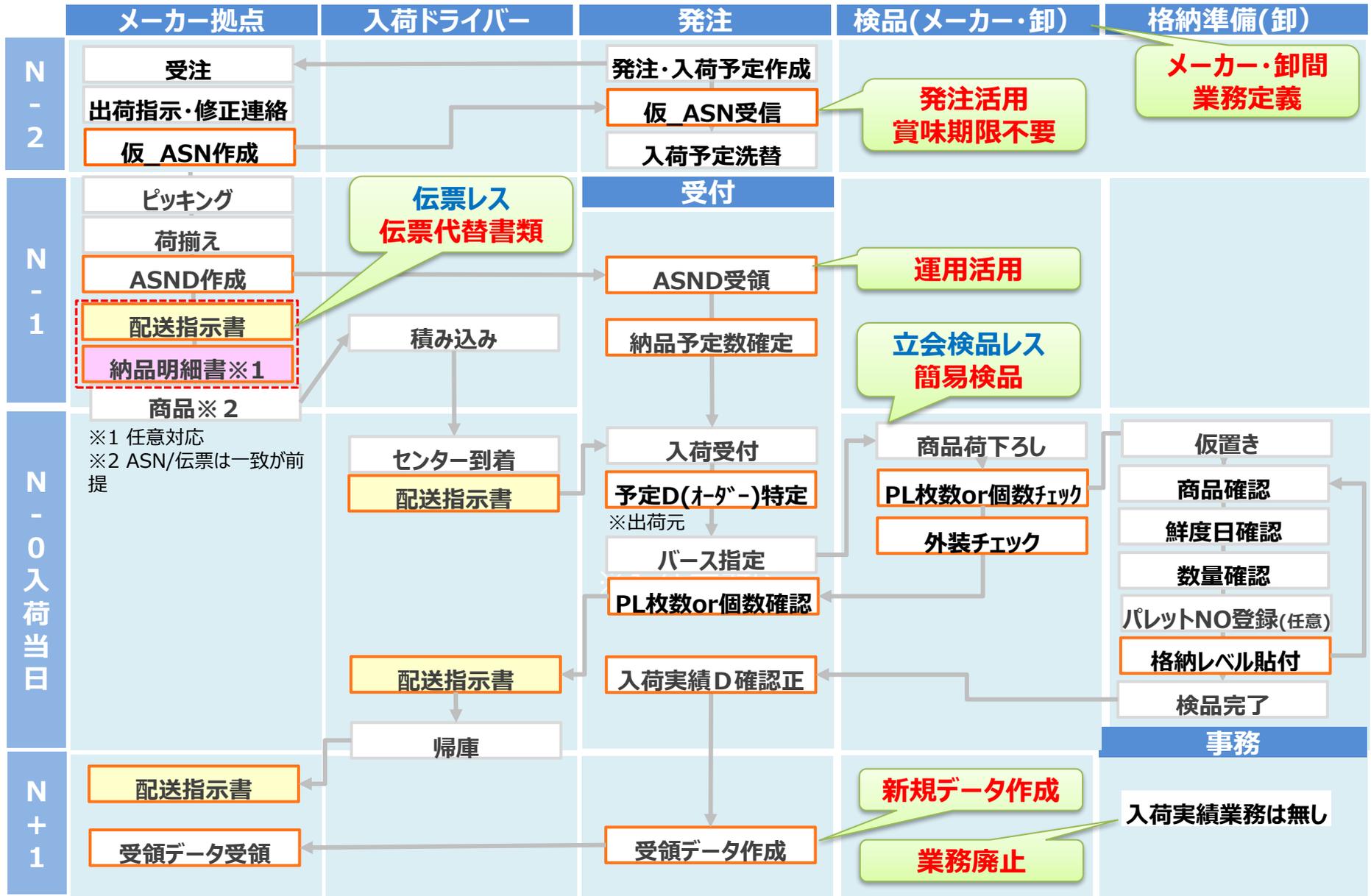
- ASNのレベルにより、メーカーがASN情報をセットする内容が変わる。ASNレベル2は車両情報・ASNレベル3は車両情報・パレット情報が必須となる。
- 卸各社並びに小売業専用センターは、プライベートコードを使用しており、**GS1事業者コード・GTINコード等標準コード設定**が重要。
- 納品先は**入荷データ特定にASNレベル1は納品日・出荷元、ASNレベル2は納品日・出荷元・車両識別番号・車両情報、ASNレベル3は納品日・出荷元・車両識別番号・車両情報・パレット情報**をキーとする。

項目	内容	ASNレベル		
		1	2	3
納品日	実納品日	○	○	○
出荷元	メーカー出荷拠点コード(※)・拠点名・住所・連絡先	○	○	○
納品先	実納品先コード(※)・納品先名・住所・連絡先	○	○	○
発注元	発注卸売業コード(※)・会社名・連絡先	○	○	○
メーカーコード	メーカーコード(※)・メーカー名	○	○	○
伝票コード	メーカー発番伝票番号	○	○	○
オーダーNO	発注元オーダーNO	○	○	○
商品コード	商品コード(※)	○	○	○
商品名	商品名	○	○	○
入数	入数	○	○	○
数量	実数量（欠品の場合は0でセット）	○	○	○
賞味期限	同一商品で複数賞味期限有る場合は別セット	○	○	○
車両識別番号	商品と車両を紐づけするユニークNO		○	○
車両情報	車両NO（任意）		○	○
パレット情報	パレットNO			○

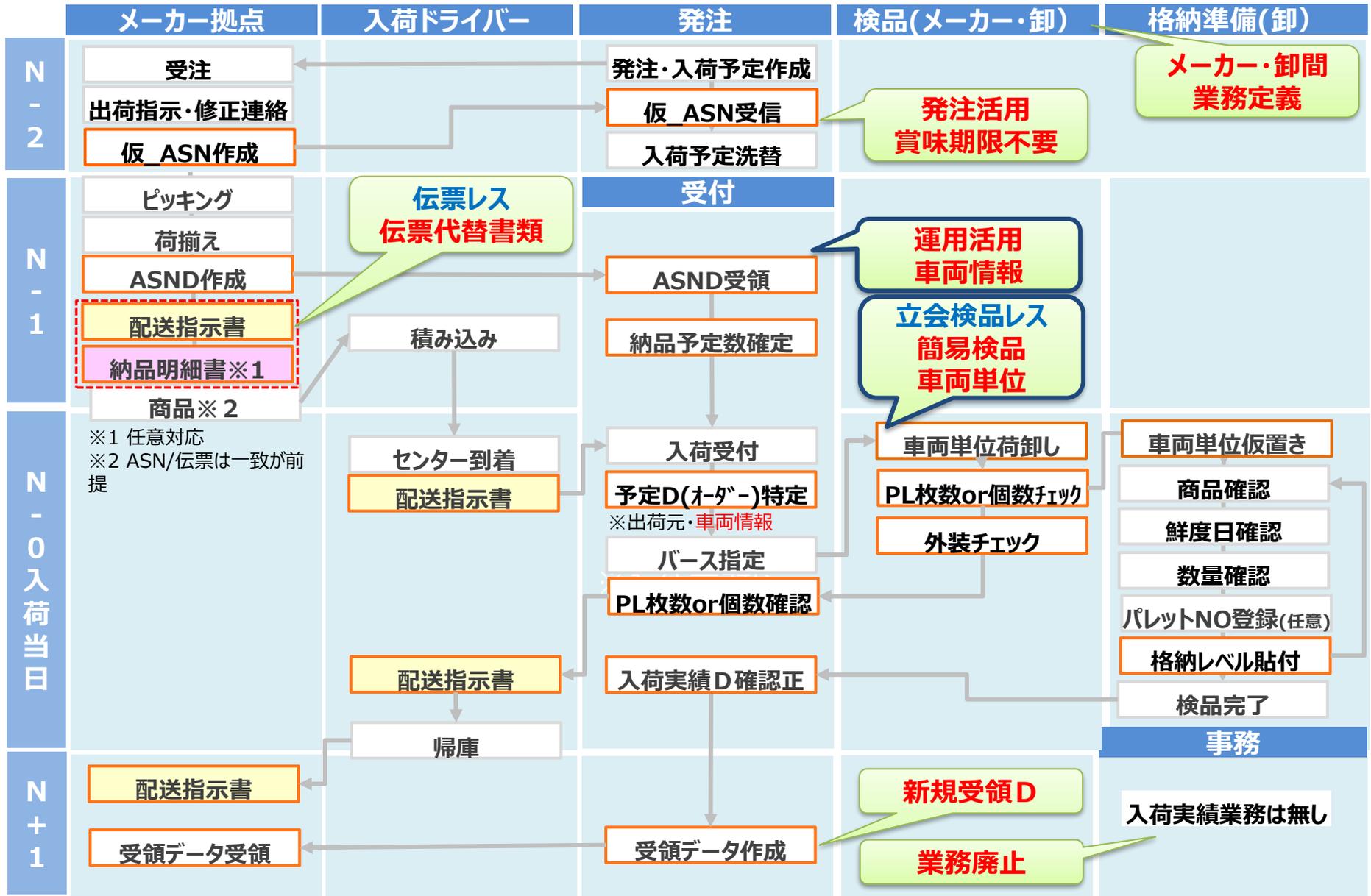
## 7-1. ASN活用に関する業務フロー（現行）



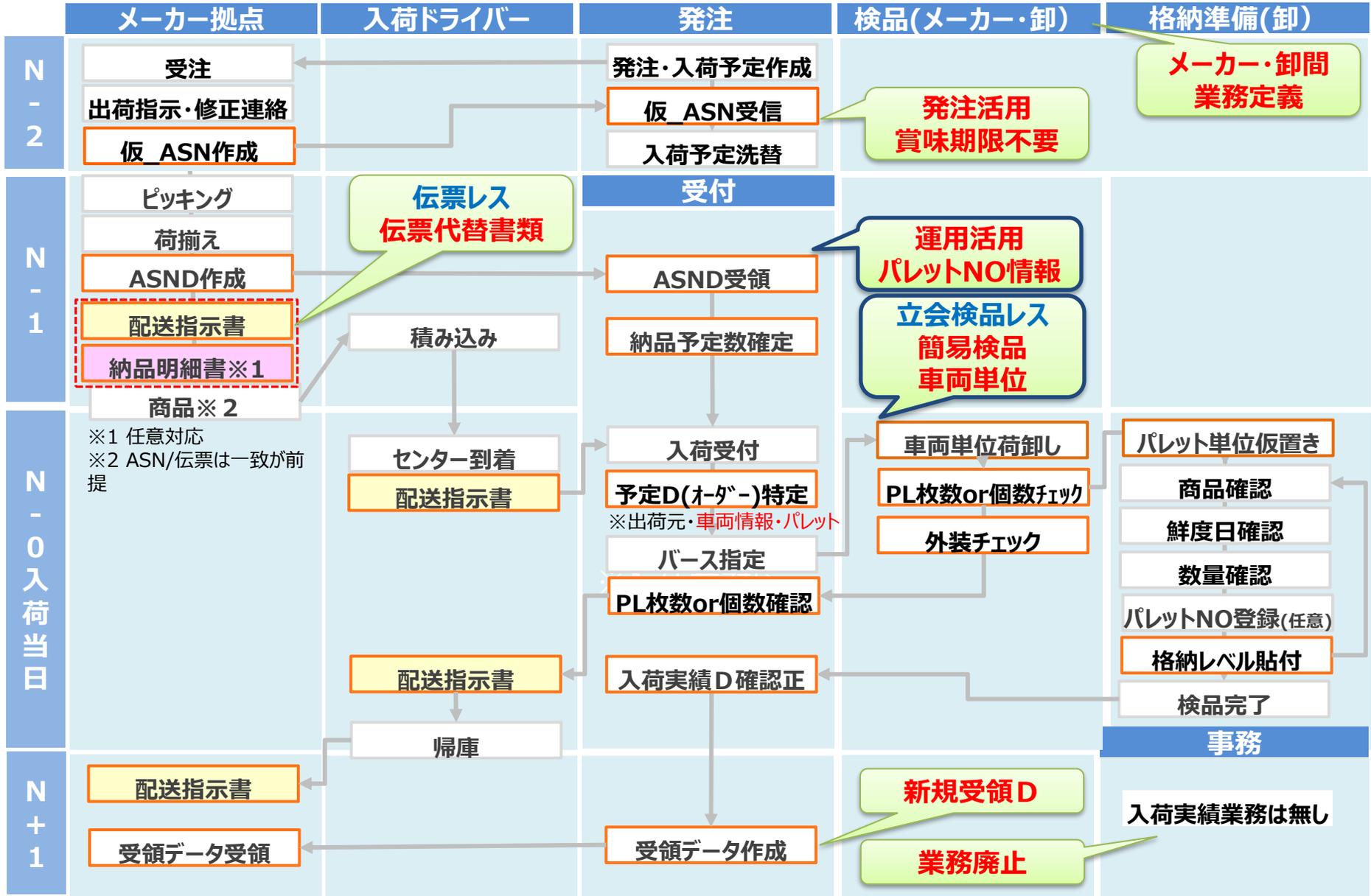
## 7-2. ASN活用に関する業務フロー（レベル1:日別拠点別）



### 7-3. ASN活用に関する業務フロー（レベル2:車両単位）



## 7-4. ASN活用に関する業務フロー（レベル3:パレット単位）



## 各社からの意見と回答

### 仮ASN:受注回答/ASN（全般）

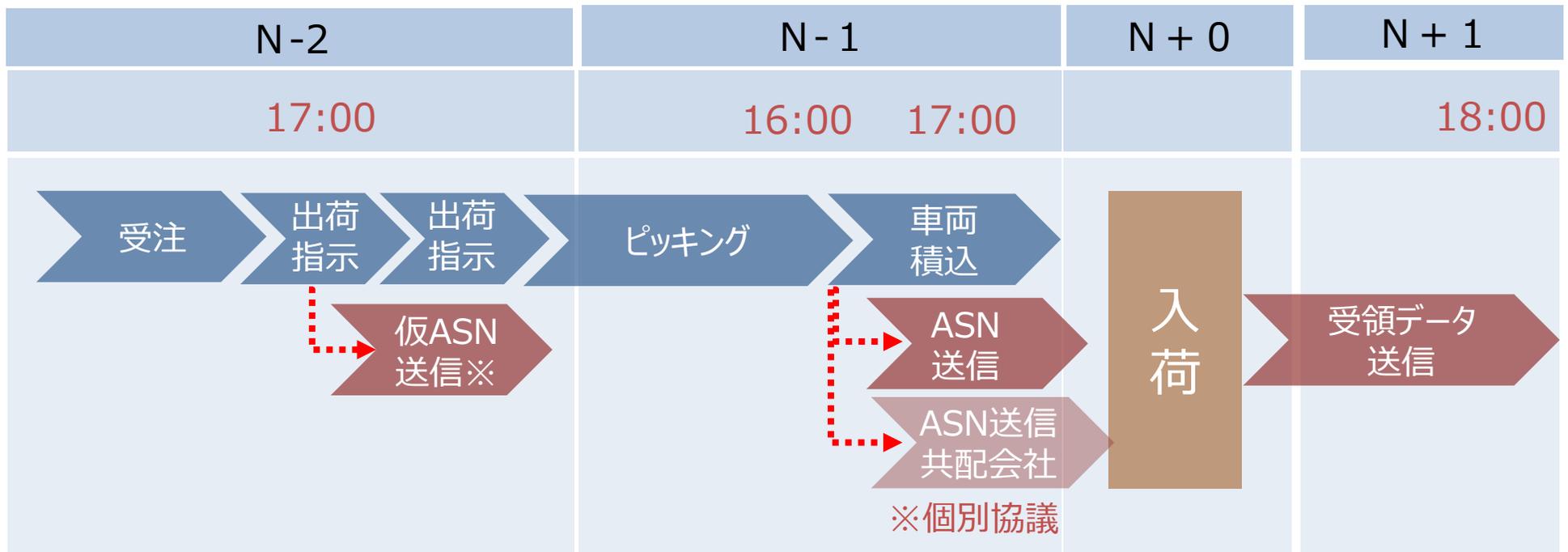
意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「仮ASN」は、メーカーから卸（帳合）への欠品・延納等の緊急連絡であり、ASNとは使用目的が異なることは留意が必要と考えます（ASNは、当日納品時まで授受されていればよい。逆に「仮ASN」は非常に緊急性が高い）。（味の素）</li> <li>● ASNの導入状況：ASNの導入は卸の協力により進んでおり、大きな問題はないと認識しているが、いくつかの課題がある。（キリン）</li> <li>● 仮ASNとASNデータの導入：仮ASNとASNデータの導入が先決であり、スライド41の全パターンを網羅しつつ、必要最低限の部分から始め、卸とのやり取りを通じて少しずつ拡充していくのが現実的だと考える。（キリン）</li> <li>● リファックスと仮ASNの運用：リファックスの代わりとして仮ASNを活用することについて、リードタイム2の中で解決できるか、17時の確認後の動きが間に合うかに疑問を感じている。これらの点については、今後詳細に詰めていく必要がある。（ハウス食品）</li> <li>● 仮ASNなどのデータやその活用方法について、目的を明確にし、認識を深めることが重要。車両番号の活用など、できる範囲を広げる形で議論を進めることが望ましいと考える。（ハウス食品）</li> <li>● 仮ASNの役割：仮ASNはリファックスの代わりとして機能する。商品の受注に対するお届け数量変更、納品日変更、欠品についてのファックスの代替として認識して良い。ただし、欠品のデータ交換については運用で定める必要がある。（キューピー）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運用の整理：現行の運用方法と合わせて整理が必要。これにより、両者の役割や使用方法が明確になり、関係者間での混乱を防ぐことができる。</li> <li>● データの活用方法：メーカーと卸売業者の間で認識を一致させることが重要。特に、車両番号≒車両識別番号については、実際の車番入力が必要ではなく、データ上で車両を識別するためのユニークな番号であれば十分。</li> <li>● 欠品のデータ交換について：欠品のデータ交換に関しては、伝票レス運用と合わせて議論が必要。</li> <li>● 受注数修正の連絡について：受注時の受注数修正の連絡については、当初受注数との差分を入荷確定（受領データ）で交換する運用が望ましい。</li> <li>● 複数納品日の対応について：複数納品日に分納される場合は、別途アナログ対応が必要と考える。</li> <li>● リードタイム延長の影響：仮ASNの送信時間をどこまで早めることが可能か、メーカー側の対応可能性を確認。</li> <li>● 現行のリファックスのタイミング：仮ASNを現行のリファックスのタイミングで送信することで、リードタイム2の中での問題が解決するかどうかを検討。</li> </ul>

## 8. ASN送信・受領データ送信スケジュール

- ASNの送信スケジュールは、納品日前日17時までには送信することとする。尚、共配会社作成のASNは荷揃えのタイミングを考慮し、個別に協議する。
- 仮ASNの送信スケジュールは卸発注部署にて次回発注量決定に活用予定、発注日当日迄に納品日・数量等(賞味期限不要)を加味したデータを受注日当日17:00迄に送信する。
- 受領データ送信スケジュールはメーカー・卸間の債権債務確定締日も考慮し、納品日翌日18時までには送信する。

ASN  
協力要件

- ・ASNデータ作成時間を確保する目的で卸⇒メーカーへの納品LTN-2を基本とする。
- ・車両積載率向上や倉庫荷役作業効率化のために可能な限りハイ面発注を行う。



## 各社からの意見と回答

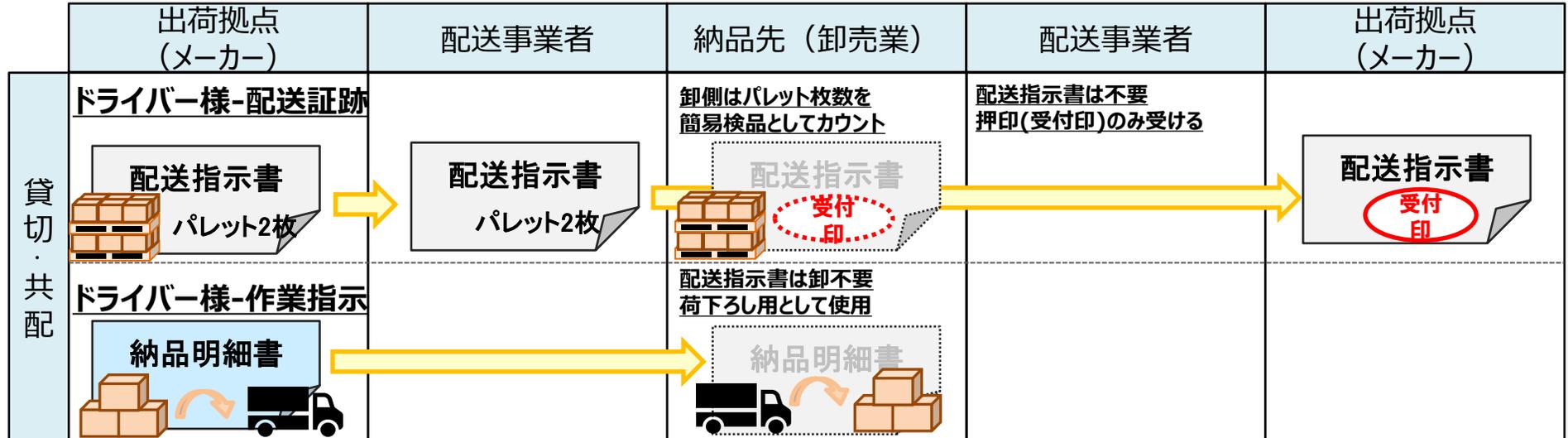
### 仮ASN:受注回答/ASN（送信スケジュール）

意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ASN送信のタイミング：仮ASNを受注当日に送信するのは難しい。全体数量を見て最終的な出荷数量を決定するため、当日送信は厳しい。また、仮ASNと本ASNで数量が変わる可能性も考慮する必要がある。（カルビー）</li> <li>● 送信スケジュールの柔軟性：仮ASNを2日前に送る場合、予定通りであれば問題ありませんが、トラックや天候の影響で17時までに送れない場合、18時や19時に送っても良いかどうか、今後の対応を確認したい。（菊正宗）</li> <li>● データ送信スケジュールについて：納品日前日、受注日当日17:00は厳しい。時間の制限は設けなくて欲しい。※受信が翌日であれば当日中に送信かどうか？（菊正宗）</li> <li>● ASNの普及、検品レスによる物流改善をできるだけ進める観点から、本ASN締時間の緩和（最終データの夜間バッチ送信等）をガイドラインに盛り込む方が良いのではないかと。（ニッポン）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮ASNと本ASNの定義と役割の明確化：仮ASNと本ASNの数量が異なる可能性があるため、それぞれの定義や役割を明確にすることが重要。</li> <li>● メッセージの送信回数と期限の議論：メッセージの送信回数や期限については再度議論し、明確な定義を設ける必要がある。</li> <li>● 送信時間決定理由：現在の送信時間は、卸側が入荷時の明細検品レスに向けた事前確認を行うため、卸の業務時間内での送信が必要であるという考えに基づいて決定されている。</li> <li>● リードタイムの延長：リードタイムの延長が可能であれば、仮ASNの送信が容易になるのか。</li> <li>● リードタイム延長の影響：仮ASNの送信時間をどこまで早めることが可能か、メーカー側の対応可能性を確認。</li> <li>● 現行のリファックスのタイミング：仮ASNを現行のリファックスのタイミングで送信することで、リードタイム2の中での問題が解決するかどうかを検討。</li> <li>● トラックや天候の影響で17時までに送れない場合、18時や19時に送っても良いかどうか→システム的には問題ないが、受け側としてはあまり使えない情報になる。受注内容から変更があるならば、逆に卸側には適宜共有をお願いしたい。</li> <li>● 納品日当日の検品前であればASNを使った検品が可能と考えているが、製造／賞味期限や数量に関して当日に正誤を判断することになる。</li> <li>● 締め時間の緩和を盛り込むかどうかについては、引き続き検討が必要。</li> </ul>

## 9. 伝票レスにおける基本運用

- メーカーは納品伝票を廃止し、「**配送指示書**」を発行し、納品先へ持参する。ドライバー作業指示書の位置付けにて**必要に応じて納品明細書**を発行する。
- **納品先は簡易検品後、受付印を押印し**、ドライバーへ返却する、但し、押印は受領を確約ではなく「**受付印**」の位置づけとなる。又、納品先は配送指示書は保管しない。
- **簡易検品にて差異・外装破損等**が発生した場合は、運営会社は**ドライバーへ立会い検品**を求めることができる。

配送指示書/納品明細書の運用イメージ図



## 各社からの意見と回答

### 受領データ/伝票レス

意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>● （伝票）受領データについて：伝票受領データは、受注した商品が正しい納品先で荷受けされたことを確認する根拠であり、あくまで「物流データ」。また、請求支払情報との関係には留意が必要と考える。 （味の素）</li> <li>● ASNと受領データの役割：ASNと受領データは物流の効率化を目的としており、データ送信先は物流事業者を想定している。物流事業者に出荷指示を出し、納品日までに特段の問題がなければ売掛とする仕組みです。データの見方について再整理が必要。（キューピー）</li> <li>● 受領データの意味：卸：発注に対する受領。メーカー：受領書、受領データの管理は物流会社に委託が基本。（キューピー）</li> <li>● 物流会社：メーカーが受注調整をした結果と物理的出荷拠点別の納品に対する受領（≠発注明細）物流会社の照合単位まで考慮が必要。（ASN・受領データ項目含む）（キューピー）</li> <li>● 受領データですが、物流会社とメーカー両方にお返し頂く形になるのか。或いは、共配のパターンですと物流会社に送られて、そこから複数メーカーに送ることを想定しているのか、または、卸より複数のメーカー、複数の物流会社へ送ることを想定されているのか。（ニッポン）</li> <li>● 伝票レスの課題：伝票レスに関しては、酒税の問題があり、税務調査で実際の出荷伝票の有無やデータの正確性がチェックされるため、事前に税務署と確認が必要。（菊正宗）</li> <li>● 即席面業界では国交省の物流標準化アクションプランに従い、納品伝票の標準化を進めている。紙が残る場合は、出荷指示書ではなく納品伝票を使い続ける方が良いと考えている。最終的にはペーパーレスを目指すことに変わりはありません。（日清食品）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受領データについては、業務運用検討分科会にて検討する。</li> <li>● 伝票レス→受領印を押すことが確実な証拠として扱われますが、法律で「受領印が必須」と明記されているわけではなく、電磁的証明でも可能。 （インターネット情報） 国税庁の「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」などにおいて、これらの記録・証明方法に関する詳細な取扱いが示されている。 実務上は、帳簿の記載事項（相手先の名称等）が正確であることを証明するために、納品書や送り状といった書類を保存し、それらに受領印を押すことが確実な証拠として扱われますが、法律で「受領印が必須」と明記されているわけではなく、電磁的証明でも可能。 法律が求めるのは「取引の事実を証明できること」であり、その手段は技術の進歩に伴い多様化している。 受領印という物理的な押印に代えて、電子的な記録や認証（電子署名、タイムスタンプなど）によって、誰が、いつ、何を受け取ったかを証明できれば問題ない。</li> </ul>



## 各社からの意見と回答

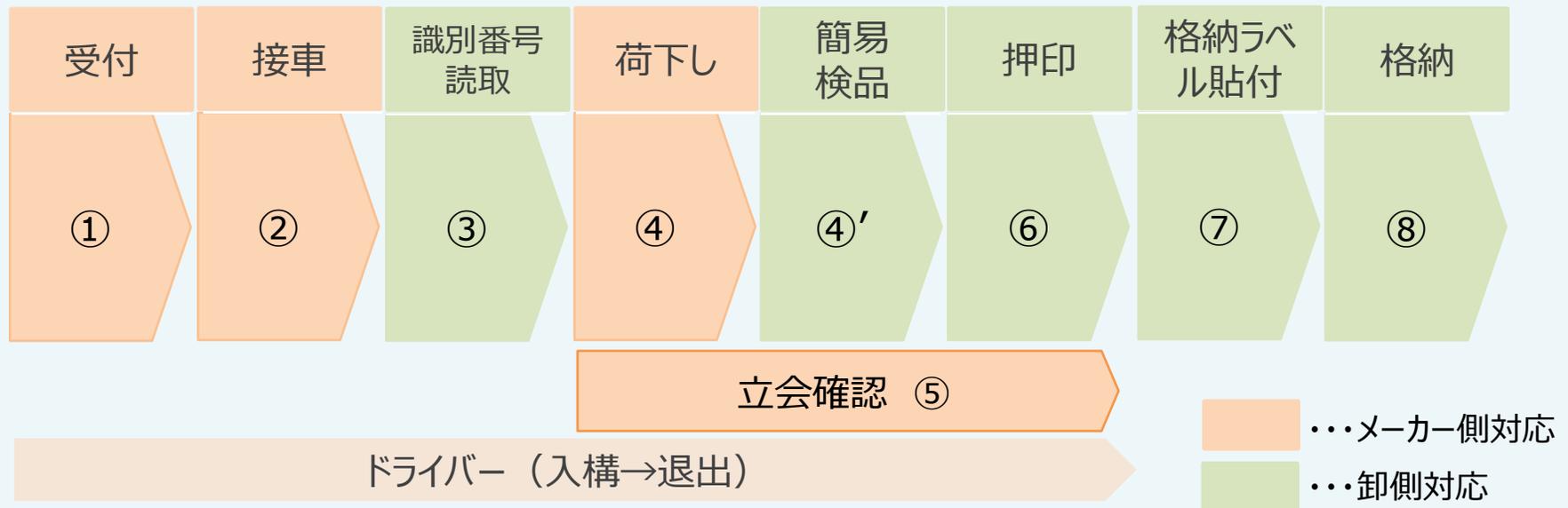
### 配送指示書/納品書

意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配送指示書について伝票電子化の大きな目的はペーパレスであり、配送指示書の必要性については、物流会社を交えた協議が必要と考える。（味の素）</li> <li>● 現在の納品書は売上や売買の確定を示すものではなく、物流会社が商品を届けた証としての役割を持っている。この役割をどのように再定義するかが重要。（味の素）</li> <li>● 配送指示書の形式：紙の様式がA4なのか、連帳紙などの複写式になるのか、具体的な案があれば知りたい。（菊正宗）</li> <li>● 配送指示書の必要性：配送指示書については、同様の内容のシートを出力しているため必要性を感じている。フォーマットが多少異なっても問題ないと考えており、実際に調整を行いたい。（キリン）</li> <li>● 配送指示書については、現行の各社伝票を利用することも可としても良いと思う。（キリン）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 卸側は、納品車両の持参物の特定及びメーカー様物流事業者が納品に来た証跡として活用しているため、メーカー様側が納品に来た証跡が不要であれば、納品車両の持参物の特定が可能な書類のみを配送時にご持参すれば問題ない。</li> <li>● 物流会社を交えた協議の必要性については、今後議論。</li> <li>● 配送指示書は、物流会社における配送完了証憑の位置づけ。</li> <li>● 紙の様式を検討する（A4カット紙等：複写式は考えていない）。</li> <li>● フォーマットについては、必要項目が網羅されていれば、多少フォーマットの違いは問題ないと思うが、別途調整。また、必要項目が網羅されていれば、多少フォーマットの違いは問題ないと思う。</li> </ul>

## 11. 検品レスに於ける業務分担

- ❑ メーカーの業務範囲は、荷下ろし作業までとし、立合い範囲は荷下ろしから「配送指示書」に押印までとし、それ以降の業務は卸側にて実施。
- ❑ 検品レス運用における商品の受け渡しは加工食品業界の取り組みガイドラインに準ずるものとする。但し、納品方法のメーカー・卸各社にて個別取引条件がある場合は条件を明確化する。

### 検品レス時標準業務分担



### 商品の引き渡し方法

- 検品レス運用における標準的な商品の受け渡しは、「加工食品業界の取組ガイドライン」に準じ、**検品できる状態に商品を整列する荷下ろし迄**とする。
- 納品方法については、個別取引条件に関わる場合がある為、メーカー・卸売業間で条件を明確化する。とする。

## 12. 検品レス運用における基準・担保すべき内容

- 検品レスを開始する上で納品精度が重要であり、**一定期間(3か月程度)の納品精度 (基準：対象拠点合計での納品率99.9%)**を相互確認・評価し、実施する。
- 納品精度が基準を下回った場合は、**ドライバーに立会検品**を切り替える事も可能。
- 出荷時・納品時に担保すべき内容**(製品・数量・日付)**を確認、**及び外装確認**で順守することで納品精度維持が可能。

検品精度水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前にメーカー・卸間にて事前に対象拠点を明確にし、<b>対象拠点合計の実納品伝票件数と事故伝票件数(数量・日付違い)</b>を持って納品精度を評価。(納品率99.9%以上の精度を担保が条件)</li> <li>・ 共同配送拠点は、共同配送会社単位での検証とする。</li> </ul>
--------	---

納品精度検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納品精度の検証は、<b>一定期間(3か月程度)の実績にて評価</b>し、検品レスを開始。(メーカー・卸売業間で相互に確認)</li> <li>・ 開始後に納品精度の水準を下回った場合は、<b>納品精度が担保される迄、立ち合い検品</b>に切り替える</li> </ul>
--------	--

出荷・納品確認事項と担保内容			担保すべき内容	
			出荷時 (メーカー拠点)	納品時 (卸売り業物流拠点)
	数量		出荷指示書(ピッキングリスト等)の製品・数量と車両積込製品・数量一致	(対象外) ※立会検品レスでは相互確認しない
	賞味期限		出荷指示書(ピッキングリスト等)の記載の日付と現物日付が一致	(対象外) ※立会検品レスでは相互確認しない
	外観 (汚破損)	正 P L	パレット積付状態から視聴可能な天面・側面に汚破損がない	パレット積付状態から視聴可能な天面・側面に汚破損がない
	ケース	混載パレットに積付けられる製品外装に汚破損がない	混載パレットに積付けられる製品外装に汚破損がない	

## 13. 検品レス運用における瑕疵対応

- 立会検品後、卸側(物流事業者)にて商品確認した結果、**商品差異・数量過不足・汚破損・日付違いが発生**した場合は、**納品後3日(営業日)以内**にメーカーに申し入れ。
- 発生した事案については、メーカー・卸(物流事業者)間で原因調査・協議し処理を決定。
- 日付違い商品は**①入荷許容満たさない商品は返品②許容内の日付違いはメーカー・卸(物流事業者)間で協議し**、処理方法を決定。

瑕疵内容	瑕疵発生時対応
数量/商品差異	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数量差異の申し出は原則<b>納品後、3日(営業日)以内</b>。</li> <li>→発着拠点の棚卸等、双方で原因調査し結果をもって責任所在を決定</li> </ul>
汚破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚破損の申し出は原則<b>納品後、3日(営業日)以内</b>。但し、発現状況により別途協議</li> <li>→現品確認等。双方で原因調査を踏まえ、責任所在については協議。</li> </ul>
日付違い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付違いの申し出は原則<b>納品後、3日(営業日)以内</b>。但し、発現状況により別途協議</li> <li>・<b>入荷許容を満たしていない</b>商品は、<b>メーカーへ返品対応</b>とする。</li> <li>・<b>入荷許容内</b>にて日付違い商品は状況に応じ、<b>別途協議</b>。</li> </ul>

※ **取り決め期日を経過後**もメーカー・卸の双方において納品精度・日付等瑕疵対応に関する申し出があった場合は、**両社にて状況に応じ真摯に対応・協議**を行う。

## 各社からの意見と回答

### 検品レス

意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検品レス運用の課題：差異が発生した場合の対応について、汚破損がいつどのように起きたかを特定するのは難しいため、外観確認のガイドラインを検討する必要がある。（ハウス食品）</li> <li>● 運用指針：13.検品レス運用における瑕疵対応 検品レスと立ち合い検品に違いはない。（キューピー）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「事前出荷情報（ASN）の運用指針」の「12. 検品レス運用における基準・担保すべき内容」記載の内容以外にガイドラインとして必要な項目がありますか。これ以上細くなると双方によって不利益（ドライバーさんの立会時間も長くなることが想定される）が生じると考える。</li> <li>● 卸側はあくまでドライバーが帰ったあとの検品時に外装含め確認し、不具合があればメーカーに申告する。</li> <li>● 「13.検品レス運用における瑕疵対応」→検品レス定義を明確にする。</li> </ul>

### 賞味期限/鮮度ロット

意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日付の任意性：お酒の場合、鮮度の概念がなく詰口日付になるため、日付は任意で良いと考える。（菊正宗）</li> <li>● 商品鮮度ロットの表現：同一伝票で同一商品でも商品鮮度ロットが異なる場合がある。例えば、ポテトチップス塩の50ケースのうち、30ケースは11月賞味期限、20ケースは12月賞味期限という表現が必要。（カルビー）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 詰口日付は別に区分を付加するか、製造日付にデータセットするかの取り決めが必要と考えます。（各卸における管理方法も要確認）また、データ上のセット方法等も検討が必要。</li> <li>● BMSでデータを分ける対応になる予定。また、下記対応が必要になるものと考えます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>● パレットの分け方：賞味期限が異なる商品を混在させないように、パレットを分けることが推奨される。これにより、荷受け側が商品の鮮度を容易に確認できるようになる。</li> <li>● 伝票の記載方法：同一伝票で商品鮮度ロットが異なる場合、伝票上で行を分けて記載するか、古い方の賞味期限を基準に入力する運用を検討する必要がある。これにより、伝票上での誤解を防ぎ、正確な在庫管理が可能になる。</li> </ul> </li> </ul>

## 14. 「ASN対応/非対応」のメーカー混載便に対する荷受け運用

- ASN対応メーカー及びASN非対応メーカーが混載便にて入荷がある場合は、ASN非対応メーカーについては、従前の検品対応を伴う為、**当該納品ドライバーは伝票受領までを退出業務**とする。
- 混載便であってもASN対応メーカーについては簡易検品とする。

※ASN対応/非対応に対する荷受け運用

NO	持込形態		納品ドライバー対応	卸側(物流事業者) 荷受け対応
1	ASN対応メーカーのみ		・検品可能な整列状態まで	検品レス(立会い省略)
2	非対応メーカーのみ		・検品完了/伝票受領まで	全品に対し検品対応
3	ASN対応/ 非対応、混載	ASN対応	・検品可能な整列状態まで	検品レス(立会い省略)
		非対応	・検品完了/伝票受領まで	全品に対し検品対応

## 15-1. ASN活用による効果（メーカー側）

- 検品レスの実施により、①納品連絡デジタル化②ドライバー作業環境改善③荷卸し時間短縮④入荷待機時間削減等により物流資源の効率化が図れる。
- 伝票レスの実施により、①伝票事務作業削減②デジタルによる効率化(債権債務) ③ペーパーレス化等の効果が図れる。

	検品レス	伝票レス
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 納品連絡等のデジタル化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品に関する連絡がデジタル化による業務効率化</li> </ul> </li> <li>■ 入荷業務の簡素化・標準化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・立ち合い検品不要により納品時作業の簡素化</li> <li>・業界統一の運用による業務標準化。</li> <li>・ドライバー作業環境改善に寄与。</li> </ul> </li> <li>■ ドライバー拘束時間の削減                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易検品導入により荷卸し時間の短縮・効率化</li> </ul> </li> <li>■ 入荷待機時間の削減                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付/荷卸し時間の効率化によりバス回転率が向上し、待機時間の削減</li> </ul> </li> <li>■ 物流資源の効率化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入荷に関する時間短縮より車両稼働率が向上。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 伝票事務作業の削減                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝票発行事務作業が削減、コスト抑制が可能</li> <li>・受領書回収チェック業務廃止による業務効率化</li> </ul> </li> <li>■ ペーパーレス化の実現による効果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ化による紙環境負荷への貢献可能</li> <li>・伝票保管スペース圧縮による効率的活用</li> <li>・保管期限満了後の廃棄処理費用減</li> </ul> </li> <li>■ 売掛金確定の早期化/効率化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・受領データ活用により売掛確定の自動化実現</li> <li>・訂正内容も受領データより把握可能</li> </ul> </li> <li>■ 請求・支払い業務の効率化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・受領データ活用による請求データの早期化。</li> </ul> </li> <li>■ 業務デジタル化拡大                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ保管により違算時の確認業務・検索等の業務短縮化</li> </ul> </li> </ul>

## 15-2. ASN活用による効果（卸側）

- 検品レスの実施により、①入荷受付業務の効率化②検品業務方法変更(入力→確認)生産性・精度向上③検品業務の作業分担による効率化等により入荷業務全体の効率化が図れる。
- 伝票レスの実施により、①伝票での確認/修正業務工数削減②事後照合作業廃止③ペーパーレス化等の効果が図れる。

	運用	
	検品レス	伝票レス
ASN 共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 入荷受付作業効率の向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定特定(オーダーNO⇒拠点・車両へ変更)によるバース割付業務簡素化</li> <li>・伝票単位の照合確認不要。</li> </ul> </li> <li>■ 検品作業効率・精度の向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前数量/日付確認での検品方法により効率化</li> <li>・日付確認入力作業減によるヒューマンエラー軽減</li> </ul> </li> <li>■ 簡易検品導入による運用の効率化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷卸し時間短縮及び作業分担による入荷効率向上</li> </ul> </li> <li>■ 入荷業務の効率化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・数量の事前把握による事前準備の最適化(人員等)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 入荷作業効率の向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付業務の伝票単位での確認不要</li> <li>・受領書の修正・押印省略による業務効率化</li> </ul> </li> <li>■ 事後照合事務作業の廃止                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ照合による事後での伝票確認業務不要</li> </ul> </li> <li>■ ペーパーレス化の実現による効果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ化による紙環境負荷への貢献</li> <li>・伝票保管スペース圧縮/伝票廃棄費用削減</li> </ul> </li> <li>■ 業務デジタル化拡大                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認業務・検索業務の短縮化</li> </ul> </li> </ul>
ASN レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 検品作業効率の向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両単位の検品による作業精度・生産性向上</li> </ul> </li> <li>■ 入荷台数事前把握によりバース効率化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入荷台数の事前把握可能よりバース効率最適化</li> </ul> </li> </ul>	-
ASN レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 検品作業効率の向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・PL単位の検品による大幅な作業精度・生産性向上</li> </ul> </li> </ul>	-

## 各社からの意見と回答

### 全般

意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>● （共配）物流会社目線での、運用指針の作成が必要。（キユーピー）</li> <li>● 詳細内容（伝票レス運用、配送指示書の運用、ASNデータ送信運用）を議論していく必要がある。（キリン）</li> <li>● ASN運用指針の課題：弊社ではASN運用指針のルールにおいて、賞味期限データを分けられないことや、出荷情報の作成タイミングがASNで定義された時間に間に合わないことが課題です。また、紙情報をデータ連携しても検品レスにするには有効でない可能性が高く、指針に従うのが難しいと感じている。（サントリー）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の指針には物流会社の視点も含まれていますが、不足している部分については再度検討する。</li> <li>● 運用指針の策定において、物流会社の参画が必要かどうかについては、以下の点を考慮する必要があります。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 物流会社の参画の必要性：物流会社が運用の実務を担うため、彼らの知見や経験を反映させることは重要。物流会社の参画により、より実効性のある指針が策定できる可能性がある。</li> <li>2. 荷主による指針決定：荷主が指針を決定し、それに基づいて物流会社に依頼や指示を行う方法も考えられる。この場合、荷主の意向が明確に反映されることが利点。また、共配の場合、物流会社がASNを作成することが一般的であるという認識に基づいていると理解している。SKUが多くなることを考慮し、パレット単位でのASN作成が望ましいと考える。</li> </ol> </li> <li>● 賞味期限データの分け方：             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賞味期限がある場合は、必ず賞味期限を分けてデータを送信する必要がある。</li> <li>・ 賞味期限がない場合は、検品時に立ち合い検品を求める指針となっている。</li> </ul> </li> <li>● 出荷情報の作成タイミング：車両情報を付加する場合、タイミングが間に合わない可能性がありますが、ASN1.0では車両情報は不要ですので、再検討ください。</li> <li>● 紙情報のデータ連携：紙情報については、内容を再確認する必要があります。現状の情報では検品レスにするには有効でない可能性が高いとのことですが、詳細な内容を確認させてください。</li> <li>● 全体最適のためには、個別対応をできるだけ削減する必要があります。</li> </ul>

## 各社からの意見と回答

### その他

意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 即席面業界では国交省の物流標準化アクションプランに従い、納品伝票の標準化を進めている。紙が残る場合は、出荷指示書ではなく納品伝票を使い続ける方が良いと考えている。最終的にはペーパーレスを目指すことに変わりはありません。（日清食品）</li> <li>● 運用指針：7-1.ASN活用に関する業務フロー（現行）物流業者の記載が入荷ドライバーしかない（キューピー）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当面は紙の伝票が必要とのことですが、将来的にはペーパーレス化を目指していく必要があると思料いたします。卸としては、配送指示書をお願いしたいと考える。</li> <li>● 「7-1.ASN活用に関する業務フロー」→卸側から見た場合、センターでの対面者は入荷ドライバーのみなので、そのように記載としている→記載を見直すか要確認。</li> </ul>

## Ⅲ. 今後について

## 今後について

---

- 確認・検討ができなかった内容や更に検討が必要な内容については、次回の分科会にて検討する。
- 別添「ASNに関する意見と回答」にて、回答した内容を「事前出荷情報（ASN）の運用指針」に掲載すべき内容がありましたらご指摘ください。  
（もしくは、Q&Aとして掲載を検討）
- ASN運用指針については、完了を今年3月を目標とする。
- 掲載の内容や文言等に対し、追記・修正がありましたら、添付アンケートに記載し、事務局までメールをください。（[nsk-ookubo@nifty.com](mailto:nsk-ookubo@nifty.com)）  
期限：1月30日（金）



 **一般社団法人 日本加工食品卸協会**

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階

電話 03-3241-6568

FAX 03-3241-1469

URL <http://nsk.c.ooco.jp/>



2026年1月6日

# 2026年 日食協北海道支部新年交礼会

北海道支部 賛助会員 共催

日 時 2026年1月6日(火) 11:30~12:30

場 所 京王プラザホテル札幌 2F エミネンスホール

札幌市中央区北5条西7丁目

TEL 011-271-0111

## 次 第

1. 開 会 11:30~ (受付11:00~)
2. 挨拶 (一社)日本加工食品卸協会 北海道支部 支部長  
日本アクセス北海道株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 齋藤 伸一
3. 挨拶・乾杯 (一社)日本加工食品卸協会 北海道支部 賛助会員 世話人会代表  
北海道味の素株式会社  
代表取締役社長 矢野 禎人
4. 中 締 め (一社)日本加工食品卸協会 北海道支部 副支部長  
国分北海道株式会社  
代表取締役社長執行役員 諏訪 勝巳

